

西蝦夷地
漁民の移住

に出稼したり而して松前氏復領の後、天保十一年増毛以北にも出稼を許すに至れり。天保飢饉の際、松前、江差、函館各地の漁民等、西蝦夷地に移住し、岩内、壽都等の諸場所漸く繁榮す然れとも、舊來の習慣として婦人の神威岬かみいさを越ゆるを許さざりしかは、其の以北に入ること能はざりしか、安政三年幕吏の妻子を携へ此の岬を過ぎしより其の跡を追て移住するもの多く小樽、石狩等皆土着の和人を見るに至り各場所の形勢一變せり。

鯨漁業に
關する制
限

松前藩以來鯨漁業には差網を用ひ大網を許さざりしか、奥地の場所の如きは入稼人もあらざれば請負人は漁獲の多きを望みて曳網を使用し尋て建網を使用せしかは他の諸場所に於ても之に倣ひ竊に之を使用するものあるに至れり、因て天保十四年松前藩は大網使用の禁を申嚴せしか、西蝦夷地の各請負人は一同連署して差網を使用し難き處並に「二八取り」の入稼少き所は入稼人と熟談の上之を使用せんことを出願し許可を得たり而して請負人は此特許を口實とし禁を犯して濫用するのみならず入稼人中にも之を使用するものあるに至りしを以て松前藩は安政元年再び天保の禁令を嚴達し久遠より厚田に至る各場所に於て一切建網、筥網、起網を含むを用ふるを禁したり然れとも各場所とも利益多き建網を廢する能はされは尙ほ竊に之を

網切騒動

使用せり偶々江差地方鯨の凶漁に際したれば同地方の漁民は建網を以て鯨の蕃殖に害ありとなし安政二年二月數百人黨を結ひ久遠以北に亂入し大網を切斷せり之を網切騒動と稱す此年本道は復た幕府の直轄となりしか同三年大網を許し一統に付き税金三兩を納めしめ江差地方薄漁の節は之を救助する事と定めたり爾後建網は漸次増加して大に鯨の收穫を増したり。

榨網の發
明

大網には其の初め袋網を附し收穫せる鯨を一時其の中に入れ置きたるか袋より汲上くるの勞多かりしを以て安政三年古平場所に於て始めて榨網なるものを發明せり其の法木材を以て枠を組み之に網を張り水面に浮へ置くものなり尋て榨網を船に附着することを工夫し以て鯨漁業上に一進歩を與へたり是れ實に吊袋の起原にして其の初め枠を用ひしにより今尙ほ吊袋を稱して枠といへり。

漁船漁具
の進歩

松前藩の頃に於ける鮭の漁具は差網、曳網を主とせしか享和、文化の頃より建網、小舌網を用ふるものあり、鱈漁網も亦然り、鱈の大謀網おほいばなは嘉永年間より行はれ、鱈釣業の入稼人中には川崎船を使用するものあるに至れり。

漁業の發
達

鯨は漸次産額を増し其の結果先づ奥場所に於て搾粕の製造を初め尋て各場所に及ぼし、鱈漁は文政年間より進歩し是れ亦搾粕として輸出し、昆布は其の産額を増せる

のみならず製法も亦改良し赤昆布の如きは殆んど其の跡を絶ち、鱒は嘉永年間より産額を増し鹽切りをなして輸出し、烏賊鱈等の釣漁業も亦進歩せり鱒の産額は擇捉開發の爲め俄に増加し其の後稍々減退せるも利益少なき搾粕となすを廢して悉く鹽引となしたり

養殖及保

壽都場所請負人田付新兵衛其の地に昆布の乏しきを憂ひ安政年間搔送り船の島牧場所に至る毎に途中より昆布の付着せる石を採り來り沿海に投入せしめ又陸より石を運搬して投入し遂に昆布の繁殖を見るに至れり、又沙流場所請負人山田文右衛門は万延元年より投石法を試み好結果を得て爾後年々投入し明治元年迄に其の數三十一万七千個に達し同年昆布七百石を收獲するに至れり、又請負人中志あるものは禁漁場を設け或は海岸の樹木を伐るを禁したる等、魚族の保獲蕃殖に意を注ぐものなきにあらすと雖も斯くの如き事は極めて稀にして概して濫獲の傾ありたり

開拓使及三縣一局時代

請負人廢止

明治二年九月場所請負を廢し尋て舊請負人の内従前の如く漁業を爲すものは當分漁場持と稱せしめ漁業を廢するものは場所に備置ける漁具漁船代價を下付すへき

漁業の奨

旨を達す此請負廢止は本道漁業上の一大變革にして獨立の漁民を殖し斯業の發達を圖るに最も適當の所置たり同四五年の交僻陬の地にして請負人廢止後土人疲弊の狀ある處は有力なる舊請負人に命し漁場持たらしめ以て土人を撫育す天鹽北見二國の全部根室國の半部及び國後擇捉是なり然るに漁場持は廣大なる漁場を借受くるに拘はらず舊慣を固守し場所相當の業を營ます却て他の營業者を妨害する弊あるを以て九年悉く之を廢せり

漁業資本の貸與

場所請負を廢したる後漁場出願者には之を割渡し又海産干場は寄留人には貸渡し永住人には無償にて私有となし^{十二年に至り寄留人も永住人と同様の處分をなす}以て漁民の土着を奨勵し又同七年自費を以て昆布場を開く者は五年間現品税及び地租を免除し尙ほ十一年に至り免稅期限二年乃至五年を延へ又同三年以來漁業資金を貸與する等漁業の奨勵に努むる所少なからず

漁業資本は其の初め地方の事情によりて貸與し其の金額も亦多からざりしか十一年漁業資本貸與規則を設け貸與金に對し一箇年一割二分の利子を納めしめ内五分を官收し六分を貯蓄して年々貸與額に加へ其の金額を官貸金より遞減し一分は取扱諸費に充つ其の他十四年には又昆布採取並に煎海鼠治製の爲め貸付をなせり左

に明治十四年度に於ける貸付金の状況を示さん

種別	貸付金		本年返納	本年利子収入	残金
	前年繰越	新貸付			
漁業	二六五,五三三	二七五,三三二	五五,〇四三	三〇,二七五	四七三,〇二〇
昆布採取	—	九三,三六六	六三,三六六	—	三〇,〇〇〇
煎海鼠製造	—	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—	—

此の外清國貿易の重要品(昆布煎海鼠、干鮑、鰯)に就き内務省勸商局と約締をなし産業資本貸與の方法を設け之によりて十年度より十四年度迄に該局より支出したる金額八十餘萬圓なりき

明治五年漁業改良の爲め鹿兒島縣漁夫五十七名を募り函館近傍及び余市地方に配置し長崎漁夫五十五人を募り室蘭に移したりしか成績不良なりしを以て同七年解雇せり、同六年小樽高島二郡薪炭乏しきを以て石炭を代用するを輪告し且つ竈具を製して拂下く、同八年札幌本廳昆布製造の取締を嚴にし根室支廳は一束一函毎に採收人の姓名を附せしむ、十一年根室に鯨粕製造改良器械を据付け蒸氣機械を以て之を行ひしも終に好結果を得ず以上の外製造及び荷造の改良等に關し數次布達を發

漁夫の募集
其他改良
の施設

保護及養
殖

販路擴張
及水産物
製造

水産税

昆布製造
改良

して戒飾し若しくは取締を嚴にせり

鮭は濫獲の憂最も多きを以て曳網の外種々の網を用ふるを禁し又た札幌郡は豊平川の外其の漁獲を禁せり、明治十一年札幌及び七重勸業試験場に養魚池を設け人工孵化を試む、十二年渡島國茂邊地村の民相謀り鮭魚人工孵化場を設く翌十三年同國及部村人民亦之を設く、又六年以來種々の魚貝養殖の爲め各地に放養を試みたり渡島國葦菜沼、大沼の鯉の如き實に當時放育の賜なりとす、十四年潜水器を深十五尋以内の海に使用し鮑を漁するを禁す是該器械の使用増加し濫獲の弊あるによるなり、開拓使は水産物の清國販路擴張に關し種々調査計畫する所あり又水産物製造の爲め罐詰所及び鮭肝油製造所を新設せり商業並に工業の章を参照すへし

水産税は明治三年正月五分一現品と爲し漁民をして直接に納付せしむ、四月改めて收税は總て舊請負人各自の慣習に準據す故に各郡の税率參差異同ありて一定せず其の後多少改定ありと雖も各産物の税率は概ね收獲の一割乃至二割の間に在りたり

廢使置縣の後三縣皆水産事業の進歩を企圖し昆布製造改良魚粕荷造法其他改良する所あり、昆布製造改良に就きては明治十六年札幌縣に於て日高國の營業人總代

魚粕荷造
改良

を浦河に招集して諮問會を開き昆布製造改良組合を設けしめ又根室縣に於ても昆布採取々締規則昆布改良通信規則を定め同十七年根室縣昆布採取貸與規則を定むる等其の改良並に採取に付獎勵せり魚粕荷造法に就きては十五年札幌縣に於て布達する所あり十八年札幌函館二縣論達して荷造粗略の弊を矯めしめ根室縣も亦同年魚粕俵造取締規則を發布せり

漁業組合
其他

明治十六年札幌縣漁業採藻營業及ひ海産拂下取扱順序並に漁業採藻及ひ海産干場拂下願取扱順序を定め十七年函館縣漁業組合條例根室縣鮭漁業組合規則を定め札幌縣も亦漁業組合を設けしむ十八年根室縣厚岸湖内牡蠣採取規則等を定めたり其の他札幌縣は豊平川外數川鮭密漁取締の爲め看守人を置き大津川の鮭漁を禁止函館縣は茂邊地川外二川に建網を用ふるを禁止漁業の期節及ひ沖出間數を定めたり

北海道廳時代

道廳の施設

道廳は三縣の法令區々に亘り甚た不便なるを以て先づ魚粕荷造法水産物取締規則を設けて之を一定し又吏を遣はし米國漁業を調査せしめて參考と爲し清國水産販路を調査し以て輸出の途を謀れり次て水産調査漁場連絡測量の業を起し漁船漁具

水産調査

の改良を獎勵し魚族の養殖を圖り水産製造を試み巡回教師を置き水産補助金を下附する等着々施設する所あり

水産調査は全道水産の狀況を知悉せんか爲め明治二十一年開始し二十七年終結す水産豫察調査水産調査の一部は水族の種類效用等を概略調査する目的を以て二十二年

着手し二十五年結了す此の調査により本道水産の狀況を知るを得て官民共に大なる便益を得たり然れども水族に關する研究は一層精密を要するものあるにより三十年地を後志國高島村に卜し水産調査所を置き室内には水族放養槽海中には養魚池を設け専ら生物學的調査に従事し以て今日に至れり

漁場連絡
圖

漁場連絡圖は斯業上甚た必要なるを以て明治二十八年之を調製する爲め測量に着手し三十五年一段落を告げ以て漁場の位置と各漁場間の關係を明かにせり爾後新なる出願又は變更出願あるときは之を實測して原圖を加除變更し以て常に一目瞭然たらしむ

水族の保護

鯨、鮭は主要の産物なるか漸次減少の傾あるを以て夙に之か保護の必要を認め鮭鯨人工孵化を獎勵し保護河川を定めて湖上産卵を容易ならしむるの外明治三十年鮭鯨保護規則を三十四年鯨保護規則を發布して新漁場の創設を禁するの方針を採

人工孵化

魚粕壓搾器の試験

り現行取締規則に於ても此主旨を繼承して周密なる規定を存せり又鮑、海扇、北寄貝、海鼠、石花菜等に就ては漁期及び體長の制限等を設け殊に鮑は輪採區を設けて三年一回採捕を行ふこととし以て其の蕃殖を圖れり又厚岸湖の牡蠣は地方の特産なるか濫採の結果産額大に減少したるを以て取締規則を設け殊に三十九年規則を改正して區畫漁業を免許し漁業者をして自ら其の漁場を愛護せしむる方針を採れり開拓使の時試みたる鮭鱒人工孵化の業は其の後中絶せしか明治二十一年道廳は石狩川の支流千歳川の上流に該孵化場を設け年々夥多の魚卵を孵化放流し又二十六年以來三年間釧路國阿寒湖より「カバチエッポ」魚の卵を採取して之を千歳川水源支筋湖に移殖したるに成績良好なりしを以て年々之より採卵して各地に分與せり三十四年千歳孵化場を地方費支辨となし北海道水産試験場分場と改め本年又根室水産組合の所屬に係る西別鮭鱒人工孵化場を地方費に移し分場とせり右千歳孵化場の設置ありし以來民間にも亦之に倣ひて孵化場を設くるものあり目下其の數十箇所あり三十九年官私の孵化卵數五千五百萬粒以上に達せり明治三十二年魚粕壓搾器の改良試験を行ひ螺旋を用ひたるに成績頗る良好なりしかは爾後漸次民間に行はる

水産製造試験

水産物検査

漁船改良試験

明治三十四年水産試験場を後志國高島村に設く本場の製造試験は本道に豊富なる鯨の利用を主眼とし之を鹽藏、燻製、罐詰の三種に試製せるか鹽藏鯨の如きは海外に試賣して有望なる結果を收めたり又魚粕乾燥機を米國より購入して之を試験し其の他鱈、小鯨、鮪、鱈、鱈、蟹、海鼠、鮑等に就き種々の製造を試験せり水産物製品検査は斯業發達上緊要の事に屬するか故に各水産組合をして之か勵行を勉めしむと雖も組合の權能は組合員以外に及ぼす能はされは本廳は製造取締規則を定め検査施行の道を開かんと欲し先づ昆布に之を試みたり即ち検査施行の機關としては水産組合を利用し占有者の何人たるを問はず検査を行ふを得せしめ且つ時々官吏を派して監督を爲さしめたれば之か改良の效顯はれ製品の聲價を昂くること尠少ならず從來本道にて使用する漁船は遠海に出づるに適せざるを以て道廳は之か改良を圖り明治十九年帆船改良丸を造り翌年之を鱈漁業に試用し二十一年「ドーリ」船一艘を造り其の後更に在來の川崎船を改良するの適當なるを認め二十二年各種の川崎船と西洋帆船とを折衷し三艘の川崎船を造り爾後數回の改良を加へ成績大に見るべきものありしかは民間にも之を模倣して新造するものあるに至れり

巡回教師

明治三十五年水産巡回教師(三十九年水産技師技手と稱す)を置き各地を巡回し講話を爲し漁具漁法及び製造の改善進歩に資する所少なからず又三十七年講習會を開催し巡回教師をして簡易に教授せしめしに其の成績大に觀るべきものありしにより三十八年以來は此種の講習會を主として行ひつゝあり

水産業補助

漁業資本の貸與は道廳時代に至り之を廢止せるか明治二十九年以來特殊の事業即ち人工孵化及び水産品評會に對し補助金を交附するとなし三十六年水産業補助規程を發布して補助の範圍を擴張し(一)鮭鱈人工孵化場の新設及び經營並に天然養殖、(二)鮭鱈の養魚池設備、(三)品評會の開催、(四)新規の漁撈製造養殖に關する試験、(五)新規の漁具漁船又は漁獲物運搬に關する試験、(六)教師の備入にして近年の補助額は毎歲約一萬五千圓に至る而して補助したる事業の内成績の著しきものを舉ぐれば室蘭に於ける汽船「トロール」、茅部郡に於ける揚繰網、浦河に於ける鯉竿釣、鯉の鹽藏及び燻製、大鮎浦、鉦鐘、節其の他鮭鱈人工孵化等なりとす

漁業の發達

以上は官に於ける施設を述べたるものなるか次に民間の状況を見れば元來漁業は本道に於て最も古く開け最も早く發達したるか故に近時進歩の割合は他の諸業の如く顯著なる能はずと雖も漁民戸數は明治十九年專業九千二百四十六兼業九千八百六十九なるもの三十九年には專業三萬八千四百七十兼業一萬五千四百七十五となり水産物の總價額は十九年四百五十三萬六千餘圓なりしもの三十九年には一千三十六萬餘圓となり二倍餘の増加を示したり又漁民は昔時は殆んど奥羽地方の移民なりしか今は北陸道諸國のもの少なからず又其の他諸國のもの之に交り従て漁具漁法等にも改良進歩を顯はせり

漁民資力の増加

明治二十年水産税を輕減して百分の五となし官貸金の内返納の見込みなきものを棄捐せしより漁民の負擔大に輕減したるのみならず漁業經濟も亦年を逐て進歩したるか爲め漁民の資力を増し家屋の改築其の他漁村の面目大に改まり且つ凶漁に逢ふも昔日の如く困難せざるに至れり唯福山、江差地方は八九年間打續きたる鯨薄漁の爲め近年生計に困り離散するもの少なからず

水産組合
漁業組合

三縣の時設けたる漁業組合は漸次發達し其の効果觀るべきものあり組合數七十餘に至りしか明治三十五年漁業法實施後改めて水産組合となし目下其の數六十七聯合會四ありて斯業に盡しつゝあり又三十五年發布の法令に據る漁業組合は漸次設立して目下十五箇所となれり唯該組合は何れも地先水面專用漁業權の獲得を希望するも未だ免許に至らざるを以て一二の外今日成績の觀るべきものなし

第七章 漁業 統計

各種の水産物は多く産額を増加せり鱈、大鯿は新に漁場を發見したると川崎船の使
 用増加したるか爲め、烏賊は川崎船の使用盛なるに至りしか爲め、鮪、鮫は漁場發見の
 爲め、鰹は節の製造を始めしか爲め、鰯は新漁場の發見と漁法の進歩せる爲め、其の外
 魚貝海藻の類概ね産額を増大せり又鱈しやちは近年之を釣り始め、大刀魚さんまは本年流網を以
 て漁獲し何れも成績良好なるものゝ如し唯近年漁獲減少の頗あるは鯿、鯿なまこなるか
 保護及び養殖の方法略ほ整ひたれば今後著しき減少なかるへきか殊に鯿に至りて
 は復た増獲すへき時機あるへしと察せらる

漁船漁具
の改良
製造の進
歩

漁船漁具は各地に於ける川崎船使用の増加天鹽地方に於ける海鼠八尺網の改良を
 始めとし其の他局部の改良は枚擧に遑あらず又製造は罐詰業の進歩、鰹節其の他節
 類製造の創始、海苔製造の改良及び鹽藏、鯿、鰯製練の近年増加の傾向あるか如き搾粕
 に螺旋を用ふるか如き、魚油槽に改良を加へたるか如き、各製品の乾燥を嚴にするに
 至りたるか如き皆其の發達を示さざるなし

統計
重要水産物産額累年表

年次	鯿	鮪	鰹	鱈	鯿	柔魚	昆布
明治三年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇

年次	鯿	鮪	鰹	鱈	鯿	柔魚	昆布
明治四年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同五年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同六年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同七年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同八年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同九年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十一年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十二年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十三年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十四年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十五年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十六年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十七年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十八年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同十九年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同二十年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同二十一年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同二十二年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同二十三年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同二十四年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同二十五年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇
同二十六年	三三九,四四〇	一八二,〇〇〇	一八六,〇〇〇	三九,四〇〇	?	?	三〇,六二〇

第七章 漁業 統計

支廳及區役所	鮭	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈
明治三十二年	八,九七九,四〇四	二,四四六,〇〇〇	三,五〇四,〇〇〇	五,七九七,九七九	六,八〇〇,〇〇〇	七,三三三,三三三	六,六六六,六六六	七,七七七,七七七	二,二二二,二二二
同三十三年	七,九七九,三三三	二,三三三,三三三	三,三三三,三三三	四,四四四,四四四	五,五五五,五五五	六,六六六,六六六	七,七七七,七七七	八,八八八,八八八	三,三三三,三三三
同三十四年	八,三六八,五五五	二,五五五,五五五	三,五五五,五五五	四,五五五,五五五	五,五五五,五五五	六,五五五,五五五	七,五五五,五五五	八,五五五,五五五	三,五五五,五五五
同三十五年	八,七九七,八八八	二,六六六,六六六	三,六六六,六六六	四,六六六,六六六	五,六六六,六六六	六,六六六,六六六	七,六六六,六六六	八,六六六,六六六	三,六六六,六六六
同三十六年	九,二四九,九九九	二,七七七,七七七	三,七七七,七七七	四,七七七,七七七	五,七七七,七七七	六,七七七,七七七	七,七七七,七七七	八,七七七,七七七	三,七七七,七七七
同三十七年	八,七九七,三三三	二,六六六,六六六	三,六六六,六六六	四,六六六,六六六	五,六六六,六六六	六,六六六,六六六	七,六六六,六六六	八,六六六,六六六	三,六六六,六六六
同三十八年	八,二〇〇,九九九	二,五五五,五五五	三,五五五,五五五	四,五五五,五五五	五,五五五,五五五	六,五五五,五五五	七,五五五,五五五	八,五五五,五五五	三,五五五,五五五
同三十九年	六,三〇〇,六六六	二,四四四,四四四	三,四四四,四四四	四,四四四,四四四	五,四四四,四四四	六,四四四,四四四	七,四四四,四四四	八,四四四,四四四	三,四四四,四四四

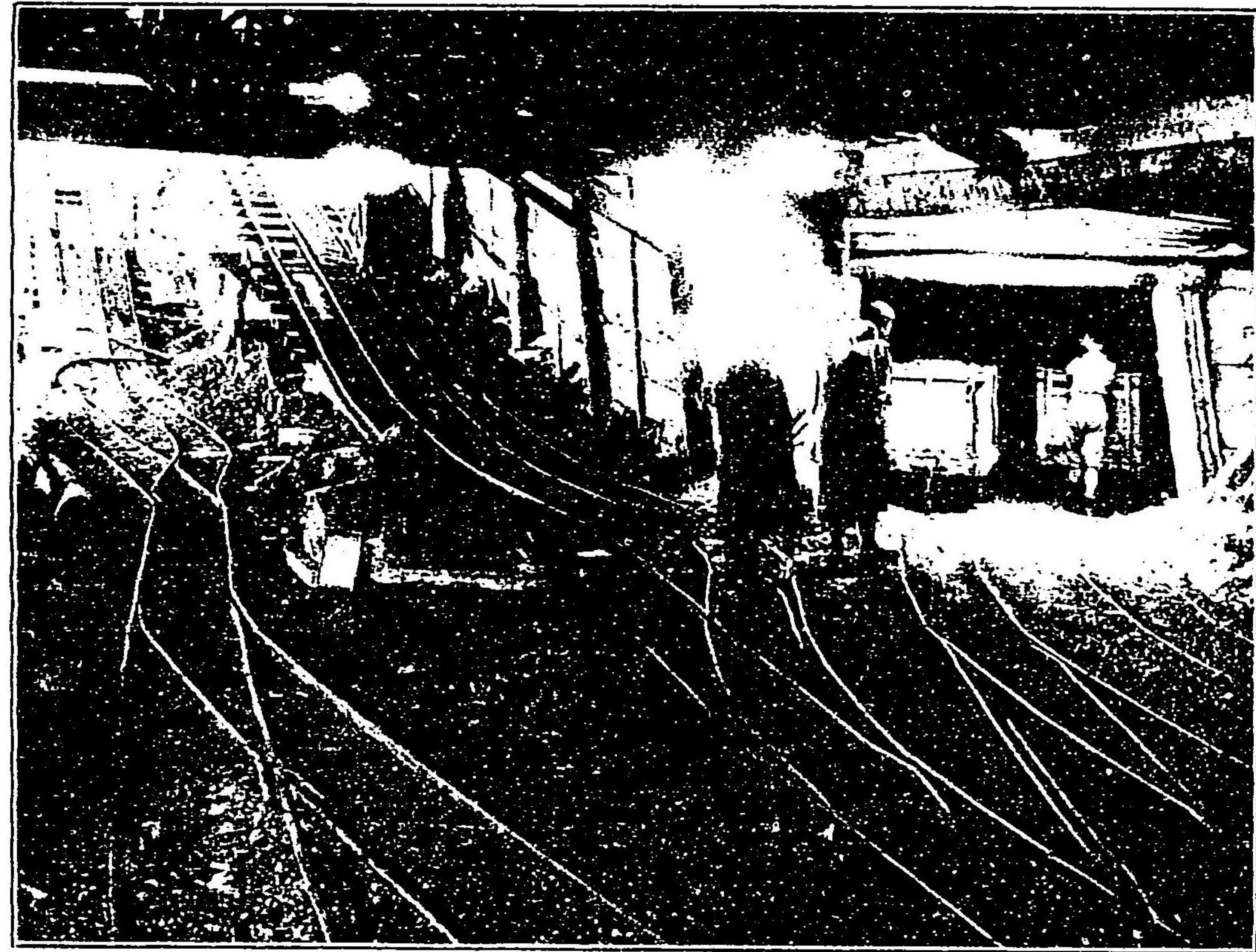
三十九年重要水產物產額支廳別表

支廳及區役所	鮭	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈
札小	一四,七四九	三,五五五	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇
岩內	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,〇〇〇
壽都	六,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
檜山	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,〇〇〇
函館	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,〇〇〇
室蘭	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,〇〇〇
浦河	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,〇〇〇
河川	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,〇〇〇
釧路	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,〇〇〇
根室	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,〇〇〇

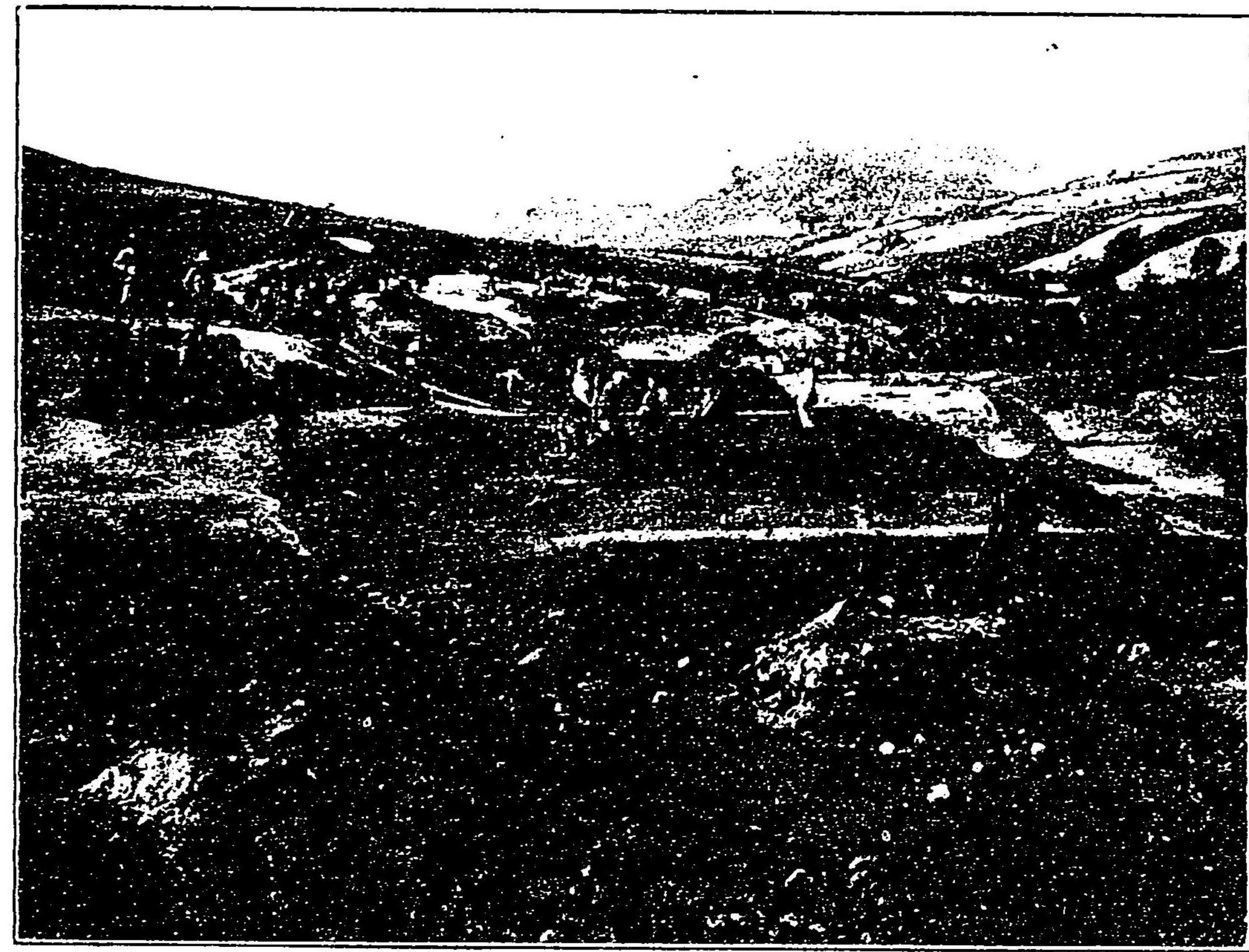
支廳及區役所	鮭	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈
網走	七,〇五五	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
宗谷	一〇,四二八	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
小樽	二七,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
小樽	九,五六七	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
函館	三,七三三	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
總計	三三,七三三	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇

明治三十九年水產物價額支廳別表

支廳及區役所	鮭	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈
札小	一,九七〇,七〇〇	九,七〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
岩內	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
壽都	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
檜山	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
函館	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
室蘭	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
浦河	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
河川	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
釧路	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
根室	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
總計	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇



新夕張炭山



蛇田鐵礦

總計	網走			宗谷			增毛			小樽			函館		
	一	二	三	一	二	三	一	二	三	一	二	三	一	二	三
六,三五六三	八八,九〇〇	一〇七,一六二	一五,三五三	二〇,六六五	七,七〇八	一,一七五	二六,三二五	四三,三三三	三,三三三	二,二二五	一,一七五	二六,三二五	四三,三三三	三,三三三	二,二二五
六,七四五四	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五
二九,三三〇	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五
二六,三七九	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五
二四,一三四	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五
四四,二五四	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五
八八,五五〇	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五
一〇,三三〇	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五
一〇,三三〇	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五	一,一七五

第七章 漁業統計

新夕張炭山

此炭山は石狩國夕張郡登川村にあり鑛區十七、採掘坪數九百十六萬餘にして元と札幌の谷七太郎の所持なりしか今は同人と石狩石炭會社と共同經營せり炭層は上層六尺、中層八尺、下層十尺の三層其外に四尺層あり本年一月より六月迄の産額五萬九千餘噸にして炭質は滌青熔合質なれば殊に瓦斯、骸炭の原料に適す本圖は其三番坑口より四輪車にて運炭する所を寫せるものなり

虻田鐵鑛

本鑛は膽振國虻田右珠兩郡に跨り九鑛區約六百萬坪あり東京の橋本忠次郎之を經營せり去る三十八年採掘を始め昨三十九年は八月より十二月迄に四百九十一萬餘貫、本年は五六兩月に百八十萬餘貫を産出せり鑛質は褐鐵鑛にして枝光製鐵所に特約販賣す此圖は採掘の景状を寫せるものにして先づ鶴嘴を以て數尺の表土を掘削して採鑛し之を海岸の貯鑛所に送り以て船積みとす

第八章 鑛業

松前藩時代及其以前

鑛業の濫

今を距ること七百三年前即ち元文二年筑前の船舶蝦夷地海濱現今の渡島國知内村に漂着し其の舟子の一人は同處の川底に於て偶然金塊を發見し歸りて後ち甲斐國荒木大學に提出せり大學之を將軍源頼家に獻したるより大學は坑夫八百人を率ゐ知内に渡航し盛んに砂金採取に従事せりと云ふ此事果して眞なりとせば本道鑛業の濫觴は實に久しと謂ふへし

松前藩の砂金

降て松前藩時代に至り慶長十三年徳川幕府の吏大久保長安知内の金を採取せんことを謀りしが松前藩は辭するに地僻にして糧を他邦に仰ぐか故に坑夫を養ふこと能はざるを以てし事遂に止みたり元和三年松前の東部楚湖、大澤より砂金を出し同六年松前藩より砂金一百兩を幕府に獻したるに幕府は其の獻する所の砂金と共に封内の金山を擧げて松前藩に與へたり是より砂金採取は漸次隆盛となり寛永八年には島小牧、同十年には沙流、同十二年には運別、十勝より産出し知内川流域、利別川上

流等も皆採取し諸國の坑夫入り來るもの年々數千人の多き盛況を呈すること數十年間當時松前の商賈は一般に砂金を以て取引をなし又坑夫の運上金は一人一箇月に付砂金三十匁を採取するものと見做し其の三十分の一即ち一匁を徴收したるを見ても當時如何に多額の砂金を産出したるかを知るへし然るに此砂金業は永續を期し難くして稍々衰退に傾くに當り寛文八年染退の會長シクシインなるもの坑夫莊太夫の教唆により亂を起せし爲め砂金業は全く廢絶に歸したり其の後元祿年間松前藩に於て羽幌(天鹽國)の海濱に砂金採取の企てあり數年間之に従事せしも結果良しからずして廢止し次て元文元年板倉源次郎なる者蝦夷地の金鑛を幕府に告げ翌年金座後藤庄三郎の手代として渡來し諸處踏査したるも遂に得る所なく同三年江戸に歸れり明和二年幕府中村安右衛門なる者に命し千軒岳の金鑛遊樂部の鉛山等を検査せしめたるも是れ亦收支償ふの見込みなく事遂に止みたり

諸鑛山開
發

當時代に於ける鑛業は砂金採取の外觀るに足るものなしと雖も亦他に幾多の鑛山を發見し若くは開採を試みたり即ち松前の西部なる赤神の銀鉛山は寛永八年開坑し江差の笹山鉛山は正徳三年脈幅約四尺のものに掘當て一時多量の産出あり同處の豊部内鉛鑛も亦開採し同山衰へて明和四年山越内の遊樂部鉛山を開き上ノ國の

金鑛探檢

銅山は寶曆十三年開坑を出願せり其の他渡島東部の砂鐵、惠山及び岩内の硫黃、知内及び茅部の石油、釧路の石炭等皆既に百數十年前に知られたり

幕府直轄時代

硫黃砂金
採取

寛政十一年幕府は東蝦夷地を直轄し文化四年西蝦夷地を併せ文政四年に至りしか此間始めて雌阿寒岳、惠山及び岩雄登の硫黃山を採掘し又曩に廢絶したる利別川上流の砂金を採取したるも盛んに其の業を營みたるものなかりき

官業鑛山

安政二年幕府の再ひ本道を直轄するや箱館奉行は鑛山開發を以て蝦夷地開拓重要事となし官吏を派して各地の鑛山を調査せしめ或は南部の鑛山師を招きて實地の檢分を命し處々に官營の鑛業を開きたるのみならず又民間の鑛業を奨勵し硫黃の如きは價額を定めて奉行所に買上くるに至れり其の官業として經營せしものを舉ぐれば古武井製鐵(渡島國龜田郡)、一ノ渡鉛山(同上)、川汲銀山(龜田郡茅部郡の境)、遊樂部銀鉛山(膽振國山越郡)、釧路の炭鑛、茅沼の炭山等にして民業に於ては岩雄登硫黃山(岩内)、惠山硫黃山、登別硫黃山等なり其他當時發見したるものは跡佐登硫黃山(釧路國川上郡)、利別川上流の滿俺(後志國潮棚郡)、石狩の石油(石狩國石狩郡厚田郡)、茂岩の銅鑛(後

洋人雇聘

志國古宇郡等にして知床の硫黄北見國斜里郡も亦會津藩によりて試掘せられたり當時の鑛業は何れも好成績を見るに至らざりしと雖も其の經營の跡を討ぬれば亦感すへき所少なからず安政四年箱館奉行は和蘭國の鑛山教師を雇入れ實地傳習せしめんことを幕府に建言し終に許可なかりしも文久元年には遂に米國人ブレイキ、ボンベリーの兩名をして本道南部の地質及び鑛物を調査せしめ慶應三年には茅沼炭山に英國人イー、エチ、エム、ガールを鑛山師として招聘したり又古武井の製鐵所は一部の蘭書によりて五稜郭を設計したる蘭學者武田成章の計畫に成り箱館奉行は大金を投して該地に熔鑛爐、反射爐を築造せり惜むらくは不結果に終りしと雖も是れ本邦に於ける兩爐設置の嚆矢なり釧路の炭山(安政三年)、茅沼の炭山(文久二年)の開採は安政元年箱館開港の事定まりたる爲め隨て石炭の需用多かるべきを慮り開採したるものにして殊に茅沼の炭山は慶應三年英國人を雇聘し運炭の爲め鐵道の敷設を計畫したり此他箱館奉行は安政四年安全燈を購求して釧路の炭山に送り之を坑内に使用せしめ又文久元年ブレイキ、ボンベリーか遊樂部銀山に於て火藥を用ゐて岩石を破碎し及び水銀を以て金銀を溶解する法を傳へたるか如き皆顯著なる事績とす

熔鑛爐、反射爐

炭山開掘

始めて火藥を用ふ

開拓使及三縣一局時代

鑛山司管理

米人雇聘

地質鑛物調査

本道の鑛業は幕府の衰亡と共に一時中絶せしか明治二年開拓使の設置せらるゝや同使は本道鑛山の事務を統轄し三年本道の金銀坑は府縣と同じく鑛山司の管理に屬するも其鑛脈調査は尙ほ鑛山司と開拓使と協議することゝなせり
 明治四年六月黒田開拓次官の米人ケブロン、アンチセル等を雇聘して歸るや之をして本道諸般の事を調査せしめたるか主に鑛山の事に任せしはアンチセルにして同人は四年秋本道西部の諸鑛山を巡視し茅沼炭山、一ノ渡鉛山、遊樂部鉛山、山越内の砂鐵、惠山の硫黄等に就て意見を開陳し其の惠山の硫黄を以て硫酸を製造すへき事等を説きたり然れともアンチセルは暴慢にして人和を得ざるを以て之を解雇し六年二月更に米國より鑛山兼地質學士ライマン、モンローの兩人を雇聘しライマンを主任としモンローを副となし開拓使吏員佐藤秀顯外數名を補助に充て本道の地質及び鑛物を調査せしむ是れより先き五年二月鑛學研究の爲め鑛學生徒數名を募りて米國又は佛國に留學せしめたり又本道の鑛山は府縣に比し難き事情あるを以て採鑛出願者ある鑛脈竝に鑛業の成否願人の身元等を糺し開拓使に於て之を許可し後

鑛山略則
日本坑法
に據る

ち開申すること、定め尋に鑛山開採略則を公布せり後ち全道鑛物調査の略々終了するや八年四月該略則を廢し自今日本坑法に準據すへき稟議を経て札幌本廳に於て鑛山事務を總管せり

ライマン等は明治七年より八年に亘り廣く本道の山川を跋渉し櫛風沐雨備さに辛苦を嘗め全道の地質と鑛山とを調査し之を復命したり今日より之を觀れば該調査は疎漏を免れすと雖も當時に在りては決して咎むべき者に非ず而も新に發見せる炭山少なからず且つ之か探掘の計畫を立てたるを以て開拓使は依て以て本道鑛業の大方針を決定したりライマン等調査の結果官業として着手せられたるは石狩國空知郡幌内炭山の開坑と後志國岩内郡茅沼炭山の改良との二なり幌内炭山は明治六年同人の踏檢によりて有望の炭鑛なるを確め八年實測を遂げ幌内太より幌内に至る約八里の道路を開き次て十年煤田開採見込概算書を調製し十一年五月太政官の允可を得て起業公債百五十萬圓の下附を受く該金の用途は幌内炭山の分は鐵道船舶の經費を合せ百卅三萬圓茅沼の分は改良費十七萬圓なり是に於て煤田開採係を設け山内堤雲を事務長に松本莊一郎を副長となし米國人士木師クロイフオールド鑛山師ゴウジョウ英國人坑夫頭バレー等を聘用して開坑及び鐵道敷設の事に從は

幌内炭山

米英人雇
聘

鐵道敷設

しむ十二年幌内炭山大坑道開鑿に着手し翌年更に其の附近に於て幾春別、奔別の二炭山を發見せり幌内炭運搬用の鐵道は其の初め該山より幌内太まで敷設し幌内太より以下は船舶を以て石狩川を下し小樽に通すへき見込みなしかクロイフオールドの調査によれば此方法は種々の點に於て利益少なきを以て遂に之を廢し全部鐵道により札幌を経て小樽港に搬出することとなし十三年一月小樽手宮より工事に着手し同年十一月札幌に達し十五年十二月幌内に通し十六年八月彰仁親王黒田内閣顧問官等臨場して盛大なる鐵道開業式を舉行せられたり而して此鐵道は管に該山の石炭を運搬したるに止まらず沿道の人民に莫大の便利を與へ石狩大原野開拓の基礎を爲したるは今尙ほ人の記憶に存する所にして本道拓殖史中特筆すへき重要事件なり此間開拓使は十五年二月を以て廢せられ同時に三縣を置き鑛山の事務は工部省の直轄に歸し十六年農商務省に北海道事業管理局を設けて更に之を移管し尋て幌内炭山及び鐵道は炭鑛鐵道事務所を設けて之を管理したり又茅沼炭山は十二年之か改良に着手し本坑を洋式に改め別に二坑を開き扇風機を据付け鐵道を増設したりしか坑内斷層多く且つ不慮の火災に罹りしを以て終に幌内炭山の如き好結果を得ること能はず十六年廢坑し後ち附近人民の出願あるによりて之を民業

茅沼炭山

民間の鑛業

に移し其採掘を許可したり
 開拓使時代は民間の鑛業尙ほ觀るに足るものなし明治三年渡島國惠山の硫黄、同五年膽振國遊樂部鉛山の採掘を許可せられしを始めとし十勝國當縁の砂金、後志國利別の砂金、後志國茂岩及び余市川上流の銅鑛、根室國忠類の銅鑛、石狩國厚田地方の石油、其の他硫黄は渡島國古武井、後志國岩雄登、膽振國登別、釧路國跡佐登、北見國知床、國後島羅臼、島登及び一菱内等、石炭は渡島國に於て試掘採掘の許可を得て着手したるも多くは利益を見ること能はずして廢業若くは休業し唯硫黄採取のみ營業を持續するものありて三縣時代となり硫黄業は稍々發達せるも一般の鑛業は尙ほ不振を免れさりき

北海道廳時代

明治十九年三月借區稅怠納又は一箇年以上休業及び試掘期限經過の爲め證券引揚げ處分を受けたるもの、處分方達せらる又同月試掘借區願は總て本廳限り之を許否し後ち開申することゝなれり
 曩に調査したるライマン報告書は一時貴重せられたるも年所を経るに従ひて更に

鑛床調査

精査の必要を生し十九年技師西山正吾及び其他の技術員をして實地調査せしめ之に従前の調査を加へ二十四年北海道鑛床調査報文を出版せり此書は本道既知の諸鑛山を網羅し鑛床の状態鑛業の沿革及び經營の方法等を記述したるを以て一般に裨益するところ多し

地質調査

又明治二十一年本道地質調査に着手し技師神保小虎を主任とし偏く全道を跋渉して取調を爲し二十三年北海道地質略論を刊行し二十五年北海道地質報文を出版せり次て本道未開地に於ける鑛物の調査を始め二十八年に至る四年間之に従事し爲めに新に發見するところ少からず其の結果鑛物調査報文を發刊せり是に於て本道地質竝に地質と鑛物との關係等の大略を知るを得たり

鑛業興起

當時本道の鑛業は漸く興起の兆を呈し明治十九年後志國岩雄登硫黄山は三井物産會社に於て他より讓受け新に蒸汽製煉所を設け又採掘の方法等を改良し大に産出を増し二十年安田善之助は釧路國跡佐登硫黄山を讓受け二十四哩餘の鐵道を敷設し標茶に蒸汽製煉所を建て釧路川に汽船を浮へ盛んに營業し之と同時に同國春島炭山をも採掘したり二十二年十一月北海道炭鑛鐵道株式會社の創立あり是より先き北海道廳は炭鑛鐵道事務を農商務省より引繼ぎ又幾春別炭山の開坑に着手せし

炭鑛鐵道株式會社

か故ありて中止し二十年二月炭鑛の事は之を空知監獄署に屬し其賣炭の事は村川堤に命し二十一年に至り幌内鐵道及び幾春別鐵道運輸請負竝に幾春別鐵道補足工事を許可せり炭鑛鐵道會社の起るに及び村川堤は該社の發起人と協議し鐵道運輸請負命令書を返還し道廳は鐵道附屬物件竝に炭山所屬物件を擧げ三十五萬圓十箇年賦にて該社に拂下け且つ室蘭より空知太に至る鐵道及び同線路より分岐して夕張空知の炭山に至る支線の敷設を設計し其鐵道資本に對し利子の補給を許可せり依りて同社は五百萬圓を鐵道費に百五十萬圓を採炭費に充て豫定の鐵道工事は二十五年に至り悉く竣成し幌内幾春別二炭山の外空知炭山は二十三年開坑し夕張炭山は二十四年に開坑し漸次設備を整へ規模を擴張して盛んに其業を經營せり從て該炭山は他の採炭業者の模範となり斯業の勃興を來せしのみならず鐵道は一般交通に著しく便利を與へ大に拓殖事業を助成せり又北海道鑛山會社の然別鑛山は十四年三月開坑に着手し其の後良鑛脈に遭遇し俄然盛況を呈したり其の初め採掘したる鑛石を佐渡鑛山に輸送せしか是に於て製煉所を創設し二十九年更に百般の事業を擴張し三十年の如きは金銀塊の產出額百五十九萬四千八百餘匁に及びし事あり三十一年同社は更に後志國の旭鑛山を買收して蕪鑛山と名つけ盛んに之を經

然別鑛山

蕪鑛山

美利河滿
俺鑛山札幌鑛山
監督署

砂金

石油

營し今や田中平八外一名の名義を以て營業せり又美利河滿俺鑛山は二十六年七月試掘認可を得ハウル商會の投資によりて之を經營し有望を以て稱せられたり二十三年九月法律第八十七號を以て鑛業條例の制定あり十一月鑛山事務を鑛山局へ引繼をなす二十五年三月農商務省令第十一號を以て鑛業條例施行細則を定められ六月札幌鑛山監督署設置せられ本道の鑛山は同署の所管に歸す其の後札幌鑛山監督署廢止せられ秋田鑛山監督署の所管に移り更に東京鑛山監督署の所管に轉せしと雖も二十九年札幌鑛山監督署の再設あり以て今日に至れり本道鑛山は一方官廳に於ては諸種の調査を爲して之を發表し一方民間に於ては有力なる起業者の出づるありて本道の鑛業は一般の注意を惹くに至りたるは既に述べるところの如し從て諸鑛物の試掘採掘を出願するもの亦大に増加し特に砂金は二十二年利別上流に於て採取せし以來諸處に採取するものありしか三十一年北見國枝幸地方に於て豊富なる金田を發見せしより本道の砂金鑛は頓に喧傳するところとなり次て石狩國ソプチ川に於て良好なる砂金地を發見し一般に鑛業界の視聽を聳動せり然れども是等の金田は數年ならずして産額を減したるも而も其の後砂金業は廣く行はるゝに至れり又三十四年の交インターナショナル石油會社か本道の

金銀銅鐵

諸礦山

油田試掘に着手するや石油業大に世人の注目を惹き三十六年九月石狩高岡の一坑
 井か俄然大噴出をなすや終に多くの鑛業者を狂奔せしむるに至り其の後復た之
 か好報を聞かざりし爲め人心漸く冷却したるも尙ほ之に意を用ふるもの鮮かなら
 す石炭鑛は明治二十四五年の交より出願者を増し殊に近年之に着目するもの最も
 多くして有力者の企業少なからず金銀銅鐵の如き金屬鑛業の出願者も亦近年大に
 増加し成功の見込みあるもの少なからざるものゝ如し
 現に稼行せる諸鑛山の内産出價額の多きものを擧ぐれば石炭は北海道炭鑛汽船會
 社の各炭山を始めとし谷新夕張炭山、山縣別保炭鑛、齊藤留萌炭山、春鳥炭山、奔別鑛、茅
 沼村石炭鑛、茅沼炭山とし金銀は蕪鑛山、滿俺は美利河鑛山、硫黃は利別山、朝日鑛山、古
 武井硫黃山、岩雄登硫黃山、羅臼硫黃山、山本鑛山とし鐵鑛は虻田鑛山、石油は、イントル
 ナシヨナル、オイル、石油會社の各鑛山、厚真村石油鑛山等なり
 惟ふに本道の鑛業は松前藩時代より經營する所ありと雖も砂金採取を除く外見る
 へきものなし箱館奉行の時に至り諸鑛物開採に着手し洋人の招聘、新智識の應用等
 其計畫の跡に就ては比較的注目すべきものあり然れとも當時の政變は遂に事業廢
 絶の已むを得ざるに至り次て開拓使設置は一般の事業勃興を來し隨て鑛業上の調
 査計畫ありて石狩煤田の如き大事業の開發を促せり北海道廳時代に入りては一層

着目すへき現象

其の歩武を進め各種の調査を確實にし本道鑛業上に確信を興ふるところ多し然れ
 とも當時代の中期に至るまで鑛區壟斷、權利賣買等の弊に走るの傾きありしか今や
 漸く其の弊を革め着實に赴くの風をなせり殊に從來の人心は重に石炭鑛に傾きし
 か石炭存在の區域明かなるに隨ひ漸く金屬鑛山に注意するに至れるは本道鑛業上
 着目すへき現象と謂ふへし

統計

鑛産物産額累年表

年次	石炭	硫黃	金銀銅鉛	銅、鐵	滿俺	石油	砂金	砂鐵
明治八年		六四七〇〇						
同九年		五三二〇〇						
同十年		三二七〇〇						
同十一年		三〇七、〇〇〇						
同十二年		一、五〇〇						
同十三年		二、八〇〇						
同十四年		四、〇〇〇						
同十五年		四、〇〇〇						
同十六年		三、七〇〇						
同十七年		一、七〇〇						
同十七年		三、六〇〇				三、六〇〇		

年次	石炭	硫黄	金銀銅鉛	銅	滿條	石油	砂金	砂鐵	合計
明治十八年	56,161	3,050,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同十九年	56,161	2,764,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十年	56,161	2,764,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十一年	56,161	3,135,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十二年	123,586	10,133,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十三年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十四年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十五年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十六年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十七年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十八年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同二十九年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十一年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十二年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十三年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十四年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十五年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十六年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十七年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十八年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000
同三十九年	123,586	9,750,000	同	同	同	同	同	同	1,840,000

備考 明治三十九年の鐵は撰鑛の儘販賣せし産額なり

鑛産物販賣價額累年表

年次	石炭	硫黄	金銀銅鉛	銅	滿條	石油	砂金	砂鐵	合計
明治八年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同九年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十一年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十二年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十三年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十四年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十五年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十六年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十七年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十八年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同十九年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同二十年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同二十一年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同二十二年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同二十三年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同二十四年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同二十五年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同二十六年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576
同二十七年	1,576	1,000	同	同	同	同	同	同	1,576

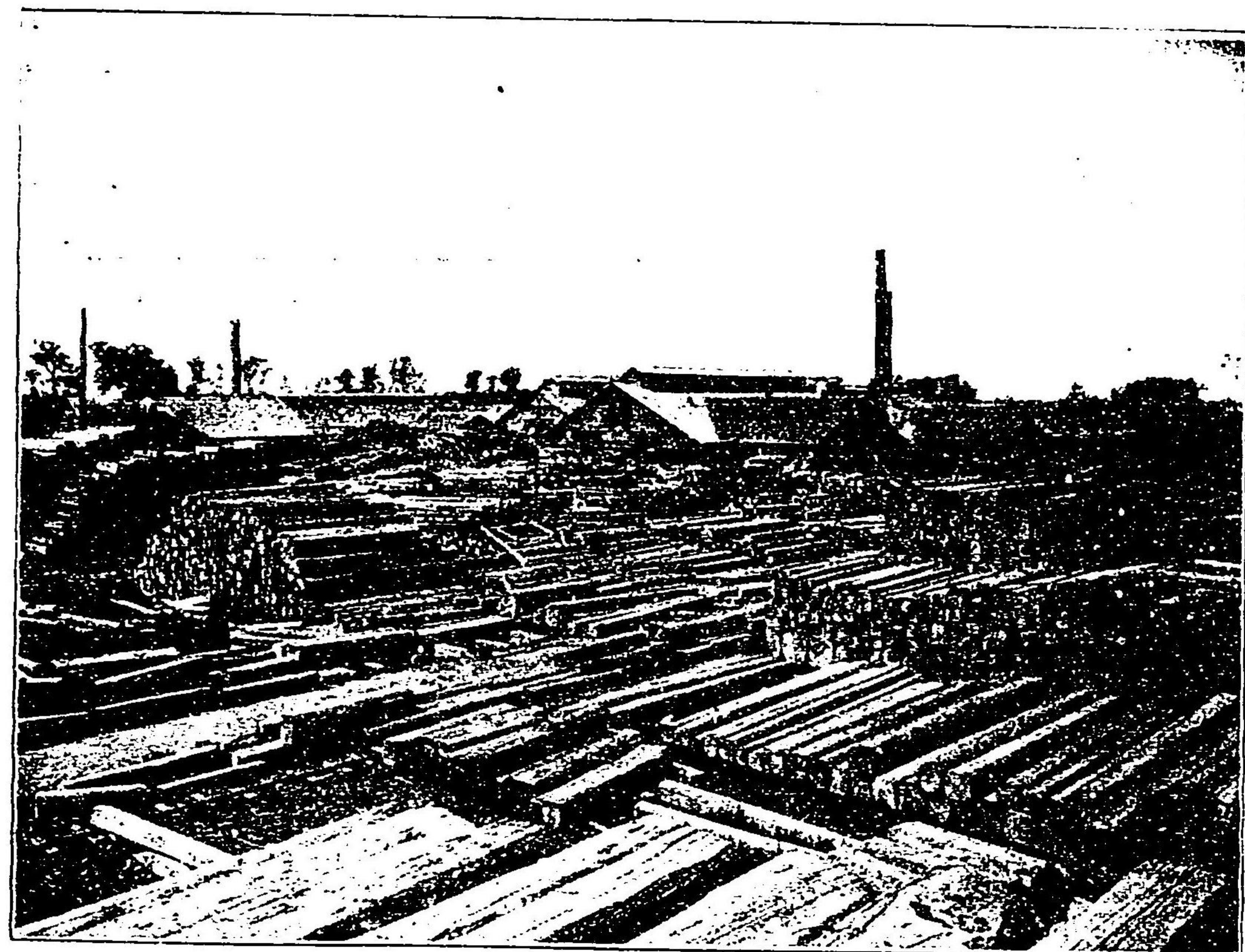
年	同三十九年	同三十八年	同三十七年	同三十六年	同三十五年	同三十四年	同三十三年	同三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年	明治二十八年
鐵	七〇九九、四三三	七〇九九、四三三	八、八四九	八、八四九	八、八四九	八、八四九	八、八四九	八、八四九	八、八四九	八、八四九	八、八四九	八、八四九
銅	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六
銀	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
金	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
計	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一

稼行鑛山表

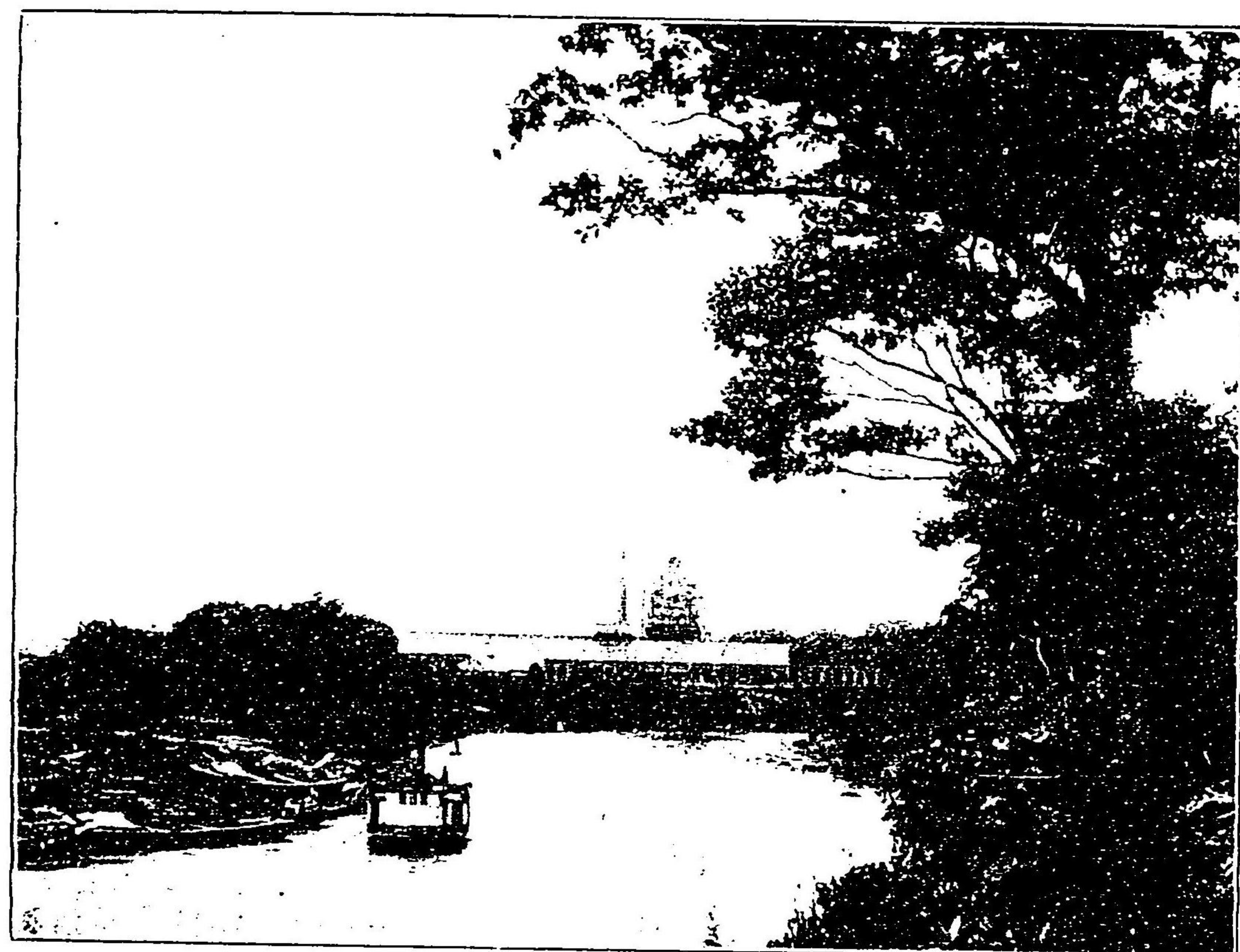
明治三十九年

鑛種	地	區數	坪數	採掘高	製出高	販賣量	價額
鐵	後志國余市郡赤井川村	一	一、二二〇、〇〇〇	一、二二〇、〇〇〇	八、六六六	一、一〇一	一、一〇一
銅	渡島國龜田郡熊石村	一	四、八四九	四、八四九	六、六六六	一、一〇一	一、一〇一
銀	膽振國虻田郡虻田村	一	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一、一〇一	一、一〇一
金	後志國檜那郡檜那村	一	二、二二二	二、二二二	二、二二二	一、一〇一	一、一〇一
計	同郡利別村	一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一

鑛種	地	區數	坪數	採掘高	製出高	販賣量	價額
鐵	渡島國茅部郡鹿部村	一	五、八八八	五、八八八	五、八八八	一、一〇一	一、一〇一
銅	同國龜田郡尻内村	一	四、八四九	四、八四九	四、八四九	一、一〇一	一、一〇一
銀	同國同郡湯ノ川村	一	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一、一〇一	一、一〇一
金	同國茅部郡熊石村	一	二、二二二	二、二二二	二、二二二	一、一〇一	一、一〇一
計	後志國磯谷郡南尻別村	一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
石	後志國岩内郡茅沼村	一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
黃	石狩國空知郡三笠山村	一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
計	同國同郡赤井川村	一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
計	同國同郡沼貝村	一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
計	同國同郡砂川村	一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
計	同國夕張郡登川村	一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
計	天鹽國留萌郡留萌村	一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一



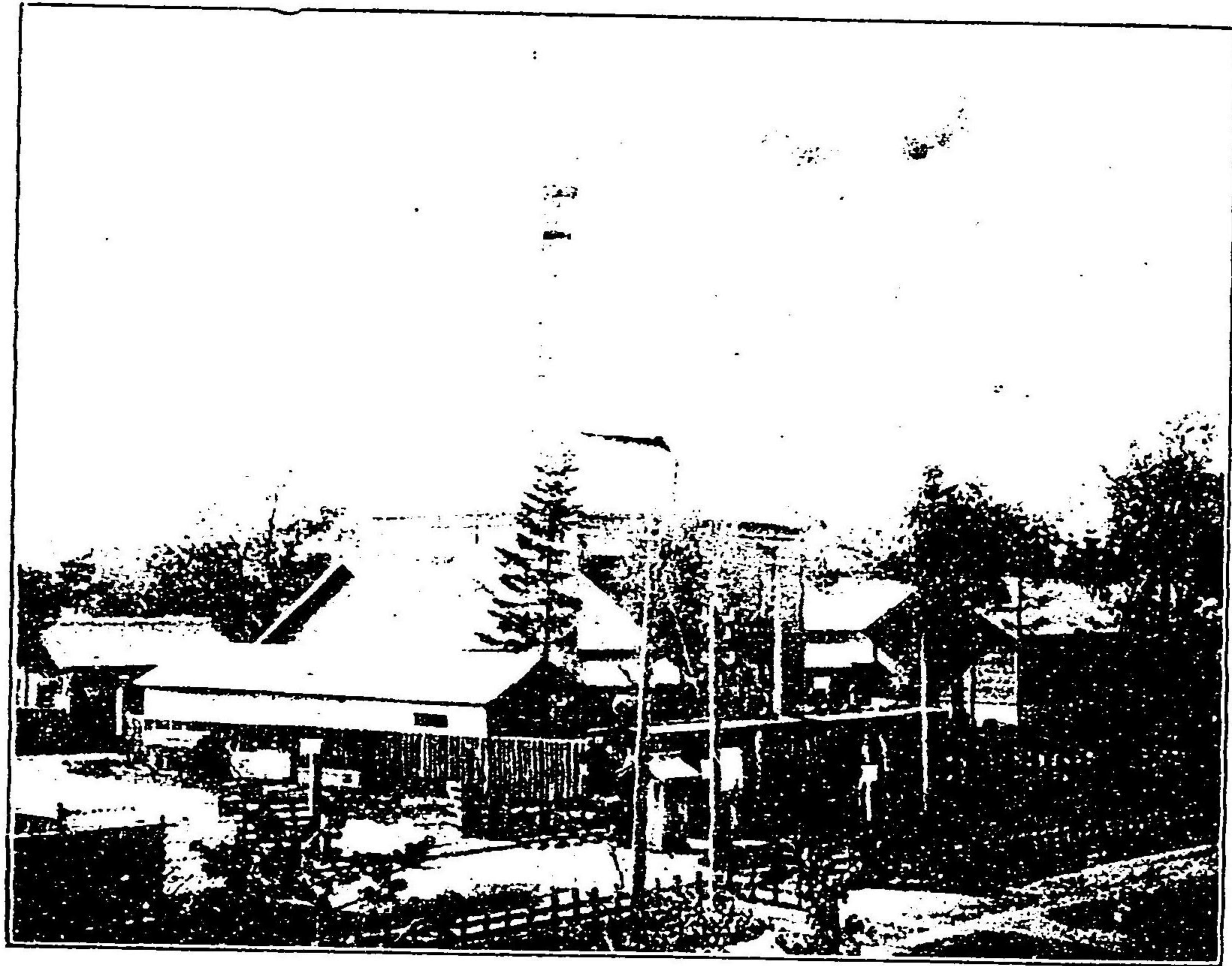
三井砂川木挽工場



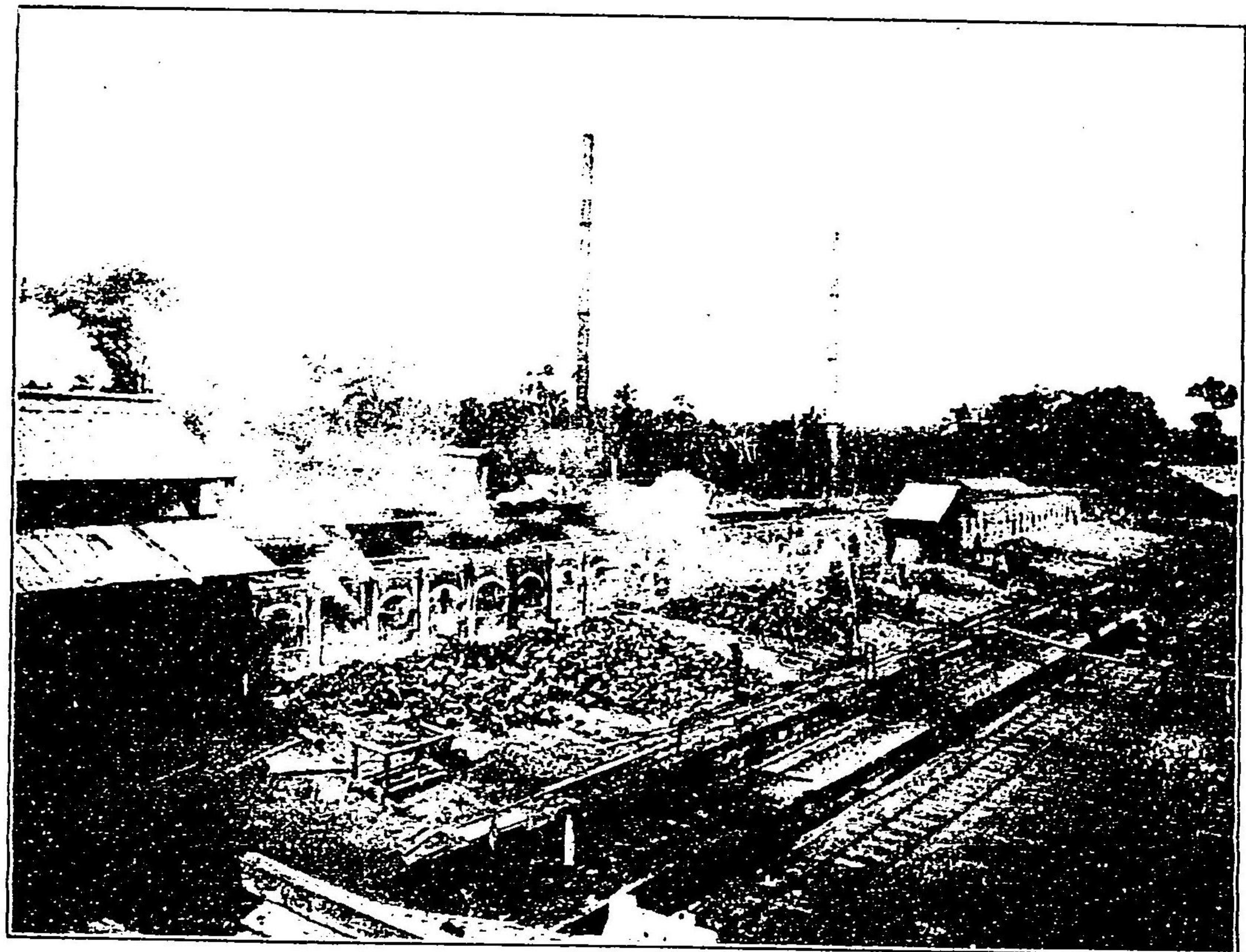
建策中の富士製紙会社工場

備考	合	格	砒	硫	黑	滿	滿	石	石	石	硫	硫
	計	魯	化	鐵	鉛	金	俺	岩	油	油	黃	黃
	100							56	7	4		
	元							3	2	1		
	一八							25	7	1	4	
	一七							7	2	1	4	
	一七							2	6	7	1	7
	一八							8	2	9	1	4
	一八							1	5	6	1	3
	二〇							9	2	1	1	4
	二二							3	4	1	6	7
	三三							7	1	9	1	5
	四八							9	2	6	1	2
	一六							6	1	9	1	5
	一八							1	4	3	7	1
	九							6	2	3	1	5

備考 試掘は明治三十四年以前探掘は三十一、三十二年の調査を缺く



札幌製粉株式會社工場



追分骸炭製場

三井砂川木挽工場

本場は石狩國空知郡砂川村にあり三井物産合名會社の所有なり明治三十五年創立し本年更に其規模を擴張せり建物は工場二千二百坪、社宅千八百坪、機械は汽罐七個、汽機四個、六百馬力、發電機二臺、(六十)キロワット、鋸器械二十一臺あり、本年一月より七月迄の製材高は十萬石、價額約二十五萬圓にして多く外國に輸出せり本圖は工場の東方より撮影したるものなり

富士製紙會社工場

富士製紙會社は國內の紙類需要に應ずると共に清韓輸出の目的を以て昨三十九年千萬圓に増資し工場を増設して七ヶ所とし其内三工場を本道に置く此圖は札幌郡江別村に目下建設中の工場にして煉瓦石造七棟千六百六十八坪外に社宅木造十六棟四百四十二坪あり本場は専ら新聞紙用の巻取を製し其一ヶ年製品額は二千五百萬圓以上の見込みなりと云ふ

札幌製粉會社工場

當工場の起原は明治六年開拓使に於て洋式の水車を装置し以て製粉したるに始り其後更に工場を建築し汽機を用ひ漸次改良せしか十九年之を個人に拂下げ事業を繼續し三十四年に株式會社となす其機械は米國製にして本道産の小麥を以て原料に充て盛に精製品を製出せり此圖の中央なる二階屋は工場其前に接して稍低きは機關室次に細長き低屋は燃料置場工場裏にあるは倉庫なり

追分骸炭製造場

本場は北海道炭礦汽船會社附屬にして明治三十五年贖取國追分驛に之を創立す此圖は南方より焙炭場を寫せるものにして圖の中央に長く横れるは窯にして四十個あり高煙筒の左方に當り小煙筒を有する箱は押出機械左端の家は洗炭場窯前に堆きは骸炭にして今しも窯より押出し唧筒を以て水を溜く所なり粉炭を原料とし一箇年の産額約一萬八千噸用途は鑛山及び諸物用とす

第九章 工業

松前藩時代及幕府直轄時代

松前藩時

寛政以前松前藩の時代に於ける工業は僅に酒類の醸造鍛冶家屋の建築小船の製造等にして水車精米業の如きも江差に於て既に之を見たり然れとも何れも規模小にして殆んど言ふに足らざりき

幕府第一
代直轄時

寛政十一年幕府の東蝦夷地を直轄するや其の翌十二年官費を以て函館内洞町の海岸に埋立を爲し造船場を設く是れ同地には從來造船場なく船舶の修造は皆之を陸奥國南部津輕に於てせるか故に其の不便を除かんか爲めなり又様似日高國にも臨時造船場を設け數艘の大船を造りたり其の他本道通用の爲め函館に於て錢を鑄造し或は製鹽を數處に試みしか製鹽の如きは好結果を得ること能はざりき

松前家復領後は亦記すに足るものなし唯嘉永二年より數年を費して福山城を改築したる一大工事ありしのみ

幕府第二
代直轄時

安政二年幕府の再び本道を直轄するや造船機織製紙の業を起し又諸術調所を置き

蘭學者武田斐三郎を以て教授となし製艦築城諸金分拆器物製造等を研究せしめ五稜郭を築き武器を製し鐵錢を造り又化學製造の試験をなせり民間に於ても陶器、瓦煉化石の製造及び製革等の業起り又寫眞術を研究して成功せり又本道の一隅に據れる松前藩主崇廣は深く西洋の文物を愛し電氣器械寫眞器械等を購入して研究する所ありたり以上の内稍々著しきものを左に擧げん

造船

造船業は箱館奉行所に於て其の備船に充つるか爲め安政三年函館入港の外國「スクーネル」船に模し製造の儀を幕府に伺出て許可を得て取掛りたるものにして翌四年竣工し之を箱館丸と稱す安政六年又一艘を竣工す之を龜田丸と稱す其の船大工は續豊治にして往年高田屋嘉兵衛か内地より招きしものなり之より先き幕府は伊豆の下田に於て「スクーネル」形を造り之を君澤形と稱せしか函館製造の「スクーネル」形は其の構造之と異なる所あるを以て新に命名して箱館形と云ふ文久元年又和洋折衷して一艘を造る之を豊治丸と稱す以上の諸船は皆構造其宜しきを得て駛行速かなれば之を奉行の坐乗航海術の練修其の他運輸の用に充て殊に龜田丸は文久元年露領ニコライスクへ航したり

機織

機織業は農家の婦女等に副業を得せしめんとその目的を以て興せるものにして野州

製紙

足利より工女を呼寄せ大野村に機織場を建て絹縮緬等を織りしに其の内八丈縮緬と云へるは新奇にして尤も人氣に叶へりとそ又七重村及び藤山郷に在住せる八王子同心中にも機杼を据付け種々の織物を造る者あり右の織物は皆産物會所に於て之を引取り販賣したり

陶器製造

紙は在住鈴木主一郎なるもの其の製法に熟練せるより函館奉行所に於て紙漉場を設け主一郎をして之を擔當せしめ結香むすまを植付け其の成木する迄は原料を駿河甲州より取寄せ唐紙及び駿河半切を製し又漉返紙を製せり

陶器は美濃の陶工岩次なるもの來る谷地頭に窯を築き之を製造せしか陶土を内地に仰き薪材の松も亦南部より取寄せたるを以て收支相償はす又在住石原壽三郎なるもの五稜郭の濠土を以て急須きすを燒さしか土質鬆くして良品を得ること能はず何れも中途に廢業せり

幕府時代の工業は多く津輕海峽に面する小部分の地に於てし或は中途に廢するものあり或は明治維新の際に廢するものありて大に發達せず其の維新後に殘るものは皆微々たる小工業なりき

開拓使及三縣一局時代

工場官設
の理由

開拓使に至り府を札幌に開き拓殖を計畫するや其の規模の大亦た幕府直轄時代の比にあらず然れば土木營繕等の事業に數多の物件を要すと雖も當時稍々開けたるは渡島地方のみにして其の他は未開の境に屬し交通極めて不便なれば之を道外に仰くに於ては其經費甚た多きのみならず急施の場合往々其の用を辨すること能はざるを以て右須要の物件を製作して官民の需用に充つるは開拓上の急務たり又移民の増加に従ひ産物増加すと雖も之を道外に輸出するときは多額の運賃を要し收支相償はさるか故に之を本道に於て消流し以て民業を助けざる可らず是に於て雇米國人ケプロン等の意見を參酌し明治四年以來官資を捐て、種々の工業を起せり其の工業の種類は味噌醬油諸器械、煉化石紙、小麥粉、生絲及織物、漁網、菜種油、製革、馬具、麥酒、葡萄酒、肝油、罐詰、燐寸、砂糖の製造及び木挽所、水車場、製煉所等にして其の過半は本邦に於ける新事業なれば工場の設計より器械の裝置、製造の傳習に至るまで概ね雇外國人の手を假りたり

作業條例

明治十二年に至り作業條例により多くの工場は其の資本金を定め營業の收入を以

三縣一局
時代

て資本へ償還し剩る所の金額を益金とし以て嚮に消費する所の金額を漸次償却するの方針を定む

明治十五年廢使の際官試諸工場の内麥酒醸造所、味噌醬油所、製網所、製粉所は農商務省工務局の所管となり葡萄酒醸造、罐詰等の業は同省農務局に屬す此際一時殘務整理の爲め一時營業休止の姿なりしか更に定額を定めて事業を維持す明治十六年一月農商務省に北海道事業管理局を置き諸工場を管し從來に於ける粗大の弊を矯め收支相償はんことを努む乃ち罐詰、製網の業を減縮し麥酒製粉の二業を擴張する等大に改むる所あり

工場の廢
停及拂下

開拓使以來官にて設立せる諸工場中には同使並に三縣一局時代に於て收支相償ふへき見込みなきか爲め事業を廢停したるものあり或は都合により民間に貸下け又は拂下けたるものあり而して明治十九年北海道廳に引繼たるものは同廳に於て悉く之を民業に移したり今諸工場の大要を記すれば左の如し

札幌器械

札幌木工場 札幌鐵工場 厚別木挽場 明治四年黒田開拓次官米國より蒸氣水車の兩器械を購ひ歸り五年五月器械所を札幌に設け雇米國人ホルト、クラルクの二人をして器械を裝置し運轉を教授せしめ鍛工を東京に募り鍛工所を建築す尋て數種

の工作所を建て機械、農具、家具、車、船具等を作る明治十二年厚別山に水車機械所を設く是歳作業條例に由り工場を分つ蒸氣機械所、水車機械所、木工所、煉鐵所、第一鑄造所、製鐵機械所、厚別水車機械所の七部となす、十七年水車器械所、木工所、蒸氣機械所を合併して札幌木工場と稱し、練鐵所、製鐵器械所、鑄造所を合併して札幌鐵工場と稱し、又厚別器械所を厚別木挽所と改む、二十年鐵工場を深野正之助に水車場を對島嘉三郎に貸付し、二十一年鐵工場を正之助に水車蒸氣兩場を嘉三郎に拂下く

篠路味噌醸造場 明治四年札幌郡篠路村に創設し木道産の大豆、大麥を以て原料となす、五年工場を新築す、十一年澤口永將に年賦拂下げをなし、十五年再び官業に復し、十六年樺戸監獄署の所管に移し、二十年笠原文平に無料貸下げ、二十二年同人に拂下く

函館製革所 本道に饒産する毛皮に加工せんか爲め明治五年函館區に創設し米國人を雇ひ生徒に傳習せしむ、八年更に清國人を雇ひ鞣製の業を興す、九年監獄署の所管に屬し、十二年復た開拓使に屬す、十四年小川長之助外一名に貸與し、十七年長之助へ拂下處分中焼失し其の土地を拂下く

煉化石製造所

煉化石製造所 明治五年龜田郡茂邊地村に設く是より先き函館近傍此の業を營むものありと雖も産額少なく價格高くして需要者之に苦みしか本所設置以來價格の騰貴を制し官民の需要に應じ函館に於ける諸官解の如き皆本所製を以て建築せり、十四年村民森兵五郎に貸付し二十年同人に拂下く

石灰製造所

石灰製造所 明治五年龜田郡上湯川村に創設し同所産の石灰石を以て燒製す十年製法を改良し精品を出せしも需要猶ほ少なきを以て十一年暫く製造を中止し十四年開進會社に貸與す

七重製紙場

七重製紙場 明治五年七重勸業試験場内に設け楮を栽培し又結香、桑、蘘等为原料となし美濃紙、半紙、半切紙等を製す十九年事業を中止す

七重製煉所

七重製煉所 明治六年七重勸業試験場内に設け爾後粉乳、乳酪、甜菜糖、牛脯、阿膠、葡萄「ジャム」、穀酒、玉蜀黍焼酎、馬鈴薯焼酎、同澱粉、葡萄酒、ブランデー其他試製する所多かりしも永續せしもの稀なり二十年製煉器械は大河原文藏外一名へ建物は函館大經へ拂下く

札幌製粉場

新 札幌製粉場 明治四年札幌水車機械所に製粉器械を据付け製粉の業を始め本道産の小麥を消流す九年工場を建築し瀛鐘を備ふ之を舊製粉場となす十一年米國

札幌製紙場

種小麥の作付を奨励し事業の基礎漸く定る爾後上等粉の需要多きを以て十八年更に精良の器械を購入し別に工場を起す之を新製粉場とす十九年新製粉場を宮原景雄外六名へ拂下げ、舊製粉場を宮原景雄に貸下げ二十年拂下く

馬具製造所

札幌製紙場 明治六年職工を庄内に募り紙を製す十年收支償はさるを以て中止し十一年事業を札幌監獄署に移す

札幌紡織場

馬具製造所 明治八年札幌に設け職工を東京より募る此業收支相償はすと雖も農事上に裨益する所多し十一年黒柳善三郎に拂下く

札幌製油所

札幌紡織場 本道産の蠶繭を消流する爲め設立し分て製絲、機織の二部となす製絲部は明治八年工女を東京より招き移民の子女を集めて傳習せるに始まり九年富岡製絲器械を模造せる座繰及び汽罐を装置し其の後原料不足の年は座繰製絲をなす機織部は八年織工を上州より雇ひ人民に機業を教へたるに胚胎し十年製絲所内に織室染室を築き海氣織、琥珀織、帶地、縮緬等を製す二十年製絲部は足立民治へ貸下げ二十一年同人へ拂下げ機織部は十九年安田徳治へ貸下げ二十一年同人へ拂下く

札幌製革場

札幌製油所 明治八年創設し本道産菜種、荏種消流の道を開く十二年胡桃油を試製す十三年堀基に拂下く

札幌製革場

札幌製革場 明治八年創立せるも器械完備せず技術熟せず十一年停廢し器械等は函館製革所に合併す

札幌製網所

札幌製網所 本道は漁業盛んにして網の需要多きを以て麻の栽培を奨励し明治八年教師を水澤縣に雇ひ製網所を設く十三年六月此業に従ふもの市街村落を併せ六百餘人冬期は一千人以上に至り同年製品代價五萬三千餘圓に達せしも爾後漸く需要を減し輸入品の壓倒する所となる十七年事業を縮小し十九年中止し二十年永山盛繁に拂下く

葡萄酒醸造場

葡萄酒醸造場 明治九年札幌に設け野生葡萄を採りて試製し十年官園栽植の外國種葡萄實を結ぶを以て佛國法に倣ひ醸造す十九年桂二郎に事業を付托し二十年同人に拂下く

札幌麥酒醸造場

札幌麥酒醸造場 明治九年創設し本道産の大麥を以て原料に充つ其の製法皆獨逸式に據る製品は漸次聲價を博し十六年醸造する所一萬六千餘圓に至る十九年大倉喜八郎に拂下く

札幌味噌油製造場

札幌味噌油製造場 明治十年之を設け札幌附近産の豆麥消流の路を開く十一年

製物試驗所

七重水車場

燧木製造所

鯨肝油製造所

石狩罐詰所

對島嘉三郎外一名に拂下く十二年又同製造場を官設し十八年森彌一に拂下く

製物試驗所 明治十一年札幌に設け海陸物産に就き化學製造上の試験を行ひ以て工業發達の資に供す其試製する所糖蜜、澱粉、藥用越幾斯、炭酸加里、木醋、揮發油等に

して鶏卵孵化も亦之を爲せり十七年札幌農學校に屬す
七重水車場 明治十年七重勸業試驗場内に建築し製粉、精米、雜穀挽割、肥料搗碎をなす二十年野村忍助外一名へ拂下く

燧木製造所 函館懲役場の囚徒玉林治右衛門なるもの多年苦心の結果明治十年精良なる燧木を製造す因て器械を購ひ生徒に傳習せしめ十二年東川町に工場を建築す軸木は本道産の白楊、厚朴等を用ゆ一箇年八十八萬材を製する計畫なりしか
販路また開けさるにより十四年事業を廢停す

鯨肝油製造所 渡島國茅部郡白尻村にあり明治十年試製し十三年白尻外三村に製造場を置く十五年村民六名に貸與し十七年拂下く

石狩罐詰所 明治十年石狩郡石狩に設け米人を雇ひ生徒を教ふ十一年工場を建築す鮭鱈の罐詰を製し後又酢漬及び粕漬等を製す二十年工場を高橋儀兵衛に貸下く

美々罐詰所

別海罐詰所

紗那罐詰所

厚岸牡蠣罐詰所

根室製革所

根室木挽所

紋釐製糖所

美々罐詰所 明治十一年膽振國勇拂郡美々に設け専ら鹿肉罐詰を製す十四年鹿の捕獲減せるを以て停業す

別海罐詰所 根室國野付郡別海村にあり明治十年同處に於て試製せる結果良好なるを以て十一年雇米國人を派し製造所を建築す原料は西別川の鮭鱈にして製品は漸次聲價を博す二十年藤野辰次郎に拂下く

紗那罐詰所 千島國擇捉島にあり明治十二年の創立に係る二十年栖原角兵衛に拂下く

厚岸牡蠣罐詰所 明治十一年釧路國厚岸湖の牡蠣を採り試製し十三年厚岸に罐詰所を設く然るに品質不良なるを以て十五年休業し十八年乾牡蠣を製す十九年郡民七名へ貸下け二十一年和田元右衛門に拂下く

根室製革所 明治十二年建築す十四年村上陽助に拂下く
根室木挽所 同處に官設せる鯨搾粕製造所の汽罐を利用し明治十二年木挽所を設

く十九年郡民野川祐吉に貸下け二十年拂下けしか二十一年火災の爲め燒失す
紋釐製糖所 膽振國有珠郡の地甜菜に適するを以て明治十三年内務省に於て同郡紋釐村に製糖所を設け佛國製の器械を裝置せるも良糖を得ること能はず十四年

民間の工

農商務省所管となる獨逸國より器械を購入し技師を聘し事業を改良す二十年民業に移し紋甕製糖會社を設け之を繼續す

開拓使及び三縣時代は民間の事業尙ほ幼稚なるのみならず諸工業は概ね官に於て之を營みたれば民間の工業は微々として發達せず唯造船業は官に於て之を營まざりしと明治八年五百石以上日本形船の新造を禁せるとにより函館に四箇所の民設造船所を生し西洋形帆船等を製造するに至れり其の他民間には酒造業者の増加、函館鐵工場の新設等あるも著しき事業を見ること能はざりき

北海道廳時代

官設工場
の拂下新設工業
の保護

開拓使以來官廳に於て工作製造の業を經營したるは素より一時の便を計るに過ぎざりしか廢縣置廳の頃は諸工事の經驗既に熟し民力亦發達したれば經濟上之を民業に移すの時機已に熟したりと謂ふへし因て道廳は官立諸工場を民業に移さんとを企畫し漸次人民の請願に應じて之を拂下け若くは貸下の後、拂下け數年にして一の官立工場を有せざるに至れり而して一方には民間の新事業にして其の成績大に望みあり、資本金三萬圓以上を投ずるものには其の資本金に對し六箇年以内年五

拂下工場
の景況保護工業
の景況

朱以下の利子を保證給與する方法を採り中央政府の認可を経て之を施行せり是に於て從來官業たりし諸工場は悉く民業となりたるものと共に官の保護によりて新に工業を興すものありき

拂下けたる諸工場は其の後概ね事業を繼續し且つ往々規模を擴張したるのみならず其の工場か摸範となりて他に同業者を生したるもの少なからず木材挽割業の如き罐詰業の如き其の尤も著しきものとす

官の保護によりて興りたる工業は製麻、製糖及び製藍とす製麻は明治二十年北海道製麻會社の設立ありて其の資本金に對し六箇年間五朱の純益を保證せり是れ今日盛大に營業しつゝある該會社の發端なり製糖は明治二十年紋甕製糖會社及び二十一年札幌製糖會社の創立あり甲社には十箇年間乙社には六箇年間五朱の利益を補給し共に甜菜を以て砂糖を製造せしも不幸にして利益を見ること能はず甲社は二十九年乙社は三十三年に解散せり製藍は二十一年篠路興産社か其の事業を擴張して營む所にして五箇年間五朱の利益を補給せしか是れ亦數年の後其の業を中止したり

工業の進
歩

工業の保護は道廳の初期に止まりしか(蠶業獎勵の爲め近年製絲場を保護するか如

清酒

きは例外とす其の後、酒の發達に従ひ工業も亦自ら發達し新に燐寸軸木馬鈴薯澱粉、沃度、セメント、骸炭、酒精、澱液、紙、桐、松、杉、栗、等の製造業起り又近時水力電氣の計畫をなすもの多くして逐年著しき進歩をなせり左に諸工業の概況を記せん

清酒醸造家は大に増加して全道各地に亘り三十九年末の調に依れば其の戸數百九十九戸、醸造高八萬六千三百八十七石、價格三百十七萬餘圓に至る然れとも尙ほ本道需要の半はを充たすのみにして大阪、大山其の他府縣より輸入するもの二百七十萬圓以上なり

麥酒

麥酒は官工場の拂下ありし後、札幌麥酒株式會社を組織し大に設備を整ひ改良を施し又製麹所、製麥所を設け着々事業を盛んにし販路を邦の内外に擴張せり三十九年惠比須麥酒、旭麥酒の二社を合併し日本麥酒株式會社を組織したるか札幌麥酒の名聲は既に世に高く殊に黒麥酒は最も歡迎せられたれば三社合併の後尙ほ札幌麥酒の名稱を存して販賣せり

葡萄酒

葡萄酒醸造場も亦官業の後身にして札幌に在り其の規模大ならずと雖も品質に於て改良せり

酒精

酒精は三十五年石狩國旭川町に創立せる日本酒精製造株式會社旭川醸造所に於て

醬油

之か製造を始め一時事業困難なりしも後神谷傳兵衛等の合資會社に変更し改良を施し良好の結果を得たり原料は玉蜀黍及び馬鈴薯にして三十九年の醸造高五千七百三十五石、價格七十七萬四千餘圓なり

味噌

醬油の製造も亦増加し三十九年戸數三百二十戸、製造高三萬五千九百八十四石、價格七十萬圓餘に達し同年の輸入は九千餘石、二十五萬餘圓に減せり

菜種油

味噌は農家等か自家用の爲め製造するものを除き營業者の製造高九十四萬餘貫匁、價格二十二萬九千餘圓にして略ほ輸入高に匹敵せり

薄荷油

菜種油は開拓使の時より製造せるも其の後一時廢絶せしか三十一年小樽に製油會社起り後組織を變更し確實に營業するに至れり三十九年の産額十一萬六千餘圓にして輸入額と略ほ相同し

小麥粉

薄荷油は近年北見國紋別郡湧別村其の他に於て各農家盛んに之を製造し三十九年の産額三十七萬圓に至れり輸出先は重もに横濱なり

馬鈴薯澱粉

小麥粉は官設の製粉所を拂下けし後規模を擴張し今札幌製粉株式會社に於て營業す口繪に載する所のものは是なり又小樽其の他數處に小工場あり

馬鈴薯澱粉は開拓使時代より少しく之を製造するものありしか道廳時代に至りて

大に増加し三十九年製造戸數二千五百三十六、産額二十二萬一千餘圓に至れり膽振國八雲村最も著名にして石狩國上川、空知の二郡之に次く普通之を片栗粉と稱し大阪其の他各地に輸出せり

晒餡

小豆及び鶉豆を以て製造する晒餡は札幌函館、小樽に製造者各一戸あり三十九年の産額一萬一千圓餘とす

精米業

精米業は小樽に於て最も發達し函館、札幌等之に次く其の原動力は汽力若くは水力にして規模の大なるもの少なからず多くは府縣より輸入せる玄米を搗くものにして米商と相兼ねるを普通とす

燐寸軸木

燐寸軸木は二十三年北見國網走に山田製軸所の創立ありし以來各地に工場を生し盛んに産出せり而して本道の南西部は其の材料たる白楊樹の減少により今は専ら北東部に於て製造し近年菩提樹をも原料に供せり三十九年工場數四十一箇所、産額百三十萬餘圓にして概ね神戸、大坂に輸出せり

燐寸小函素地

燐寸小函素地は榎松より製造するものにして其の業は三十一年より創始し目下三工場ありて八萬一千餘圓を産し神戸、大阪に輸出せり

燐寸

開拓使の時好結果を得さりし燐寸製造業は近年函館、小樽に起り各一工場あり三十

紙

九年の産額二萬二千餘圓なり

紙類は明治三十年函館製紙合資會社の創立ありて反魂紙を製し其の後小樽にも同様の製紙場を設くる者あり三十三年釧路に前田製紙合資會社の設立あり専ら榎松、蝦夷松を以て紙料即ち「ボルプ」を製造せしか事業振はす後持主の變更ありて富士製紙株式會社の所有に歸し「ボルプ」並に紙を製造し事業確實となりたれば同社は尙ほ石狩國札幌郡江別、空知郡金山の二箇所、又王子製紙株式會社も膽振國苫小牧村に目下工場建築中なり

澁液

澁液は三十五年合資會社櫻組か其の製澁所を膽振國勇拂郡早來に設けしに始まり爾後其の附近に豊富なる榎皮を以て年々單寧「エッキス」を製し之を東京なる本社に送附せり

製材

木挽工場は開拓使の時模範を示したる結果道廳時代に至り漸次各地に設けられ目下其數二十箇所以上に達せり就中石狩國砂川村にある三井物産會社砂川木挽工場、小樽の小樽木材會社工場、札幌の札幌木材株式會社を以て巨擘とす

煉化石

煉化石の製造は土木工事の増加に伴ひて進歩し目下工場十四箇所あり札幌附近殊に多し又傍ら瓦を製造する者あり三十九年の産額は兩種を合せ十五萬圓餘とす

セメント 明治二十三年北海道「セメント」會社の創立あり渡島國上磯郡上磯村に一大工場を設け爾後年々製造し近年益々盛況を呈せり三十九年の産額は六十五万餘圓にして販路は本道、府縣並に浦鹽斯德なり

コークス 「コークス」は明治二十四年札幌に谷骸炭製造所^{後廢}の起りたるを嚆矢とし三十四年膽振國勇拂郡に追分骸炭製造場の創立あり爾後同所に於て盛んに製造し各地に輸出せり

製氷 五稜郭の製氷は開拓使の時より始まりしに其の質佳良にして聲價を博したるより其の後處々に此業を起すものあり三十九年製氷所の數三十五箇所にして一万八千餘噸を産し其四分の三以上を府縣に輸出せり

罐詰 罐詰業は拂下けたる工場を繼續して營業せるのみならず新に此業を起すものあり殊に日露戰爭の際一時勃興せり目下工場四十二箇所其の内十三箇所は根室國に在りて藤野罐詰所最も著名なり原料は鮭鱈、其他種々にして廣く各地に需要せらる從來不良の昆布は之を遺棄したるに之を原料として沃度を製するの業明治二十七八年頃より根室、釧路地方に行はれ漸次各地に及ぼし小規模の製造者續出せり三十九年の産額十二萬五千餘圓にして東京大阪に輸出す副産物は鹽化加里なり

沃度

罐詰

製氷

コークス

セメント

刻昆布

刻昆布を製造するもの函館に九戸あり三十九年の産額五萬八千六百圓なり多く清國に輸出す

製麻

製麻業は明治二十年札幌製麻株式會社の設立以後漸次隆盛となり終に該社の本工場の外附屬製線所十箇所、日本製麻會社附屬の製線所七箇所、右兩社共同一箇所獨立の製線所二箇所あるに至れり本年北海道製麻會社は日本製麻會社と合併し益々其の業を擴張すへき景況なり製品は亞麻纖維^{少量}並に之を原料とせる麻系及び織物にして三十九年麻系の産額三十九萬九千餘圓、織物三十一萬餘圓なり

生絲

生絲の製造は開拓使官營以來盛衰ありしか三十六年道廳の補助により札幌、江別、瀧川の三處に器械製絲場の設置あり外に座繰製糸等を營むあり三十九年の産額十四萬餘圓なり

網

網の製造は三縣一局時代不振の後を受け拂下けたる製網所も僅に持續するに過ぎざりしか三十一年函館に機械網工場の設立ありて綿糸網を製造せしより産額を増せり三十九年の製品價額十萬二千餘圓にして製造所數四あり

柳行李

柳行李は道廳にて杞柳栽培獎勵の結果製造するに至りたるものにして札幌及び余市郡に其の營業者五戸あり三十九年の産額二萬一千餘圓なり

石蠟の製造は明治三十一年函館に始り次に小樽、札幌、上川に及ぼし三十九年製造戸數十九にして三萬二千餘圓を産出せり
 石鹼は函館、小樽に於て製造するも皆洗濯用に過ぎず三十九年の産額一萬五千餘圓なり
 硝子器製造は明治二十四五年以來興起し目下函館外數所に行はれ營業者十四戸あり其の内札幌の製器所規模稍々見るへし
 舊來の造船場は其の規模皆小なりしか二十九年函館船渠株式會社の創立あり三十五年曳揚修船臺落成し三十六年一萬噸の船舶を入るへき船渠落成し船舶の修繕に大なる利便を與へたり
 諸器械製造所は職工十人以上を使用するもの十餘あり就中札幌に於ける北海道工作株式會社の工場は開拓使の時設置せる器械場の後身にして近頃改良を加へ發展すへき計畫中なり
 水力電氣事業は數年以來處々に計畫せられ北海水力電氣株式會社は札幌に創立し工事の一部は既に竣成して電燈に利用し岩内水力電氣株式會社の工事は全部竣工して電燈に利用し、渡島水電株式會社は目下工事中なり其の他目下計畫中のもの少なからず

將來工業の有望

之を要するに本道の工業は道廳時代に至り著しく進歩せり然れとも其の製造する所多くは粗製品に屬するのみならず工業原料の豊富なる未だ僅に其の一部を消費するに過ぎされは今後尙ほ大に發展すへきは疑なき所なり

統計

工場數累年表

年次	製糖	生絲及織物	農産製造	海陸産製造	礦物煉製	木造及機械製造	造船製	酒類製造	煉製	其他	合計
明治十九年	一	五	二	三	七	一	一	一	三	一	一
二十年	三	六	一〇	八	九	一	一	一	三	一	一
二十一年	三	四	二	六	九	一	一	一	三	一	一
二十二年	三	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
二十三年	三	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
二十四年	二	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
二十五年	二	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
二十六年	二	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
二十七年	二	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
二十八年	二	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
二十九年	二	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
三十年	二	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
三十一年	二	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一
三十二年	二	三	二	七	九	一	一	一	三	一	一

和紙原料	製紙	製表及英座	柳行李	綿絲	漆磁	銅磁器	玻璃器	煉瓦	瓦	セメント	諸器	コルク	藥用鱈肝油	苛性曹達	沃度	製漆器	手巾	竹製	
貫	貫	同	個	貫	貫	貫	個	個	同	同	噸	噸	斤	斤	噸	噸	噸	噸	噸
3,764,333	12,740,000	1,400,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

刷子	石鹼	刻昆	製藍
打	斤	斤	斤
5,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

備考 三十九年分燐寸軸木産額中室蘭支廳管内虻田郡の分報告未着に付調査を缺く
以下支廳別の各表も又同じ

工産物價格累年表

品目	明治三十九年	同三十八年	同三十七年	同三十六年	同三十五年	同三十四年	同三十三年
清酒類	1,171,135	1,251,135	1,251,135	1,251,135	1,251,135	1,251,135	1,251,135
其他酒類	1,171,135	1,171,135	1,171,135	1,171,135	1,171,135	1,171,135	1,171,135
麥酒	7,736,826	7,736,826	7,736,826	7,736,826	7,736,826	7,736,826	7,736,826
葡萄酒	4,969,676	4,969,676	4,969,676	4,969,676	4,969,676	4,969,676	4,969,676
葡萄油	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
味噌	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
茶種	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同種	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
小麥粉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
馬鈴薯澱粉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
晒粉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

品目	位	禮	空	上	小	岩	内	壽	都	檜	山	函	館	室	蘭	浦	河
生晒臘(石臘ナ)	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
薄荷油	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
燐寸(安全)	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
同軸木	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
同小扇素地	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
同請類	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
機物	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
亞麻製絲及麻絲	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
蠶絲	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
眞綿	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
和紙	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
製紙原料	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
製革	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
製表及英	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
柳行	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
柳網	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
綿液	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
磁器	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
陶磁	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
銅器	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
麥酒	取卸	15,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

明治三十九紀工產物產額支應別(其一)

品目	位	禮	空	上	小	岩	内	壽	都	檜	山	函	館	室	蘭	浦	河
玻璃器	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
煉瓦	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
七ヶ	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
諸ヶ	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
コヶ	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
藥用鱈肝油	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
苛性曹達	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
沃度	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
製氷器	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
漆器	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
手巾	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
竹製品	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
刷子	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
石鹼	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
刻昆	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
製藍布	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
總計	取卸	10,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

品目	單位	河西	劍路	根室	網走	宗谷	增毛	札幌區	小樽區	函館區	計
清酒	石	2,750	2,450	1,130	870	2,100	3,760	2,320	1,550	8,480	8,720
其他酒類	同		150	150	90	50	230	270	330	970	3,530
麥酒	同							1,230		970	5,770
葡萄酒	同							1,230		1,230	1,230
葡萄油	同	2,270	1,400	670	1,300	870	5,300	7,270	10,400	1,000	35,900

明治三十九年工產物產額支應別表(其二)

品目	單位	河西	劍路	根室	網走	宗谷	增毛	札幌區	小樽區	函館區	計
煉瓦	個	5,310,000		21,570,000		100,000	1,200	5,000,000	1,100,000	5,000,000	5,310,000
瓦	同	6,000									6,000
メ	同										
諸器	噸										
コ	同										
鱈肝	斤				50,000	50,000	110			15,500	15,500
沃	同										
製冰	噸		2,600		1,900		110			2,000	2,600
手布	噸		2,300		1,900		110			2,000	2,300
竹製品	噸										
刷	同										
石	同										
製	同										

品目	單位	河西	劍路	根室	網走	宗谷	增毛	札幌區	小樽區	函館區	計
其他酒類	石		1,000	3,770	250	100	210	3,300	300	1,300	2,200
醬油	同			5,750				1,300		3,400	5,750
味噌	同			1,400				2,700		3,400	1,400
味粉	同			1,400				2,700		3,400	1,400
小麥	斤	9,000	10,000	2,000	3,000	6,000	1,700	2,500	1,600	3,000	32,000
馬鈴薯	同										
生(石)	同										
臘(石)	同										
取(石)	同										
燐寸	同	1,500,000		1,500,000							3,000,000
同小	同										
織物	反										
蠶絲	同										
製革	同										
疊表	同										
柳行	同										
綿絲	同										
澆液	同										
陶磁器	同										
麥酒	同										
玻璃器	同	2,700,000									2,700,000

味種油	菜種油	同粉	小麥粉	馬鈴薯澱粉	晒(石)生(石)合(石)薄(石)荷(石)	同油	取卸薄荷	機寸(安全)	機寸軸木	同小陶素地	鐘詰類	織物類	亞麻製絲	蠶絲	眞綿	和紙類	製紙原料	革類	疊表及莖蔴
貫	石	斤	斤	同	斤	同	打	斤	組	個	斤	斤	斤	貫	同	貫	貫	貫	同
1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

柳行李	綿絲	澁液	陶磁器	銅磁器	麥酒壺	玻璃器	煉瓦	瓦	セメント	諸器械	コークス	藥用鱈肝油	苛性曹達	沃度	製氷	漆器	手布	竹製品	刷製	石鹼	刻昆
個	間	貫	本	貫	個	個	個	個	樽	噸	噸	斤	封度	噸	噸	打	打	打	打	打	打
1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

北海道物産陳列場

本場は札幌區中島遊園地に在り昨三十九年從來の陳列場に連接し、其前方に宏壯なる「トタン」葺の二階屋を新築して之を第一館總坪數三百十八坪とし舊場を第二館と稱す近來其設備を改善し昨年開催したる物産共進會の殘品、新購入品及委託販賣品一萬點以上に達し種類は呉服、毛糸編物、化粧品、玩具、文具、下駄、石細工品、鐵瓶、罐詰及菓子とす此圖は第一館の前面を撮影せるものなり

函館港の荷役

函館港は實に本邦右數の良港たるのみならず又本道の咽喉に位し且つ數十年來の開港場にして今や戸數二萬三千二百餘に達し有力なる商家多く港内には内外船舶の出入常に頻繁を極め昨三十九年の輸出入品總價額は七千八百四十萬餘圓を算せり此圖は同港東濱町の埠頭に於ける荷役の光景を示すものにして一見以て荷物集散の多忙なるを知るに足るべし

第十章 商業

松前藩時代及其以前

商業の盛

在昔「アイヌ」の間に於ては互に交易をなしたる跡あり又和人と交はるに至りて其の間互に交易をなしたり和人の移住者漸次増加するに及びては他國より來る船舶亦増加し商業追々進歩せるを視る

商船税

今を距る三百九十三年前永正十一年武田光廣上ノ國より大館後福山に移るや諸國より來る商船をして税を出さしめ其の過半を羽後の檜山安東氏の居城に奉る松前慶廣の京師に上るや豊臣秀吉命して諸國の商人松前家の許可を得ずして夷島に入り商賣するを禁す其の後松前家の權力確定し物産の増加するに従ひ商業は漸次繁昌し遂に種々の制度を設くるに至れり

商港

本道の商港は福山、江差、函館の三箇所にして殊に福山は、其の城下たると場所請負人の居住地たるとにより内外の貨物多く輻輳し最も繁盛なり、次は江差にして其の附近に於ける鯨、其の他海産物及び木材を出せり、函館は曾て繁昌せる形跡あるも蝦夷

の叛亂以後衰微して復た振はず、又吉岡、當別の二箇所にも他國の商船の入港を許したるか商業の額は甚だ少なくして言ふに足らず

取引地

取引地は西廻り航路に當る諸港就中北陸道地方を主とし其の初めは若狹より來る商船少なからざりしものゝ如く昆布の如きも若狹昆布の名を以て廣まれりと云ふ又敦賀は上方に出入する關門として取引多く其の後更に西に進み馬關、大阪等に及ぼせり、奥羽地方の取引は比較的多からず、又東廻り航路に當る諸港は當時航海の不便を以て多く發達せず、江戸へは鹽、鮭、新鱈、昆布、鯨、鱈等輸出したるも本道との關係は猶ほ薄かりき

商業者

本道の商人は近江國の薩摩、柳川、八幡各村より出店するもの最も勢力あり蓋し此商人は松前慶廣上洛の時之に便利を與へたる功あるを以て松前氏か特に出店せしめ之を優待し特典を與へたり之に加ふるに江州商人の機敏を以てし本道商權の大部分は其掌握する所となれり、後江州北部より來れる商人亦少なからず之か爲め本道の商業は大に發達せり而して越後佐渡等より來れる者は當時猶ほ勢力を得ず

沖の口番所及問屋

輸出輸入の貨物は皆福山、江差、函館の三港外に吉岡、當別の二港に集り沖の口番所の検査を受けて、税金を納め問屋の手を経て賣買せらる問屋は官許を受けたるものに

して其の營業者の數は濫りに増減する能はず而して出入貨物の賣買に關し一定の口錢を取るを例とせり又小宿なるものあり其の權力に於ては問屋の下に屬すと雖も其の業は略ほ之と同一なりき

幕府直轄時代

寛政十一年幕府の本道東部を直轄するや收税及び問屋等に關する規定は之を變更せざりしと雖も東蝦夷地各場所請負を廢し直捌となしたれば東蝦夷地より出づる産物は官の取扱ひに歸したり因て同年産物會所を江戸に置き又江戸、函館、大阪、京都、敦賀、下ノ關、青森其の他數所の豪商に蝦夷地御用達を命じ以て蝦夷地産物賣拂及び入用品の仕入を取扱はしめ以て文化十年東蝦夷地請負を再置するに至れり尙ほ當時に於て注目すべきは本道と江戸との商業の關係を密ならしめたる事、東蝦夷地の産物か函館を経て輸出するに至り従て函館の商業上に於ける地位を高めたる事、越後商人か漁網の商權を得たる爲め漸次勢力を得るに至りたる事なり

安政二年幕府の再び本道を直轄するや東蝦夷地の産物は函館沖ノ口、西蝦夷地の産物は松前沖ノ口に於て検査し收税するも尙ほ密取引の行はるゝや計り難きを以て

東蝦夷地直捌及産物會所

商業の進歩

物産會所

産物會所を函館に設け尋て江戸、大阪、兵庫、下ノ關、堺、敦賀等に之を設け其の地問屋に就き相應の人物を撰み用達を命し本道より廻送する荷物は會所の周旋を以て賣却せしめ其の口錢の百分の二三分つゝ納めしめたり又各地商人にして本道産物元仕入として會所に出す資金は之を箱館會所に廻送し請負人、問屋、出稼人等に貸付け出産物を以て之を償却せしめ右諸港に廻送して出資者に渡せり

沖の口收

沖ノ口收税は松前藩時代以來多少の變更あるも其の最後に行はれたるは普通荷物は輸出輸入とも各賣買價額の二分、長崎俵物即ち昆布、煎海鼠、干鮑は賣渡價額の三分、輸入酒は二斗入二十四樽に付金壹兩、輸出油は四斗入十二挺に付金一兩とす而して蝦夷地より直ちに他國へ落船したるときは右税額の七倍若しくは十二倍を徵收せり

外國貿易

安政六年六月函館を開きて外國貿易場となし運上所明治六年税を置く是より先き外國輸出品たる昆布、干鮑、煎海鼠は皆長崎を経て輸出したるか函館開港以來本道より輸出するに至れり文久元年箱館奉行龜田丸を露領ニコライスクに遣はし絹布、米、醬油、馬鈴薯等を販賣して歸る元治元年又健順丸を上海に遣はし本道水産物を以て砂糖、綿等と交易して歸る此等の事實は本邦海外貿易史中特筆すべきものなりとす

開拓使及三縣一局時代

海官所規則

明治二年十二月海官所規則海官所後海を定め函館、幌泉、壽都、手宮の四港に於て出入

貨物を檢し道外輸入品は元價一分五厘、本道出產品は三箇年平均元價六分を出入兩度半額つゝ徵收す而して從來規定の問屋口錢は之を廢し商人相對となすも輸入品は一分、輸出品は一分五厘を超えざらしむ、三年正月更に松前港に海官所を開く、同年十二月海關所規則を改め本道出產品輸出税を元價四分となす、五年一月民力休養の爲め同年より七年迄三箇年間輸出入税を免し各地の産物會所を閉鎖す、八年二月北海道諸産物出港規則並に各地船改所規則を制定し本道諸産物、鑛屬及び穀類、麻、卵紙、生絲、器具を除くの外道外輸出の節原價百分の四を徵收し海關所を改め船改所となし之を函館、福山、江差、室蘭、小樽、壽都、厚岸の七箇所に置く而して復た入港税を徵せず此規則は二十年出港税廢止の時まで繼續せり

産物出港規則及船改所規則

移住商工民の保護

明治二年假りに移民扶助規則を設け募移工商には家作料金百兩、三箇年手當金百五十兩を給し就産資金三十兩を貸與し自移工商には家作料を貸與す又同四年四月札

相場會所

幌近郡より札幌市街に移る商賈も亦家屋費金百兩を貸與し且つ官用工材を廉價賣下け建築の便を助く七年移住工商に貸給する家作料及び資金等を廢す是歳札幌の商賈衰狀あるを以て爰に貸付せし家屋築造費十分の八を棄捐し以て窮を救へり明治十年六月函館に相場會所を官設し物價の高低を審査し毎月上曜日物品價格表を刊行して四方に報告せしむ十三年一月又小樽に相場會所を官設す

商況

商業は開拓の進歩に伴ひ年々進歩せしも明治十年は西南戰役の爲め船舶の出入甚た少なく商況沈衰せり然れとも爾後世間一般の好景氣に伴ひ物價騰貴し貨物の出入著しく増加せしか十四年以後又世間一般の不景氣により物價下落し金融閉塞し甚た不振の狀況を以て三縣一局時代を終りたり

輸出品

輸出額は増加せるも其の品は殆んど全部水産に係り其の他は言ふに足らず新開の農村の如きは交通甚た不便なるか爲め生産物の販路なく移民大に困難するを以て開拓使は主要農作物買上げの法を設け且つ生産者の希望によりては官米を以て拂渡せしか廢使置縣の後農作物買上げを廢せるを以て農民は一時困難せり斯の如き狀況なるを以て農産物は僅に少額の大豆小豆等を輸出せるに過ぎさりき

各商港の景況

函館は本道の關門として最も主要の地位を占むるを以て其の商業著しく進歩せり

外國貿易

小樽は明治十三年鐵道の敷設ありて札幌に通せる以來石狩原野の關門となり漸次發達せるも尙ほ遙に函館に及はず其の他壽都岩内皆進歩するも其の取引は多く函館に止まりて未だ府縣と直接の賣買をなすに至らず而して福山は漸次衰退の兆あり其の豪商等の他に移轉するもの少なからさりき

銀行

外國貿易に就きては開拓使は大に盡力せり函館開港以來清國商人來て貿易をなし商賈は概ね資金乏しく價格は都て清商の左右する所なりしか同使は之を憂ひ明治五年直輸出を圖り資本を貸與し會社を上海に設け開通社と稱し本道の産物を賣捌きたるか其の人を得ず商業振はすして遂に閉鎖し商權復た清商の手に歸し物價益々低落せり因て九年十月内務省勸商局十二年商務局と改め大藏省に屬すと謀り廣業商會を設立し該局委員函館に來り同使と協議し清國直輸出を謀れり其の方法は各商賈を誘導し其の委託販賣を受け荷爲換通常爲換を貸出し貿易を擴張するに在り加之三井物産會社も亦昆布其の他清國貿易品を買取り之を輸出したりしかは商權は漸次我に歸し十一年以降は同國輸出品の過半は内國商人の手を經るに至れり然れとも清商の競争激甚にして數年の後直輸出は不振に陥り終に復た清商の手に委せり

明治六年三井組開拓使用金取扱の爲め支店を本道に設置し九年三井銀行出張店と

改稱す是れ本道銀行業の嚆矢なり、十二年一月函館の商賈等相謀り、第百十三國立銀行を設け開業す是れ本道に本店を有する銀行の濫觴なり、後十八年迄に本道に本店を設け又た支店を設くるもの數個あり

北海道廳時代

出港税廢止

明治二十年三月勅令を以て出港税を廢止せり、該税は本道産物の價格を高からしむるのみならず貨物検査と船舶出入の手續多かりしか、廢税以後は價格低下し且つ船舶の出入、貨物の積卸し皆自由を得たるにより商況自ら活氣を加へ府縣輸出額を増加せり

日本昆布會社

明治二十年屬官及び函館商人等を清國に派し海産販路等を調査せしめ其の結果昆布諮問會を開き二十二年生産者を團結して一大組合を結ひ又資本家を誘導して日本昆布會社を函館に創立し昆布の專賣、清國直輸出をなさしむ是に於て一時清商を壓倒し昆布の價格騰貴せしか數年の後復た清商の乘する所となり遂に失敗に終れり

開港

明治二十年小樽港を、二十三年釧路港を、二十七年室蘭港を特別輸出港となす、二十四

年昆布、木材及び板を不開港に於て外國通航の内國船に積載し輸出するを許さる二十七年小樽港に於て露領沿海州、薩哈連島及び朝鮮貿易に關する帝國臣民所有船舶の出入並に貨物の積卸を許さる、三十二年小樽、室蘭、釧路の三港を外國貿易港となし其の内室蘭港は指定せる物品の輸出に限りしか、三十六年此制限を解き輸入品に制限を置くこととなし三十九年又其の制限を改めて品目を追加せり

置廳以來商業に對する官の施設中顯著なるものは右に過ぎずして之を他の業に比すれば保護獎勵の程度極めて少なしと雖も其の發達甚た速かにして決して他の業に譲らす

商業會議所

商業會議所法に據る商業會議所は二十八年函館及び小樽に設置し以て商業の發達に資する所多し札幌も亦四十年之を設く

商事會社

商事會社は著しく増加せり殊に日露戰役後會社企業の増進大に觀るべきものあり、明治四十年五月末に於ける該會社數二百八十七、總資本金五千五百十四萬餘圓、拂込額三千九百五十四萬餘圓にして之を三十五年末に比すれば社數五十九、總資本金二千九萬餘圓、拂込資本金千四百四十九萬圓弱を増加せり其の他府縣に本店を有し盛大なる事業を本道に經營しつゝあるもの

日本郵船株式會社、三井物産會社、富士製紙株式會社、日本通運株式會社、大日本

銀行

新に設立せる主要の銀行は二十二年に北海銀行、二十四年に屯田銀行後北海道商業銀行と改む、二十七年に小樽銀行、二十九年に根室銀行、三十二年に北海道拓殖銀行等とす其の他數箇の普通銀行及び貯蓄銀行の創設あり而して近年小資本を以て營業し來りたる札幌貯蓄銀行外三行は合併して北海道貯蓄銀行となり北海道商業銀行は不確實なる資本を整理し小樽銀行と合併して北海道銀行を組織し其の他銀行中資本を増加するものあり現今本道に本店を有する銀行十一、其の支店三十一、公稱資本總額九百二萬餘圓、拂込濟額六百六十六萬六千餘圓あり又府縣の銀行にして支店を本道に設くるもの漸次増加し其の數目下十七に達せり

取引所

二十七年函館米穀鹽海產物取引所及び小樽米穀外五品取引所を、二十八年江差米穀類取引所を開設す、然るに其の成績不良なるを以て函館、小樽の二箇所は三十五年解散し小樽は單に米穀取引に限定せり

府縣商業

府縣との取引は逐年其の額を増大し又取引地を増加せり是れ拓殖の進歩に伴ふものにして殊に輸出に在りては從前甚た少額なりし農產物、工產物、鑛產物の大に増加せるあり明治三十八年の統計三十九年は未詳によれば輸出額は四千十三萬餘圓、輸入額は

各商港の概況

四千四百四十二萬餘圓にして之を十九年に比すれば輸出は八倍、輸入は七倍九歩に當る而して茲に注意すべきは近年輸入超過の割合を減少すること統計を參にして其の原因は蓋し本道諸般經濟上の發達を來し漸次獨立の地歩を進むるに因るならん、左に三十八年に於ける輸出入物品種別價格並に其の輸出入超過の状態を示さん

種別	府縣輸出	府縣輸入	輸出超過	輸入超過
水産物	20,555,551	1,166,558	19,388,993	874,558
農産物	8,330,776	1,210,167	7,120,609	1,210,167
鑛産物	3,956,549	6,057	3,950,492	6,057
工業産物	3,901,100	20,758,833	16,857,733	20,758,833
林産物	5,950,599	36,556	5,914,043	1,648,457
雜物	2,810,777	4,507,554	556,777	1,696,777
計	60,102,252	24,477,106	35,625,146	4,216,333

商港として小樽は最も著しき進歩を顯はし遂に函館を凌ぎ其の三十九年の府縣輸出入額は全道總額の四割五分餘を占むるに至れり函館は進歩せざるにあらざるも其の度漸く緩慢となり其の三十八年府縣輸出入額は全道總額の三割二分に過ぎず其の他岩内、壽都、室蘭、釧路、根室、留萌、稚内等の諸港も亦大に發達し從前函館、小樽と取

本道内部の商業

外國貿易

引したるもの漸次府廳の諸港と直接取引を開始し其の額少なからざるに至れり唯衰退するは福山江差の二港にして福山の如きは現時殆んど一漁村の觀を呈せり陸地内部の商業は戸口の増加産業の發達によりて進歩し所々に市場を生せり旭川岩見澤瀧川深川帶廣其の他大小の市場は殆んど皆道廳時代に入りて開けたるものにして曩に開けし札幌の如きも亦益々發達せり而して此等の市場は重もに小樽其の他近き商港と取引をなすと雖も吳服太物の如きは大抵直接府縣より仕入せり外國貿易は最も急速の進歩をなし十九年には其の輸出入額僅か六十九萬五千餘圓なりしもの三十年には一千三十九萬八千餘圓となり實に十五倍の多きを示せり是れ清國輸出の水産物か漸次増加せるのみならず露領貿易の發達即ち漁業用品其の他麥酒、燕麥、苹果、輸出及び水産物輸出の増加、清國其の他に於ける石炭輸出の増加及び鐵道枕木其の他木材輸出の開始、北米合衆國其の他に於ける硫黃輸出の増加並に従來横濱港を經過せし北米合衆國の石油、麥粉の多くか直接本道に輸入せらるゝに至りし等に因る但し日露戰役中は日露貿易の杜絶により貿易額を減したるも三十九年は樺太南半の我領土に歸したる結果此方面に對する漁業貿易額約三百萬圓と青森開港により函館を經過する額三四十萬圓を減したるに拘はらず一躍前年に比し

六割以上の増加をなし未曾有の盛況を呈したり而して此の盛況を呈したる最大原因は木材輸出の激増にありて同年の鐵道枕木、建築用材其の他木材板類の總輸出額は實に四百二十二萬七千餘圓を占めたり次に硫黃、麥酒、燕麥、苹果、玉葱の輸出も亦増加せり

統計

府縣輸出入總額累年表

年次	輸出入總額	輸出	輸入	超過
明治九年	二,四七九,六三三	一,八三三,一〇五	一,九五五,五二六	五三二,四二一
同十年	三,一〇五,二七	二,九八三,八五一	三,四〇〇,四七〇	三二,五六〇
同十一年	三,一〇五,二七	二,九八三,八五一	三,四〇〇,四七〇	三二,五六〇
同十二年	五,八二〇,一六五	三,五五五,九五三	二,二六六,二一八	五八九,三三三
同十三年	八,四二四,八四	二,九三三,〇三三	一,九三四,八六九	二,五二二,一六四
同十四年	八,〇八五,九三	三,三三〇,〇三三	二,七四九,九〇	五八〇,一三三
同十五年	八,三三〇,九七	三,〇五五,三六	二,二七六,八三	八七八,五三三
同十六年	五,四六五,八二	八,〇三三,六九	三,〇八四,九一	四,九四八,七八
同十七年	五,〇二二,七五	八,八三三,〇〇	二,七三三,四五	六,一〇〇,二五

年次	日本形船數	帆船數	汽船數	日本形船噸數	帆船噸數	汽船噸數
明治十八年	八八七	一〇〇七九	一〇〇〇	一〇〇七九	一四七	二八三
十九年	八七九	一〇三二七	一四七	一〇三二七	一四七	四〇七
二十年	八三三	一〇四〇六	一八	一〇四〇六	一四七	四〇七
二十一年	七八三	一〇七〇六	一三	一〇七〇六	一四七	四〇七
二十二年	七四三	一〇九〇九	一三	一〇九〇九	一四七	四〇七
二十三年	七〇〇	一一一〇五	一三	一一一〇五	一四七	四〇七
二十四年	六六三	一一三〇三	一三	一一三〇三	一四七	四〇七
二十五年	六二六	一一五〇一	一三	一一五〇一	一四七	四〇七
二十六年	六八六	一一七〇〇	一三	一一七〇〇	一四七	四〇七
二十七年	七五二	一二〇〇〇	一三	一二〇〇〇	一四七	四〇七
二十八年	七〇〇	一二二〇〇	一三	一二二〇〇	一四七	四〇七
二十九年	七三三	一二四〇〇	一三	一二四〇〇	一四七	四〇七
三十年	七六三	一二六〇〇	一三	一二六〇〇	一四七	四〇七
三十一年	六九五	一二八〇〇	一三	一二八〇〇	一四七	四〇七
三十二年	五〇五	一三〇〇〇	一三	一三〇〇〇	一四七	四〇七
三十三年	七〇〇	一三二〇〇	一三	一三二〇〇	一四七	四〇七
三十四年	六九五	一三四〇〇	一三	一三四〇〇	一四七	四〇七
三十五年	六九五	一三六〇〇	一三	一三六〇〇	一四七	四〇七
三十六年	六九五	一三八〇〇	一三	一三八〇〇	一四七	四〇七
三十七年	六九五	一四〇〇〇	一三	一四〇〇〇	一四七	四〇七
三十八年	六九五	一四二〇〇	一三	一四二〇〇	一四七	四〇七
三十九年	六九五	一四四〇〇	一三	一四四〇〇	一四七	四〇七

函館小樽兩港船入港數累計比較表

年次	日本形船			帆船			汽船		
	數	噸	噸	數	噸	噸	數	噸	噸
明治二十八年	一,三六二	三,七九〇	三〇	一,三六二	三,七九〇	三〇	一,三六二	三,七九〇	三〇
二十九年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十一年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十二年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十三年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十四年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十五年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十六年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十七年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十八年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇
三十九年	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇

明治三十九年重要港灣商船入港表

國	港名	日本形船			帆船			汽船		
		數	噸	噸	數	噸	噸	數	噸	噸
後	小樽	三〇	一,三六二	三〇	三〇	一,三六二	三〇	三〇	一,三六二	三〇
	岩內	一四	五,五〇〇	一四	二	三	三,五七	六六六	二,六〇八	二,六〇八

年次	預金	年末殘高	貸付高	年末殘高
明治三十七年	三三三	三,四八四,四三三	三,〇一三,九三二	三,九〇三,三〇〇
明治三十八年	三三三	三,七六三,一五五	三,三六八,九七七	三,七九一,五三三
明治三十九年	?	?	一,八七七,二九六	?

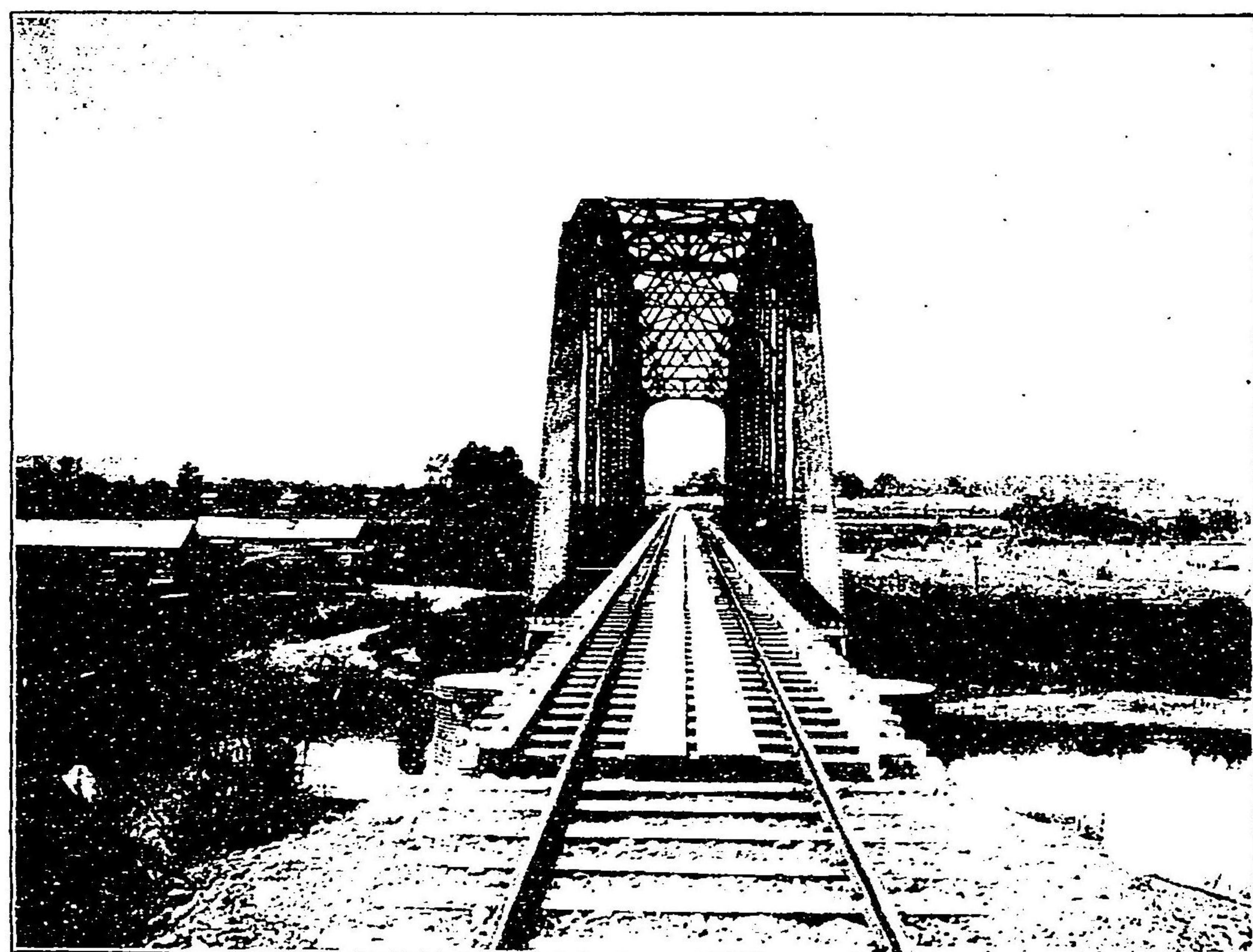
銀行預金及貸付金累年表

年次	預金	年末殘高	貸付高	年末殘高
明治三年	七,七五五	三,四六四,六六八	三,四六四,六六八	三,四六四,六六八
明治四年	七,三九七	二,四六四,四六六	二,四六四,四六六	二,四六四,四六六
明治五年	五,九九五	一,〇三〇,八二五	一,〇三〇,八二五	一,〇三〇,八二五
明治六年	五,七五三	七,七七七	五,四四三	五,四四三
明治七年	六,七七一	一,五九〇,七四三	一,五九〇,七四三	一,五九〇,七四三
明治八年	一,八七三,三三三	一,九六六,〇八三	一,九六六,〇八三	一,九六六,〇八三
明治九年	一,九五一,四三〇	一,五八二,八二二	一,五八二,八二二	一,五八二,八二二
明治十年	三,三三三,九九五	三,六六八,三三三	三,六六八,三三三	三,六六八,三三三
明治十一年	五,〇三六,四三三	三,六六八,三三三	三,六六八,三三三	三,六六八,三三三
明治十二年	七,六六六,〇〇六	六,六六六,〇〇六	六,六六六,〇〇六	六,六六六,〇〇六
明治十三年	三,六六六,〇〇六	一,五九〇,七四三	一,五九〇,七四三	一,五九〇,七四三
明治十四年	一,〇三〇,八二五	七,七七七	四,八二二,七七七	六,三三三,七七七
明治十五年	一,〇三〇,八二五	八,〇〇〇,〇〇〇	五,三三三,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
明治十六年	二,六六六,〇〇六	一,二二二,二二二	六,六六六,〇〇六	一,二二二,二二二
明治十七年	三,三三三,九九五	二,二二二,二二二	一,六六六,六六六	二,二二二,二二二
明治十八年	三,三三三,九九五	三,三三三,九九五	一,六六六,六六六	三,三三三,九九五

年次	預金	年末殘高	貸付高	年末殘高
明治十九年	五,〇三六,四三三	三,四〇三,三〇〇	三,五八八,九三三	四,七二二,五九九
明治二十年	六,六六六,〇〇六	三,七六三,一五五	三,九〇三,三〇〇	五,七三二,四三三
明治二十一年	七,三九七	四,〇三〇,八二五	四,〇三〇,八二五	五,一三三,〇〇〇
明治二十二年	一,〇三〇,八二五	八,〇〇〇,〇〇〇	四,一六六,六六六	六,〇〇〇,〇〇〇
明治二十三年	一,〇三〇,八二五	八,七三三,三三三	四,七三三,三三三	六,九一一,九九九
明治二十四年	一,四八八,九九九	八,七三三,三三三	四,七三三,三三三	八,四四二,九九九
明治二十五年	一,八〇〇,〇〇〇	一,〇三〇,八二五	四,六六六,〇〇〇	一,〇三〇,八二五
明治二十六年	二,七五五,九九九	一,三九九,九九九	五,九九九,九九九	一,〇三〇,八二五
明治二十七年	三,四七四,九九九	一,四四九,九九九	五,八五五,九九九	一,〇三〇,八二五
明治二十八年	三,三三三,九九五	?	七,九九九,九九九	一,〇三〇,八二五
明治二十九年	三,三三三,九九五	?	?	?



士 別 原 野 道 路



利 別 橋 及 鐵 道

士別原野道路

原野の開拓は道路の開鑿より急なるはなし道路一度通せば未開の原野も之を開くこと容易なり此圖は明治三十五年天鹽國上川郡士別原野區畫地に於ける直線道路を撮影したるものにして當時は道路の兩側樹木叢鬱僅に路傍に移住民の小屋を認むるのみなりしか今日其地に至れば樹木は皆伐拂はれ滿目麥鹽菜加となり牛鳴馬嘶鶏犬の聲と相和するを聞く其開拓豈迅速ならずや

利別橋及鐵道

本圖は本道鐵道釧路線中十勝國中川郡利別停車場と池田停車場との間にある利別橋(鐵橋)及び鐵道にして鐵道は明治三十六年四月起工し三十七年十月落成す橋の長さ三百三十五尺なり想ふに鐵道は文明の利器にして本道の拓殖開發之に依るもの實に多大なりき今や全道鐵道は五百九十八哩に達し今後又續て敷設せられんとす其延長は即ち拓殖の進歩を意味するものと見て可ならん

第十一章 交通

松前藩時代及其以前

船舶交通の監視

「アイヌ」の丸木舟は之を措き本道船舶の交通は古昔冒險なる商賈水夫等か渡航して「アイヌ」と交易したるに始まりしと謂ふ然れとも船舶の事の記録に見えたるは文治五年藤原泰衡滅亡の時糠部津輕の人蝦夷島に逃る、際薙刀を舟舫に結付け權となす是れ車權の濫觴なりとあるを以て嚆矢とす而して本道は陸奥國と一葦帶水を隔るのみなれば同地と交通ありしは勿論なれとも商船の往來に至りては北陸道の諸港と交通せる後に増加せるもの、如し永正十一年武田光廣の大館後福山に移るや諸國より來る商船をして税を納めしむ是れ福山沖の口番所の創始にあらざる歟又天正二十年武田季廣上ノ國及び知内に夷會を置き夷地商船往來の法を定めたり松前藩の時代に於ては他國より來る船舶は必ず福山江差函館の三港に入らしめ船舶の大小搭載の貨物を檢して之に税を課したり又當別及び吉岡にも沖の口番所を置き他國船舶の出入を許したりしか此二港は重要な地にあらざるを以て船舶の出

船舶の検査及課税

三港の優劣

西廻航運の發達

入甚た少なかりき而して蝦夷地即ち場所行きの船舶は場所請負人の手船又は其の雇船に限り一々免判を與へて之を許し以て他船の航行するを禁したり船舶に關する税は面役殺役其他種々にして煩はしければ茲に記せず

港灣としての三港の價値は函館を以て第一とす同處は網知らすの港にして曾て繁昌したることあるも蝦夷亂の爲めに衰微せり函館に次くを江差とし其の鷗島の蔭は和船の碇繋に適せり福山に至りては風浪を遮るものなく港の名ありて港の實なさものなれとも松前氏の政策により最も繁昌し船舶の出入多く之か爲め同地に於て風濤の爲め屢々船舶を破壊し其の損害少からざりき

北陸道諸港と本道との商船の往來は漸次西方に及ほし遂に下ノ關、大坂等に達し北陸、中國の諸港と本道との交通は益々頻繁となれり天明四年著の東遊記に江差の交通と記して曰く

北國西國への通路は江差港宜し、わきて越前敦賀の往來の日數無下に近し昔より敦賀上下の船にのみ難船なきよし云ひ傳ふ江州の海津邊より江差湊まで七八日に着きたる者もありて隣歩きの様に思へり是によりて京大坂の便速かなり長崎へ通ふことも江戸などの如く難しとせず容易き事に言へり船方の者の語るを聞

東廻航運の不振

航海の季節

陸路交通の状況

蝦夷地の交通

けは後の月のいつ頃下ノ關にて兎ありし石州濱田にて角ありしなと隣國の如く語る通路よきこと仙臺、南部、津輕などの及ぶ所にあらす

西海の航運は斯く發達せるに東海の航運は微々として振はざりき是れ此の航路は夏期東風及び海霧等の害あるを以て和船時代に於ては發達すること容易ならざりしなり

航海の季節は春より秋迄とす冬期は風浪荒きか爲め航路杜絶し海産物の如き往々冬圍ひとなるものあり鹽鮭、新鮮の如き冬期江戸其の他へ漕送することあるも其の船は年々僅に數艘のみなりき

本道陸地の交通は海の交通よりも一層不便なり寛永九年松前藩封内の里程を定めたること舊記に見ゆるも同藩は道路の開鑿を疎にしたるを以て和人住居の地と雖も完全なる道路なく貨物の運送は重もに馬背に依りたり元祿四年藩主より町奉行に達したる書中に「私領分百姓傳馬宿次無遅々様急度申付候事」とあるを見れば人馬繼立等に關しては當時既に略ほ規定ありしを知るへし

蝦夷地に至りては唯僅に「アイヌ」の往來せる細徑あるのみ加之馬を飼育せざるを以て往來の不便言ふへからす是を以て和人の蝦夷地に赴くものは概ね船舶に依り偶

々陸を行く者と雖も海岸の難處は船にて赴くを例とせり宿泊は各場所運上家及び番家あるも其の構造は粗末なり公用の書類は各運上家をして遞送せしめ又急變ある際之を報するため各所に燈火臺を置けり

幕府直轄時代

寛政十一年幕府の東蝦夷地を直轄するや海陸の交通とも大に改良する所あり幕府は東蝦夷地の請負人を廢し直搦となしたれば海運も亦自ら之を取扱ふことゝ爲し雇船及び官船を以て之か用に供したり今其の官船を見るに二百五十石以上千石までのもの十四艘千石以上千五百石迄のもの十一艘其の他百石以下のもの數艘あり何れも幕府にて買上げ若くは大坂様似、函館等にて新に製造せるものにして船頭には長川沖右衛門高田屋嘉兵衛の如き名手あり殊に嘉兵衛は最も船舶の運用に長せり此際に於ける海運の進歩は函館港の發達、東廻航海の増加、擇捉島航路の創開並に本道海産物の増加に伴ふ航海船の増加とす然れとも船舶の破損亦少なからず海運の官營は遂に永續せずして廢止するに至れり

東蝦夷地
道路開鑿

航海の進
歩

海運の官
營

旅宿所及
備馬

政十一年禮文^{れいぶん}、華^わ、様^{よう}、似^に、猿^{ざる}、留^{りゅう}、等^{らう}の山道を開鑿し東蝦夷地一帶馬足を通せしめ各處に旅宿所^{りゆうしよ}と云^いふ^ふ行^{ぎやう}家^かを建て又各場所に官馬を備へ以て旅客及び貨物の運搬に便し又野付國後間、國後擇捉間の如きは官船を備へて交通に供せり以上の官營は文化九年東蝦夷地の直搦を廢し請負人を復すると同時に之を廢せるも其の業は依然請負人をして之を營ましめ各場所の備馬は之を預托して蕃殖使用せしめたり又西蝦夷地は文化四年幕府の直轄となるや道路は開鑿せさりしと雖も宗谷、天鹽、苫前、留萌へ馬を配布して之を請負人に預托せるか如き各場所運上家か其の建物を改築したる爲め宿泊の便を増せるか如き稍々改良する所ありき

西蝦夷地
道路開鑿

安政年度
の官船

松前藩は其の復領後唯幕府の施設を守るに過ぎさりしか安政二年幕府の再び蝦夷地を直轄するや先づ西蝦夷地の交通を謀るため場所請負人に命し又は篤志者の出願を許し各所の道路を開鑿せり即ち海岸に在りては太田山道、狩場山道、雷電嶺、稻穂嶺^{いなほ}、岩^{いわ}、内^{うち}、余^{あま}、濃^{のう}、盡^{じん}、山^{さん}、道^{どう}、増^ま、毛^{もう}、山^{さん}、道^{どう}、東^{とう}、西^{せい}、海^{かい}、岸^{がん}、の^の、通^{つう}、路^ろ、に^に、在^ざ、り^り、て^て、は^は、一^{いっ}、ノ^の、渡^{わたり}、江^が、差^さ、間^ま、長^{なが}、萬^ま、部^ぶ、歌^か、棄^し、間^ま、千^{せん}、歲^{さい}、錢^{せん}、函^{わづら}、間^ま、の^の、如^{ごと}、き^き、皆^{みな}、此^{こゝ}、の^の、際^{さい}、に^に、開^{ひら}、か^か、さ^さ、る^る、も^も、の^の、に^に、し^{して}、不^ふ、完^{かん}、全^{ぜん}、な^な、か^か、ら^ら、も^も、皆^{みな}、馬^ば、足^{あし}、を^を、通^{とほ}、す^す、る^る、を^を、得^え、る^る、に^に、至^{いた}、り^り、而^{して}、馬^ば、な^な、き^き、場^ば、所^{じよ}、に^に、は^は、官^{くわん}、牧^{ぼく}、場^{ばう}、よ^{より}、之^を、供^{くわん}、給^{じつ}、し^て、備^び、馬^ば、と^{とな}、し^{たり}、箱^{はこ}、館^{くわん}、奉^{ほう}、行^{ぎやう}、所^{じよ}、の^の、官^{くわん}、船^{せん}、は^は、僅^{わずか}、に^に、幕^{まく}、府^ふ、よ^{より}、下^{くだ}、附^{つけ}、せ^る、二^に、艘^{そう}、及^{及び}、ひ^ひ、函^{わづら}、館^{くわん}、に^に、製^{せい}、造^{ぞう}、せ^る、西^{せい}、洋^{やう}、形^{けい}、船^{せん}、三

艘を有し以て官用品回送等に供せるのみ汽船は之を請求せるも下付せられざりき然れとも其の函館にて製造せる西洋形船の構造其の宜しきを得たるの一事は甚た名譽とすへき所なり又其の船を以てニコライスクに航したるか如きは本邦航海史中特筆すへき事件なりとす

外國船

安政元年米國水師提督ペルリ函館に來りて其港を檢し開港の事定まりし後米、英諸國の船舶漸次出入し殊に安政六年開港後は其の數を増加せり

開拓使及三縣一局時代

開拓使附屬船

開拓使は其の經營の大なるに準して交通上にも亦大に力を盡す所あり而して海運は最も必要なるを以て明治二年風帆船二艘を附屬し又時々外國汽船を雇ひたりしか漸次附屬船を増加し其の數前後を通して汽船十七艘帆船十五艘に達せり此の船は本道の各要地に備へ同使自ら運用し官物は勿論一般の旅客商品を運輸するものにして其の航路は青森函館間、東京函館小樽間、青森室蘭間、函館根室間、其の他各處に亘り從て小樽室蘭に埠頭を築き福山、函館、鷗島、江納紗布、根室、高島、小室蘭に燈臺、燈船、若くは燈竿を設け以て航海に便せり又明治三年汽船一艘を木村萬平に托し回漕

回漕業者保護

會社を創立せしめ^約二年業同六年榎本六兵衛等に資金十萬圓及び汽船一艘を貸與し

三菱會社本道に航路を開く

保任社を創立せしめ函館、東京、大阪間の海上難破保險並に荷爲替の方法を定む榎本等又別に運漕會社を設立し保險に關せざる貨物運漕を取扱ひたり又三菱會社は明治七年東京函館間の定期航海を開きしを始めとし同十一年函館、根室間、同十二年函館、青森間^{此時開拓使は同航路の官船を給す}同十三年函館、小樽間の定期航路を開きたり

西洋形船の増加

開拓使の中頃迄は本道の貨物は重もに日本形船によりて輸送せられたるか開拓使の附屬船に加ふるに郵船會社の瀛船を以てし且明治八年開拓使は五百石積^{七十四分}餘以上の日本形船を新造するを禁したれば爾來西洋形船を製造するもの多くして開拓使の末期には西洋形船の輸送は遙に日本形船に勝るに至れり而して是に由りて運輸の安全と迅速とを増したるのみならず冬期と雖も交通の自由を得て大に開拓の利便を得るに至れり

官船廢止

明治十五年廢使置縣の際民間の航運稍々進歩せるを以て同使起業の水運は悉く之を廢し船舶を農商務、工部の兩省に屬し唯三隻を札幌縣に引繼ぎ同縣に於て青森室蘭間、小樽古平間の航海を營めり
共同運輸會社の起るや三菱會社との競争甚たしく一時運賃非常に低落し商賈の利

郵船會社
航路

益する所少なからず明治十七年農商務卿は共同運輸會社に命し小樽増毛間の航路を開かしめ兩會社合併し郵船會社となるや明治十八年該會社をして横濱函館間、函館根室間、函館小樽間、神戸函館小樽間、青森函館室蘭間、小樽宗谷間及び國後、擇捉、北見地方へ航海をなさしめ森室蘭間官船の航海を止む

函館札幌
間其他道
路開鑿

開拓使は海運の便を開くと共に又陸運の便を開くに努めたり其の工事の主なるものは函館札幌間の道路にして雇米人の設計に基づき明治五年起工同七年竣工し函館森間は馬車を通し森室蘭間は兩處に埠頭を築き船を以て連絡せり其の工費概八十四萬餘圓とす又長萬部壽都間の道路は十年開鑿し安政年間開鑿せる道次で錢函小樽間の車道は開鑿し函館の街路は明治十一年十二年の大火を機として改築し小樽の街路も亦明治十四年の大災により改修し鶴山道の開鑿は十八年に着手せり其の他小工事は枚舉に遑あらず

驛遞

驛遞は明治二年場所請負人廢止の後本陣會所にて取扱ひ同五年驛遞所と改稱し多少の補助金を給し官馬を貸與し或は官馬を廉價に拂下げたり十二年函館支廳管内官設の驛遞を廢し人民の自由營業とす同年札幌、錢函、小樽、七重等に陸運改良係を置き馬車馬櫓の使用を勧誘し運送の便を圖る此の係は十七年に至りて廢す札幌縣に

鐵道

於ては十八年驛傳取締所を設け人馬車、渡津、旅籠屋の三業組合規約を設けしめ收支相償はさる箇所のみ補助金を給し根室縣に於ては新設驛遞に起業費を貸與し別に給する所の補助金より年賦返納せしむ
開拓使の幌内炭山を開採するや其の運輸の便を圖り兼て沿道の開拓に資するため明治十二年小樽幌内間に鐵道を敷設するに決し十三年起工同年手宮札幌間竣工、廢使の後鐵道は炭鑛と共に工部省の管理に歸し十六年北海道事業管理局に移れり同年札幌幌内間竣工、全線五十五哩餘にして其鐵道は拓殖上に至大の利益を與へたり
明治五年始めて本道に郵便の方法を施行し先づ札幌以南に線路を開き郵便局を置き漸次各地に及ぼせり八年郵便爲替を施行し十一年郵便受取所及び貯金取扱所を設く郵便局の廢置は主務省の權内にあり

郵便

電信電話

明治五年開拓使其の定額中の經費を以て電線架設の議を決し七年松前、函館、札幌、小樽間に電信を開始し又津輕海峽の海底電線を敷設す廢使の際工部省に引繼ぎ又遞信省の所管となる十七年札幌、根室間の電信線を架設す、電話は十六年手宮幌内間に設けたるを始めとす

北海道廳時代

道路

道路は置廳の初め内部の中央に貫通し四方の支道に連絡し各地の交通を開かんと欲し先づ空知上川間十九年着手二樺戸増毛間二十年着手上川網走間二十二年着手工網走釧路間二十二年着手札幌札幌田間十五年着手二等を開鑿し爾後各地に及ぼし特に三十四年十年計畫成り當年より十年間に於ける二千餘里の道路新鑿竝に橋梁架設排水溝開鑿の經費を定められたれば留萌北龍間濱益新十津川間名寄太興部間竝に浦河三石間其の他處々開鑿し又橋梁を各處に架設し益々歩武を進めんとせし際、日露開戦の爲め事業に一頓挫を來したりしか三十九年更に同年度より四十三年度に至る各年度支出額を定められたり明治四年以後三十九年に至る間の國縣里道開鑿里程合計二千百十餘里にして本年開鑿國縣里市街原野排水道路の豫定里數は三百六十七里餘なり

驛遞

二十一年四月三縣區々の制を廢し人馬繼立營業規則を定め尋て之を施行せり三十年六月人馬繼立所を廢して驛遞所となし驛遞所を築造し馬匹を貸附し補助金額を給與す此他驛遞に關する規則の廢止改正あり現今驛遞所の制は各驛遞所に取扱

渡津

人を置き官費を以て建物馬匹の幾部若くは全部を設備し手當金を與へ旅宿と人馬繼立業郵便繼立を兼ねしむるものにして他に人馬繼立營業者なき交通不便の地に設く三十九年末驛遞所數二百九箇所とす

鐵道

渡津は橋梁の架設なく往來不便の地に設け通行に便ならしむるものにして手當金及び設備渡船其の他設備物件を給與す三十九年末官設渡船場は地方費に係るもの四十三國費に係るもの百五十六箇所あり

釧路鐵道

鐵道は明治十九年幾春別線敷設に着手し二十年落成し二十二年幌内鐵道と共に之を拂下けたりしか爾後道路測量の傍鐵道線路を測量し二十八年に至り北海道幹支線鐵道調書を作り茲に本道の鐵道策略ほ定り翌年空知太旭川線の工事に着手し又同年北海道鐵道敷設法の發布あり爾後繼續して敷設に従事しつゝあり又民設鐵道は標茶ヒラカ硫黄山線及び函樽線の新設炭礦線の増設を見たり

炭礦鐵道

北海道炭礦鐵道株式會社は二十二年創立し幌内及び幾春別鐵道の拂下を受け同時室蘭より空知太に達する鐵道並に同線路より分岐して夕張及び空知炭礦に通する兩支線の敷設を依頼し該鐵道資本に對し毎工區鐵道敷設工事竣功に至るまで株金拂込額に依り政府より一箇年利子五朱までを補給せらる其の工事は二十三年に着手し二十五年に至りて悉皆竣工せり後少しく増設して營業線路二百餘哩に至る而して官の保證ある本道移住民及び其の携帶せる日需品は無賃にて輸送し又本道物産にして製造を加へざるもの運賃を低減し大に拓殖事業を助けたり三十九年十月政府此鐵道を買収して官業に移せり

函館鐵道

北海道鐵道は小樽函館間を連絡するものにして北海道鐵道株式會社の敷設に成る同社は二十三年四月創立登記の日より起算し滿八箇年以内に竣工すへき金なりしも事業意の如くならず國費の補助を得て三十五年起工し三十八年七月全線百五十八哩餘の開通を見るに至れり此鐵道は大に沿道の開發を助けたるのみならず亦移住に關する運賃の割引^{初め}無^賃をなして移住民に便せり四十年七月政府の買収によりて官有に歸せり

官設鐵道

官設鐵道は二十九年空知太旭川間三十六哩起工し三十一年竣工し又北海道鐵道敷

設法に依る第一期線天鹽線中旭川名寄間は三十年起工三十六年全通し旭川釧路間即ち十勝線及び釧路線は三十年旭川より三十三年釧路より起工し其の大部分竣成したる際日露戰役の起りたる爲め其の影響を受け工事遅延せしか四十年九月全通し開業式を行ふことゝなれり今や國有鐵道は右線路に加ふるに前記民有鐵道の買収を以てし合計六百四十八哩に達し尙ほ留萌線並に網走線は共に四十年三月起工せるを以と本道は鐵道の便に依り四方の海岸と内部との連絡を視る蓋し遠からざるへし

馬車鐵道

函館馬車鐵道は明治三十一年十二月開業し函館區内並に湯ノ川間に通し線路延長十哩七十八鎖、岩内馬車鐵道は三十八年三月開業し岩内町より小澤停車場間に敷施し線路延長九哩六十八鎖、上川鐵道馬車は三十九年五月開業し旭川市街より第七師團附近に至る此延長一哩六十一鎖なり

補助航海

郵船會社船の航路は依然繼續し來れり二十一年逓信省は日本郵船會社に補助金を支給し小樽増毛及び北見に至る冬期航海を爲さしむ二十四年及び二十五年度道廳は補助金を支給し希望者を募りて千島冬期航海及び稚内網走間の航海を試みしに千島冬期航海は好成績を得たるを以て爾後年々補助金を給し之を行はしむ二十六

年遞信省は青森函館間の航路を延長し室蘭に及はしむ三十年道廳は補助金を給して函館大津線、三十二年小樽、天鹽線、三十四年稚内網走線の補助航海を開始す、三十四年遞信省大家七平に命し日本海線を開き甲乙兩線とも函館小樽に寄港せしむ、三十四年青森室蘭間直航船を開始す、三十九年地方費補助を以て小樽斜里線を開く、同年遞信省命令を以て函館小樽線に接続し九春古丹線を開く、以上の内其の後變更せるものあり目下命令航路は左の如し

遞信省命令航路 日本海線(大阪商船株式會社受命) 九春古丹線 青森函館線

青森函館室蘭線 青森室蘭線(直航)(日本郵船株式會社受命)

北海道廳命令航路 函館根室線(直航) 函館根室擇捉線(千島冬期航路を含む) 函館根室網

走線 函館小樽線(本年九月限り廢止) 小樽稚内線 小樽網走線(月二回斜里に寄航)(以上日本郵船

株式會社受命) 函館大津線(金森合名會社受命) 小樽天鹽線(藤山要吉受命)

右何れも定期航海にして直航と記せるもの、外は皆航路附近の要港に寄港せり唯冬期は北東部一帯流水等の障害あるか爲め北見國オコック海沿岸及び千嶋の諸港航海杜絶し又根室行の如きも花咲に寄港を以て之に換ふるを例とせり是れ本道航海上の一大欠點なるも氣候の關係上止むを得ざる所なり

補助以外の航海

此他補助航路に依らざる船舶にして府縣本道間及び外國間の航海をなすもの少なからす即ち外國との航路に就ては東亞北米間航海船の寄港、清韓諸港へ輸出する木材搭載船等、府縣との航海に就ては大阪、東京、神戸、横濱、伏木、新潟、四日市、敦賀、上崎、佐渡、尾ノ道、青森等へ往來するもの、又本道内の航路に就ては函館若しくは小樽を起點とし沿岸の各港灣竝に離島に往復するもの多し、三十九年に於ける本道各港内國出入商船總噸數二百十七萬七千九百餘噸、外國出入商船總噸數百二十四萬二千二百餘噸なり

主要港の状況

函館港は其區に於て二十九年以降三箇年間改良工事を施し尋て船渠會社は一萬噸の船舶を入るへき船渠を築造せり而して本道南東海岸の貨物集散、露領漁業貿易の中央市場、及び清國貿易の樞要地として船舶輻輳せり殊に三十八年函館小樽間鐵道の開通以後旅客の經由するもの増加せり、小樽港は漸次發達し二十二年特別輸出港となり三十二年一般開港場となる三十年以來第一期築港工事を爲し今や殆んど竣工し露領貿易、樺太航通、西海岸通の發着點、石狩原野貨物の吞吐等に於て重要視せられ其の勢駿々として殆んど抵止する所を知らず、室蘭港は二十七年特別輸出港となり數年前炭礦鐵道會社の埋立工事竣成す該港は一般の商業前二港の如く振はさる

石狩川航運

も石炭供給地として外國船の寄港多く且つ木材の輸出に便なるを以て内外船の出入多し、釧路港は、本道東部の要區を占め明治二十三年特別輸出港となり三十二年一般開港場と成りたるも港灣不良加ふるに附近の拓殖未だ遍ねからさりしを以て割合に繁榮せさりしか鐵道の十勝に通するに至り頗る重要な港となれり

石狩川は昔時より既に之を利用せしか二十二年汽船上川丸並に曳船春風丸を新造して試航し二十四年之を西田某に拂下けて航運に従事せしめしも後ち營業者に變更あり事業振はず動もすれば廢業せんとするを以て三十五年より補助金を與へ航運を命令せり四十年年度補助金額千二百十三圓にして石狩、札的內間を定期航行し沿川須要の地に寄航せり

郵便電信

明治二十一年九月壽都札幌間に電信を架設し以後各地に連絡し二十五年十二月遂に全道を一週せり其の後尙ほ増設して海岸より内部の各地に聯通し又千島、禮文、利尻、奥尻、天賣、燒尻等の諸島竝に噴火灣海底電線の敷設ありて現在電信局數百四十九陸上電線延長九百九十七里八町、海底電線延長三百九十八里七町餘に及へり、郵便局も亦人口増加と共に各所に設置し現在總數三百四十九、内一等局一札幌、二等局九小樽、旭川、室蘭、釧路、稚内、特定三等局三都江、岩内、三都江、岩内、三等局三百三十六、内集配局二百三十九、無集配

電話

局九十七とす

電話は明治三十三年函館、小樽、札幌に電話交換局を置き通話開始以後各所に創始せられ現在の特設電話は岩内、余市、増毛、厚田、濱益、岩見澤、室蘭、外七箇所、電話所は湯ノ川、壽都、旭川外二箇所とし此電線總延長千四百六十三里とす

統計

道路延長

年	年度末現在	年	年度末現在	年	年度末現在
明治四年	五七〇・六三三	明治十六年	二六〇・三四三	明治二十八年	八六七・〇〇三
同五年	五七〇・三三三	同十七年	二七〇・〇一七	同二十九年	九三三・〇〇一
同六年	二六〇・三四三	同十八年	三〇〇・〇三六	同三十年	九〇〇・〇一八
同七年	一五〇・〇一〇	同十九年	三三〇・〇一〇	同三十一年	一、一〇〇・〇一三
同八年	一五〇・〇一〇	同二十年	三六〇・〇三三	同三十二年	一、一〇〇・〇一〇
同九年	二〇〇・〇三三	同二十一年	四〇〇・〇三六	同三十三年	一、〇〇〇・〇一三
同十年	二七〇・〇三〇	同二十二年	四九〇・〇三〇	同三十四年	一、〇〇〇・〇一三
同十一年	三三〇・〇三三	同二十三年	五七〇・〇三六	同三十五年	一、三〇〇・〇一七
同十二年	三三〇・〇三〇	同二十四年	六六〇・〇三六	同三十六年	一、三〇〇・〇三三
同十三年	三三〇・〇三〇	同二十五年	七六〇・〇三三	同三十七年	一、〇〇〇・〇一七
同十四年	三三〇・〇三〇	同二十六年	七六〇・〇三三	同三十八年	一、〇〇〇・〇一七
同十五年	三三〇・〇三〇	同二十七年	八四〇・〇三三	同三十九年	一、二〇〇・〇一七

第十一章 交通統計

年次	取便郵物	物配	電發	信發	信着
明治三十四年	一六九三,一九〇	一四一,九三九	一四,四四四	一七,三七八	二,三六四,四三三
同三十五年	一六,四六八,九五	一八,一九九	一六,五九九	二,〇〇,三三三	二,八八一,七三三
同三十六年	二,二四〇,一七	一九,六三三	一七,九七五	二,〇〇,三三九	三,〇四九,六〇〇
同三十七年	二,三六九,七七	二,一八九〇	二六,二七六	二,五五六,七六四	三,五五六,〇三三
同三十八年	?	?	?	?	?
同三十九年	?	?	?	?	?

備考 官線は會計年度なり

郵便及電信

年次	取便郵物	物配	電發	信發	信着
明治十九年	一七,七三三,〇〇	二,〇四九,九七一	二〇,四八八	二〇,四八八	一,九三三,三六
同二十年	三,五五五,九三	二,一九〇,五七七	三三,六七一	三三,六七一	三,〇〇,一九七
同二十一年	三,〇七三,〇四	三,〇〇〇,〇〇〇	三六,九九八	三六,九九八	二,六一六,八
同二十二年	三,一五六,三三	三,七七一,〇〇〇	四〇,九九八	四〇,九九八	四,〇二〇,八五
同二十三年	四,九四六,〇〇	五,四七三,三三	五,四七三,三三	五,四七三,三三	五,四七三,三三
同二十四年	五,五八四,七〇	六,三三三,〇〇	六,三三三,〇〇	六,三三三,〇〇	六,三三三,〇〇
同二十五年	六,七六四,八	六,五二七,三六	六,五二七,三六	六,五二七,三六	六,五二七,三六
同二十六年	八,二二七,〇〇	九,四八八,五九九	九,四八八,五九九	九,四八八,五九九	七,〇〇,〇〇
同二十七年	一〇,三六九,〇〇	一,一五三,九二	一,一五三,九二	一,一五三,九二	七,〇〇,〇〇
同二十八年	一一,三〇,八〇〇	二,五二四,八〇	二,五二四,八〇	二,五二四,八〇	七,〇〇,〇〇
同二十九年	一四,七三三,九	一四,七三三,九	一四,七三三,九	一四,七三三,九	九,〇〇,〇〇
同三十年	一六,三三三,七	一六,三三三,七	一六,三三三,七	一六,三三三,七	一,一七三,三

同三十二年	一六,八二二,四	二〇,七五九,九	二〇,七五九,九	二〇,七五九,九	一,一八三,六
同三十三年	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	一,四八八,五
同三十四年	三,三三三,三	三,三三三,三	三,三三三,三	三,三三三,三	一,五四三,七
同三十五年	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	一,七九八,五
同三十六年	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	一,八二八,六
同三十七年	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	一,八二八,六
同三十八年	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	一,八二八,六
同三十九年	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	一,八二八,六



舍々廳支館國



場役長戸村幌美

函館支廳々舎

函館支廳は其管轄區域渡島國松前、上磯、
龜田、茅部及び膽振國山越五郡に亘るの
みならず函館區には外國領事館及び外
國人の在留多きを以て本道十六支廳中
最も重きを置かるゝ所なり
該支廳々舎は明治二十六年の新築に屬
し木造瓦葺の二階建、上下合せて四百二
十二坪、其外煉化石造瓦葺の倉庫一棟(五
十二坪、板庫三棟(四百四坪)あり建築費
八千二百八十圓を要せり

美幌村戸長役場

此圖は本道に於て目今僻地の一に數へ
らるゝ北見國網走郡中所謂山網走なる
美幌外五箇村戸長役場を寫せるものな
り此地明治十六年土人救濟事務所を置
き二十年之を廢し更に戸長役場を設け
以て今日に至る三十一年五箇村戸數三
十餘なりしか昨三十九年には二百六十
四戸に増加せり然れども其管内の農牧
適地約四萬町歩に對比すれば猶ほ如何
に人煙稀薄の状態にあるかを察すへし

第十二章 行政組織

松前藩時代

松前藩の
民政

松前藩は治所を福山に置き藩主の下に家老數名あり其の下に町奉行、寺社奉行、沖ノ
口奉行、檜山奉行等を置きて民政を掌らしむ即ち町奉行は普通の民政、寺社奉行は寺
社に關する事務、沖ノ口奉行は海關の取締及び其の收税、檜山奉行は山林並に江差地
方の民政を掌れり又函館番所先に龜田番にも吏員出張せしめ地方政務を分任せし
めたり而して各町村には一町村若くは數町村を兼ねて名主を設けたり
「アイヌ」に對しては叛亂の如き大事件あるにあらずれば藩は直接之に關係せず請負
人も亦「アイヌ」を使用するの外進んで干渉する所なく彼等は各部落に乙名と稱する
酋長ありて其の舊慣により部落を支配せり

幕府直轄時代

寛政十一年幕府の本道東部を措置するや其の初め蝦夷地御用掛を置き函館を根據

蝦夷地御
用掛

奉行を置

となし各地に屬僚を出張せしめ以て政務に當らしめたり享和二年二月戸川安倫、羽太正養蝦夷奉行に補し同辛五月改めて函館奉行と稱し文化四年本道西部を併せ管するに及び又改めて松前奉行となし政廳を福山に移す奉行平常二人並ひ任し一人は江戸に、一人は本道に在り奉行の下に組頭、調役並、定役、同心、足輕を置き調役以下は奉行の政廳並に蝦夷地各處に在勤し以て事務に當れり其の町村の政務は松前藩の時と異ならず

松前氏復領

文政四年松前氏復領の後は復た寛政以前の例に依りて支配し檜山奉行は既に廢せられ江差奉行を置き其の地方の政務に當らしむ

安政以後の函館奉行

安政元年幕府復た函館奉行を置き竹内政徳、堀利熙を奉行に任し翌二年再び本道を直轄し同三年村垣範正を奉行に任し同時三人の奉行あり一人は江戸に、一人は函館に在勤し他の一人は蝦夷地を巡視せんか爲めなり後ち減して二人となす奉行の下に組頭、調役等を置くは享和、文化の時に同じ

奥羽六藩の所領

安政六年蝦夷地を割て仙臺、南部、會津、秋田、庄内、津輕の六藩に賜ふ其の所領幕府直轄の地と相交はる而して各藩皆吏を遣はし之を支配せり

開拓使及三縣一局時代

函館裁判所 函館府

明治元年四月函館裁判所を置き嘉彰親王を總督に、清水谷公考、土井利恒を副總督に任す閏四月裁判所を改め函館府と稱し清水谷公考を知事に任す知事の下に判事、權判事等を置く

開拓使

省府藩士族の支配

樺太開拓使

全道開拓使の所轄に歸す

明治二年六月鍋島直正を以て蝦夷開拓總督に任し同七月開拓使を設け官等を定めて長官、次官、判官、權判官、大主典、權大主典、少主典、權少主典、史生、使掌を置き鍋島直正を長官に任し清水谷公考を次官に任す署を民部省中に開き尋て大政官中に移す蝦夷を改めて北海道と稱し十一國八十六郡となし省府藩士族寺院の支配地を定む既にして東久世通禧長官に任し九月赴任し開拓使出張所を函館及び根室に置く、三年二月樺太開拓使を置く、同五月黒田清隆開拓次官に任す七年七月參議開拓長官に兼任す四月小樽假廳舎を置く是より先き二年十一月判官島義勇、小樽郡錢函に至り假役所を設け札幌經營に着手す既にして義勇職を轉し札幌經營の事止むを以て再び此舉ありしなり、四年四月東久世長官、函館より札幌に移り開拓一切の事を總理す五月開拓使廳を札幌に置き函館根室出張所を廢し更に出張開拓使を置く八月省府藩士族寺院の支配を

官員等級

罷め本使に隸す又樺太開拓使を本使に合併す、五年九月元館縣地方當時青森縣所轄を本使に管す是に於て本道悉く開拓使に歸す、同年八月官員等級を定め長官、次官、大中、少判官、正權幹事、大中、少主典、吏生、使掌とし又邏卒を置く九月全道及び樺太を六大部に分ち札幌開拓使廳を改めて札幌本廳と稱し函館、根室、宗谷、浦河、樺太五支廳を置く浦河支廳は七年五月之を廢し宗谷支廳は六年二月改めて留萌支廳となし八年三月之を廢し樺太支廳は八年領土の交換によりて廢し以後函館、根室の二支廳を存するのみ明治八年十一月職制並に事務章程を定め長官は使中一切の事務を總判し所管の土地を開拓し人民繁殖警備勸業の事を掌る十二月分局章程を定め使中分て七局となし局を分て課となす左の如し

開拓支廳

分局章程

- 記録局 公文課、受付課、履歷課、考査課、編輯課、外事課
- 民事局 勸業課、地理課、戶籍課、驛遞課、警察課
- 會計局 檢査課、出納課、租稅課、貸附課、用度課、統計課
- 工業課 土木課、營繕課
- 物産局 鑛山課、製煉課、博物課
- 學務局 督學課、理事課

刑法局 斷刑課、聽訟課、囚獄課

明治十年一月使中准陸軍武官を除くの外、大判官以下を廢し大書記官、權大書記官、少書記官、權少書記官、屬となし二月警部巡查の官等を定む、十四年七月使中局を課となし課を係と改稱す

國郡町村

大小區畫
郡區編制

出張所

區郡役所

國郡は明治二年に設け其の後郡に變更あり國は行政區畫に關係なし町村は渡島國内に於ては松前藩時代より設けられ開拓使時代に廢合する所多し其の地方は開拓使の初め命名し若しくは開拓に従ひ漸次新設せり明治五六年の交函館支廳管内の一部に大小區畫を定め明治九年九月全道に大小區畫を定め大區の數を二十七となす、十二年七月郡區編制法により大小區畫を廢して郡區町村を定む
明治三年正月厚田外八郡に各出張所を置き爾後漸次全道各所に出張所を設く又勤番所、民政局派出所等を設くる所あり明治九年出張所、勤番所、民政局派出所等を廢し分署となす、十三年分署を廢し札幌、函館に區役所を、各郡に郡役所を設け區役所に區長、郡役所に郡長を置く郡役所は數郡を兼ね其の所在地は石狩、小樽、古平、岩内、室蘭、勇拂、浦河、留萌以上札幌管内、龜田、森、福山、江差、壽都、久遠以上函館管内、根室、厚岸、振別、網走以上根室管内とす後變更あるも之を記さす

戸長副戸長
總代人

町村には從來名主其の他の役員を置きたりしか明治四年五月札幌本廳に於て之を廢し更に戸長、副戸長を置、次て函館、根室兩支廳管内亦此制に倣ふ、九年六月太政官布達に基づき町村及び小區に總代人を置き十一月六月其の選舉法及び總代人心得を定む選舉法の梗概は町村總代人は年齢二十年以上の男子にして管内に百圓以上の地券を有する者若し百圓以上の地券を有するものなき町村に有りては中等以上の身代あるものを被選舉權を有するものとし一町村毎に二名を選舉す選舉人は該町村内に本籍を有し不動産を有する二十年以上の男子とす、小區總代人は每區二人乃至四人とし町村總代人中に就き互選す、凡て總代人の任期は滿二箇年とし毎年其の半數を改選す而して小區總代人は十三年郡區編制と共に消滅し更に郡區總代人の半數を改選す而して四人乃至八人とす又總代人心得は金穀公借、共有物取扱、土木起工を置き其の定員を四人乃至八人とす此法は現今も尙ほ戸長役場所在の各村に實行せり

の事に預るを以て本務とす此法は現今も尙ほ戸長役場所在の各村に實行せり

十五年一月開拓使を廢し、函館、札幌、根室三縣を置き時任爲基を函館縣令に調所廣丈を札幌縣令に湯池定基を根室縣令に任す各縣管轄區域は函館縣は渡島國一圓、後志國の内磯谷、歌棄、壽都、太櫛、瀨棚、久遠、奥尻、島牧の八郡及び膽振國山越郡とし札幌縣は石狩、日高、十勝、天鹽各國一圓、後志國の内小樽、高島、余市、美國、積丹、古宇、忍路、岩内、古平の

三縣設置

大藏省及
工部省所
管

農商務省
所管

北海道事
業管理局
設置

總代人心
得の改正

教育

九郡並に膽振國の内虻田、有珠、室蘭、幌別、勇拂、白老、千歳の七郡、及び北見國の内宗谷、枝幸、利尻、禮文の四郡とし根室縣は根室、釧路、千島各國一圓、北見國の内紋別、常呂、網走、斜里の四郡とす即ち開拓使本支廳區域と同一なり、三月舊開拓使物產取扱所、大阪、敦賀、派出所、北海道準備米、漁業、昆布採取、資金貸與に關する事務は大藏省に、札幌工業課、諸工場、幌内、岩内、兩煤田、幌内鐵道は工部省に、殖民、山林事務、七重勸業試驗場、札幌育種場、製煉場、博物館、製網所、製粉場、農學校、同附屬農園は農商務省に、其の所管を移す六月又た各處の牧畜場、農桑園、農產水產製造所、札幌陸運改良事業及び官有船舶の所管を農商務省に加ふ

十六年二月農商務省中に北海道事業管理局を置く廢使後工部省所轄の事業を併せ札幌農業、札幌工業、炭礦鐵道、七重農工、根室農工の五事務所を置く、十五年十二月函館縣區會規則を定む、十六年札幌縣總代人會施行手續を定む、同日根室縣總代人會規則、總代人心得を定む、總代人心得に町村總代人は其の町村の經費を以て支辨すべき事業を起廢伸縮するを得、又其の町村内の經費を豫算し及び其の賦課法を定むへしと明記せるは一進歩と云ふへし、十七年六月札幌縣郡區總代人を廢す

教育に就ては明治三年黒田清隆開拓次官となりてより意を教育に注ぎ將來學校を

興し皇化を布かんことを奏上し翌年函館に函館學校を置き札幌に資生館を設けて官費の生徒を置きたるを以めとし五年東京芝罘上寺内に假學校九年札幌に移し札幌農學校と稱す並に女學校を設け七年十二月開拓使に學務局を置き管内一般の學務を統べ九年函館に小學教科傳習所を置き十三年師範學校となす同使の末期には學校の數官立二公立百六十六分校とも私立二十一に至れり三縣分治となるや更に小學教育の施設を擴張し函館札幌に師範學校を設け小學校教則を改定し又私立函館商船學校を縣立となす當時の學校數は既に官公立二百十一、私立二十三に達せり

北海道廳時代

官制

十九年一月岩村通俊北海道廳長官に任す三月三縣を廢し北海道廳を札幌に支廳を函館根室に置き勅令第八十三號を以て官制を定む本廳には長官、理事官、屬、警部、警部補等を置郡區役所には郡區長、郡書記、區書記を置き監獄官には典獄、書記、看守長、監獄醫を置く長官一人勅任一等とし理事官十人奏任とし其の他定員の規定あり道廳事務を分掌する爲め第一、第二、第三、第四の四部となし尋て郡區長をして警察署長を兼ねしめ數年の後專任警察署長を置く又函館根室兩支廳を廢す十九年度道廳の歳出豫算額二百五

官制改革

十萬圓にして内重なる支出は新事業費七十萬圓、俸給及び諸給五十五萬八千餘圓、地方費補給三十八萬七千餘圓、囚徒費二十五萬千七百餘圓、廳費十六萬二百餘圓、其の他旅費、營繕土木費、農工事業費、移住費等とし普通の政務は努めて之を簡略にし拓地殖民に力を致すの方針を取れり爾後經費に伸縮ありしも之を載せず
明治二十四年七月官制改革ありて稍々規模を縮小し長官一人、書記官二人、警部長一人、財務部長一人、參事官二人となし事務を分掌する爲め内務部、警察部、財務部、監獄署を置く、三十年十一月又改正し規模を大にし長官一人、事務官專任五人、警部長一人、支廳長若干、參事官三人、警視二人、技師二十四人、典獄一人等を置き事務を分掌する爲め内務、殖民、財務、警察、鐵道、土木の六部及び監獄署を置く、郡役所を廢し支廳を置く三十二年十月又官制中の一部を改正し事務官專任二人、參事官二人、警視一人、技師十人に減し事務の分掌を内務部、殖民部、警察部、監獄署となし、別に北海道鐵道部官制を設く三十四年更に土木部を設く

現今施行官制

三十八年四月勅令第三百三十九號を以て又官制を改革す現今施行する所のものはなり長官、事務官、支廳長、警視、技師、屬、視學、警部、技手、通譯を置き部を設けて其の分掌を定む即ち第一部は支廳、戶長、役場、郡總代人及び區町村其の他公共組合に關する事項、賑

恤救済に關する事項、道廳に屬する國庫の會計に關する事項、地方費經濟に屬する收
 支出納に關する事項、道廳所管の官有財産及び物品に關する事項、外國人に關する事
 項、他の主掌に屬せざる事項 第二部は教育學藝に關する事項、學事視察に關する事
 項、兵事に關する事項、社寺及宗教に關する事項、民籍に關する事項 第三部は農工商
 に關する事項、水産漁獵に關する事項、度量衡に關する事項 第四部は高等警察に關
 する事項、行政警察に關する事項、衛生に關する事項 第五部は殖民地の撰定計畫其
 の他殖民に關する事項、土地の處分及び開墾に關する事項、地籍に關する事項、官有地
 管理に關する事項、土地收用に關する事項、森林原野に關する事項 第六部は土木に
 關する事項、水陸運輸に關する事項、水面埋立に關する事項とす、又同年五月北海道廳
 訓令を以て道廳處務細則を定め部を分ちて課を設け各其の課長を置きしが四十年
 三月同訓令之を改正し課を廢して係を置き各部長の直裁となせり

道廳長官

岩村長官以後本道長官の任命は永山武四郎二十一年六月十五日任命、渡邊千秋二十
 六年七月十五日任命、北垣國道二十九年四月三日任命、原保太郎二十九年四月七日
 五月退安場保和三十年七月十五日任命、三杉田定一三十一年七月十六日任命、三園田安賢
 三十九年十一月二十日任命、河島醇現長にして現長官は前長官退官の日を以て任命

あり

三十年五月勅令第五百五十八號を以て北海道區制を勅令第五百五十九號を以て北海道
 一級町村制を勅令第六十號を以て北海道二級町村制を公布す

區制

區制は三十二年八月勅令第三百七十八號を以て一部改正あり十月之を函館、札幌、小
 樽に實施せらる其の後三十四年復た一部の改正あり

一級町村

一級町村制は三十三年三月勅令第五十一號を以て其の一部を改正し七月先づ大野
 上磯、福山、福島、江差、壽都、岩内、余市、岩見澤三十九年二月七日、伊達の十箇村並に旭川、増
 毛、稚内、室蘭、釧路、厚岸、根室の七箇町に實施せらる三十四年及び三十九年該制の一部
 改正あり本年新に十五箇町村を加へ目下三十二町村に施行す

二級町村

二級町村制は三十五年勅令第三十七號を以て全部を改正し四月一日六十二箇町村
 に實施し三十九年三月一日七十三箇村を増加し猶ほ同年該制の一部を改正せり本
 年三月數町村を合併し十五箇町村を一級町村に編入し現今該制施行地百十五町村
 なり

戸長役場

區制町村制未施行地は舊制に據り依然戸長役場を存し總代人を置く是れ其の程度
 未だ町村制を施行する迄に進歩せざるに由る目下村數二百十九、役場數六十六あり

町村制
施行地
及未
施行地

左に現在町村施行地及び未施行地を支應別に掲ぐ

第十二章 行政組織 北海道廳時代

札幌支廳 (札幌區大通 西三丁目)	函館支廳 (函館區元町)	檜山支廳 (檜山郡江差町 大字中歌町)	壽都支廳 (壽都郡壽都町 大字渡島町)	岩内支廳 (岩内郡岩内町 大字御鉢内)
一級町村 登平村、石狩町、厚田村、濱益村、當別村	一級町村 大野村、上磯村、福山町、福島村、七飯村、森村、八雲村	一級町村 江差町	一級町村 壽都町	一級町村 岩内町
二級町村 札幌村、手稻村、白石村、廣島村、篠路村、琴似村、藻岩村、江別村、惠庭村	二級町村 白尻村、鹿部村、砂原村、長萬部村、吉岡村	二級町村 乙部村、熊石村、久遠村、瀬棚村、泊村、厚澤部村、奥尻村、大樽村、東瀬棚村、利別村	二級町村 磯谷村、西島牧村、東島牧村、歌葉村	二級町村 前田村、發足村、神惠内村、俱知安村
町村制未施行地 新篠津村、千歲村、蘭越村、烏棚舞村、長都村	町村制未施行地 般法華村、落部村、上及部村、大澤村、荒谷村、炭燒澤村、赤神村、札前村、根部田村、茂草村、雨垂石村、原口村、江良町村、清部村	町村制未施行地 平田内村、貝取洞村、長磯村	町村制未施行地 政治村、湯別村、樽岸村、黒松内村、南尻別村、熱郭村、作開村	町村制未施行地 野東村、數島内村、小澤村、堀株村、茅沼村、興志内村、孟村、泊村

小樽支廳 (小樽區景徳町)	空知支廳 (空知郡岩 見澤町)	上川支廳 (上川郡旭川町 三條通十丁目)	増毛支廳 (増毛郡増毛町 大字永壽町)	宗谷支廳 (宗谷郡稚内町 大字稚内村)
一級町村 余市町、古平町	一級町村 旭川町	一級町村 増毛町、留萌村	一級町村 稚内町	一級町村 稚内町
二級町村 高島村、朝里村、大江村、美國町、鹽谷村、赤井川村、入郷村、余別村	二級町村 山仁村、三笠山村、沼貝村、栗澤村、瀧川村、歌志内村、蘆別村、登川村、月形村、一巳村、秩父別村	二級町村 東旭川村、東川村、永山村、鷹栖村、比布村、當麻村、愛別村、士別村、劍淵村、上富真野村	二級町村 苫前村、羽幌村、鬼鹿村、燒尻村、天賣村	二級町村 鬼腸村、仙法志村、鷺泊村、杏形村、船泊村、香深村
町村制未施行地 北村、幌向村、音江村、浦臼村、雨龍村、北龍村	町村制未施行地 神樂村、神居村、美瑛村、多寄村、上名寄村、下名寄村、中川村、下富真野村、占冠村	町村制未施行地 初山別村、天鹽村、沙流村、幌延村、遠別村	町村制未施行地 能取村、網走町、藻琴村、渚滑村、湧別村	町村制未施行地 能取村、網走町、藻琴村、渚滑村、湧別村

第十二章 行政組織 北海道廳時代

網走支廳 (網走郡網走町 大字北見町)		町村制未施行地 美幌村、杵端邊村、古梅村、活汲村、達婦村、鷺木倉村、鉛里村、蒼川村、止別村、朱 田村、遠音別村、常呂村、少牛村、端澤村、太茶苗村、手師學村、野付牛村、生願常村、 別村、藻淵村、瑠璃村、沙留村、雄武村、興部村、澤木村、幌内村
一級町村	室蘭町、伊達村	
二級町村	虻田村、辦邊村、苗小牧村、真狩村、狩太村、安平村、厚真村	
町村制未施行地	幌別村、登別村、鷺別村、輪四村、千舞龜村、元室蘭村、壯警村、越川村、井目戸村、 崩別村、生龜村、似樽村、果標村、穂別村、邊富内村、社登村、敷生村、白老村	
二級町村	浦河町、荻伏村、西舍村、杵白村、三石村、様似村、幌泉村	
町村制未施行地	佐瑠太村、富仁家村、平賀村、波惠村、慶能舞村、賀張村、門別村、厚別村、榮實村、 平取村、紫雲古津村、荷葉村、二風谷村、荷賀村、長知内村、幌去村、貫氣別村、荷葉 摘村、大狩部村、葉朽村、愛乞村、元神部村、比字村、泊津村、高江村、去童村、姉去 村、萬揃村、滑若村、下下方村、中下方村、上下方村、目名村、遠佛村、幕別村、市父 村、農家村、碧葉村、有良村、婦蟹村、佐妻村、柵別村、春立村、音江村、遠別村	
河西支廳 (河西郡帶廣町 大字下帶廣村)	二級町村 帶廣町、上帶廣村、伏古村、幸雲村、實實村、芽室村、音更村、大津村、生剛村、豊頃 村、湖栗村、幕別村、茂寄村	
町村制未施行地	人舞村、風足村、押帶村、勇足村、幌蓋村、百蔵村、娘侶村、本別村	
一級町村	釧路町、厚岸町	
二級町村	濱中村	

釧路支廳 (釧路郡釧路町 大字真砂町)	町村制未施行地 鳥取村、昆布森村、跡永賀村、仙鳳趾村、白糠村、庶路村、尺別村、陸別村、足寄村、 利別村、蠟燭村、舌辛村、徹別村、蘇牛村、飽別村、熊牛村、塘路村、虹別村、弟子屈 村、屈斜路村、太田村
一級町村	根室町
二級町村	和田村
町村制未施行地	齒舞村、友知村、沖根婦村、瑠璃瑠村、沖根邊村、婦羅理村、別海村、平糸村、野付村、 四別村、走古漂村、厚別村、標津村、伊茶仁村、茶志骨村、忠類村、蕭別村、崎無異村、 植別村、泊村、東部村、米戸賀村、秩羽別村、大滝村、留夜別村、斜古丹村、紗那村、 有萌村、別飛村、留別村、振別村、老門村、内保村、丹根萌村、榮取村、乙今牛村、 外に支廳直轄(得撫郡、新知郡、占守郡)

衆議院議員

三十三年三月法律第七十三號を以て衆議院議員選舉法改正に伴ひ北海道選出議員の數を定め先づ函館、札幌、小樽の三區に實施せられ次て三十六年六月勅令第百五號を以て三區の外に於て實施せられ三十七年の總選舉以來千島を除き全道一般選舉に參與す選出議員數は三區各一人、札幌、小樽、岩内、増毛、宗谷、上川、空知、室蘭、浦河各支廳管内一人、函館、檜山、壽都、各支廳管内一人、根室、釧路、河西、網走、^{根室支廳管内千島に一人}合計六人とす

北海道會

三十四年三月法律第二號を以て北海道會法、勅令第十七號を以て北海道會議員選舉

令法律第三號を以て北海道地方費法、勅令第十八號を以て北海道地方費令を發布し四月一日より實施せらる。

道會の組織

道會議員の選舉

道會の職務權限

地方費

北海道會は各選舉區より選舉せる議員を以て之を組織す其の議員數は三十五人にして名譽職とし任期を三年とす選舉權を有する者は帝國臣民たる男子年齢滿二十五年以上にして北海道内に三年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者若くは北海道内に於て三年以來土地四町歩以上を所有するものとす道内に於て三年以來土地四町歩以上を所有するものとす被選舉權を有する者は帝國臣民たる男子年齢二十五年以上にして北海道内に三年以來直接國稅年額十圓以上を納むる者若くは北海道内に於て三年以來土地十五町歩以上を所有する者とす道會の職務權限に就ては北海道會は法律勅令に別段の規定あるもの、外北海道地方費の歳入歳出豫算及び北海道地方稅の課目、課率を議決し決算の報告を受く、長官は道會の議決に付すべき事件に付其の議案を發す、道會の權限に屬する事件にして臨時急施を要し之を召集するの暇なしと認むるときは北海道廳長官は專決處分し次の會期に於て其の處分を北海道會に報告す、地方費は北海道地方稅其の他地方費に屬する收入を以て之を支辨するものにして

地方費に關する行政は北海道廳長官之を擔任す、地方稅目は、反別割地租附加稅を賦
課せざる土地の所有者之を賦課す但し其の土地の民有に歸したる年の翌年より二年間及び水産屯田兵土地給與規則に依り給與したる土地に對しては現役中に之を賦課せず、水産稅、水産物の採取又は製造營業の外地租附加稅、營業稅、雜種稅、戶數割、營業稅、礦業稅附加稅等は府縣稅に關する規定を準用す而して戶數割は北海道移民にして主として耕作又は牧畜の事業に引續き従事し移住の日より三年を経過せざる者には之を賦課せしめざるものとす、

教育

更に教育事業に就き概言せば置廳の初め民力を休養し地を拓き産を興すを以て主眼となせし爲め教育の程度を低ふし經費を節減し都會地の小學校の外は總て簡易科學校となしたり數年の後民力の發達と教育の必要により又舊に復し爾後今日に至るまで諸般の施設尠なからずして教育事業は拓殖の發達と共に著しき進歩をなし殊に三十四年地方費法を實施せらるゝや爾後中等程度の廳立學校を年々建設し今や大小の教育機關概ね備れり

現在學校

明治三十九年度末現在學校は官立には東北大學札幌農科大學廳立には北海道師範學校、札幌函館小樽上川の四尋常中學校、札幌函館小樽上川の四高等女學校、小樽水産學校、根室實業學校、空知農業學校公立には高等小學校七、尋常高等小學校百八十二同

分教場十三、尋常小學校八百九十六簡易教育所三百九十及ひ國費同分教場三十あり、小學兒童の就學歩合は男九十七分五、女九十四分、平均九十五分八とし三十九年度小學校教育費額百萬三千三百九圓八十四錢四厘とす此外私立には北海中學校、北星女學校外四十並に小學校十三あり

教育上の特別制度

本道特別の制度に係る小學教育は舊土人學校、簡易教育規程、特別教育規程とす本道は新開地にして舊土人部落あり又新開村落の如きは他府縣と其の事情を異にし一般を以て規定すへからざるか爲め茲に特別の制度を設けたる所以にして舊土人學校は舊土人兒童多數の地に設けて和兒童と隔離混同せりの方針を取り簡易教育規程は町村又は其の一部にして尋常小學校設置に關する費用負擔に堪えざる地に於て簡易教育所を設けて尋常小學校に代用し教科目、修業年限は尋常小學校の規定を準用するものとし特別教育規程は年齢凡そ十歳以上にして就學する兒童、新開地兒童等の爲め特別教育を施す規定にして教授すへき場所は便宜最寄尋常小學校若くは簡易教育所の所屬とし其の設備教授の日時及び科目等は適當の方法を取るものとす

要するに本道は殖民地たるを以て之か行政の沿革組織に於て府縣と同じからず氣

運の變遷に伴ふて或は幕府の直轄となり或は松前藩に復歸し或は開拓使を置き或は三縣一局分治となり遂に道廳の設けある等其の變化著しきものあり而して今や拓殖大に其の歩を進め又昔日の比にあらざるを以て曩に地方自治の端を開き區制一二級町村制、北海道會を設け地方費を國庫經濟より分離して之を地方人民の負擔となし又衆議院議員選出の事あり然れとも之を府縣と對比するときは其の間尙ほ頗る逕庭あるを見る又以て北海道の實狀に適したる施設なるへしと雖も拓殖の進運歲月と共に倍蓰し來るの現狀に照合すれば諸般の刷新益々其の急を告げ行政の設備より自治の機關に至るまで月と共に其の發達を視るへきを知る

統計

地方費及戸口負擔額累年表

年度	種別			年度	種別		
	人	戸	金額		人	戸	金額
三十四年	決	算	六四九、〇〇〇	決	算	七七三、〇〇〇	
	一人平均	一戸平均	三三九七	一人平均	一戸平均	三六〇〇	
三十七年度	決	算	八六四、九〇〇	決	算	一、〇〇〇、〇〇〇	
	一人平均	一戸平均	四二九七	一人平均	一戸平均	五〇〇〇	
計			計	計			
六、〇〇〇			計	一、〇〇〇			



ヌ イ ア



畑 其 及 落 部 ヌ イ ア

アイヌ
此圖は石狩國上川郡旭川町字近文の「アイヌ」を集め撮影したるものにして老幼男女雜糅せり以て其容貌風俗の一斑を知るへし但し衣服は舊來の「アツシ」を棄て木綿織を用うるも稀に固有の縹紋を施したる者あり陣羽織を着たるもの二人是れ彼等の禮服なり

加茂真淵

いさ子とも心あらなん陸奥の千島の蝦夷もやさしとそ聞く

アイヌ部落及其畑

此圖は膽振國有珠郡伊達村大字有珠村に於ける「アイヌ」部落及び其畑なり該部落は數十戸より成り舊土人小學校の設けあり「アイヌ」の家屋は粗末なる草葺の窟立小屋なるも近年進歩して和風の家を營構するものなきにあらす又概ね多少農業を營み間々之を以て専業となすものあり

三好清武

蝦夷か住むあしやの村も日の木のてる日のひかりなほ隔つへき

附 録

アイヌ

名稱

「アイヌ」は又「カイナ」と云ふ共に自ら稱する所の名なり本邦にては古來蝦夷と云ひ又開拓使の時一般に舊土人と稱せしめたり

渡島蝦夷

「アイヌ」は太古より本道に住したるや或は北方より又は南方より本道に轉住したるや明ならず之に關し諸説ありと雖も未だ確説を得されは之を省くされとも彼等か古昔本邦の北東部即ち渡島わたりしま、奥羽、關東は勿論、駿河、越後等まで蔓延し屢々叛亂して強暴を逞ふしたることは史により證するを得、而して渡島蝦夷と稱するは蓋し北海道「アイヌ」の謂にして又た以て其の古より本洲と交通せるを察すへし

古昔アイヌの状態

「アイヌ」は幾多の部落に分れ各所に散在し平時は互に交際せるも間々平和破れて互に戦ひたることあるは彼等の口碑及び遺跡等によりて明なり其の時としては互に連合して外敵に當り時としては英雄崛起して附近の部落を服従せしめたることあるへきも全部統一して國をなしたる形跡は今之を認むること能はず蓋し彼等の智

附 録 アイヌ

本道アイヌの叛亂

識は未だ邦國を組織する迄に發達せざりしならん
 「アイヌ」は古昔本洲の地に於て跋扈叛亂したるのみならず降て本道に於ても亦屢々騒亂せり、今を距る四百五十一年前、康正二年「アイヌ」志苔鍛冶村に來り鍛冶に小刀を作らしむ刀成り其の利鈍を争ひしに鍛冶其の小刀を以て「アイヌ」を刺殺す之に依り「アイヌ」悉く蜂起し東は鶴川西は余市に至る迄掠殺を壇にし翌長祿元年大舉來り侵し函館當時ウスケ其の他諸館皆其の陷る所となり唯茂邊地上ノ國の二館固く守る是に於て諸館主連合し大に七重濱に戦ひ松前氏の祖武田信廣夷酋コシマイン父子を射殺し以て之を破る永正八年蝦夷復た來り侵し函館志臺與倉前の三館を陥れ河野季通等戦死す同十三年東部の酋長カノイチ來侵す武田光廣之を誘ひ館に招き酒を與へ其怠るを伺ひ斬殺す、享祿元年「アイヌ」數百人風雨に乘し大館を襲ふ義廣先登の賊を鏖す餘衆駭散す、同二年西部の酋長タナケシ叛す武田光廣其の臣工藤祐兼を遣り之を討つ祐兼敗れて戦死し夷賊上ノ國に迫る義廣伴り和し償ふに寶器を以てし之を城外に置きタナケシを誘ひ之を取らしめ遙に射て之を殺し從夷を撃て之を歴にす同四年「アイヌ」大雨に乘し來りて徳山先の大館と云ふ城を窺ふ義廣射て其の酋長を殺す、天文五年西部の酋長タリコナケシの女婿來侵す義廣偽り和し城中に誘

東西諸部武田氏の威風に偃す

場所請負人

致し酣飲終日其の怠るを覘ひ之を斬る是より東西諸部武田氏の威風に偃す、康正より是に至る九十年其の間「アイヌ」は和人と衝突し屢々來侵す而して武田氏多く伴り和し掩殺して以て纔に之を破りたるを見れば當時「アイヌ」の勢力強暴なりしを推するに足る
 天文二十年武田季廣東西蝦夷と講和し遍く寶器を與へ深く懽心を結ぶ爾後武田氏後松前の聲威口蝦夷地より漸次奥蝦夷地に及び終に場所を畫し請負人に托するに至れり、請負人なるものは多く松前の商人中資力あるものにして運上金を領主に納め雇人を請負場所に遣はし「アイヌ」と交易するものにして其の雇人には支配人通辨番人等の名あり又「アイヌ」の酋長を乙名とも名つけ其の下に小使土産取を置く又幾部落を合せて總乙名を置く所あり而して「アイヌ」は其の固有の習俗言語を守り和風を爲し和語を用ひす
 寛永二十年西部の酋長メナウケメナシの諸人の義叛く松前藩勇士を瀬棚に遣はし之を平定す慶安元年東部「メナシ」の酋長を殺す因て「メナシ」の夷人亂をなす松前藩人を遣はし和解せしむ

寛文の亂

寛文九年今を距る二百年前東蝦夷地シマサップの酋長シヤクシヤイン亂をなす當時各地の請負人等「アイヌ」に對し不法の行爲をなし利を圖るもの多く交易に用ゆる俵米の如き漸次其の量を減し八舛を以て一俵となすに至る是を以て各地の「アイヌ」之を怨みシヤクシヤインに黨するもの多く東西蝦夷地に於て和人を殺す二百七十餘人に達す時に松前藩主矩廣猶ほ幼なり幕府松前恭廣に命し之を討たしむ恭廣千餘人を率ひ國縫に至り叛夷と戦ひ之を破り進んで新冠に至りシヤクシヤインを降らしめ之を誘殺す餘黨次て平く是より松前藩は請負人造はす所の外和人の東蝦夷地に入るを禁せり

寛政の亂

染退亂後年を経るに従ひ和人は復た漸く「アイヌ」に對し不正の行爲多し而して「アイヌ」を使役して漁業をなし往々之を虐使す寛政元年今を距る百十八年前國後の「アイヌ」請負人の爲す所を怨み背きて亂をなす根室厚岸の「アイヌ」之に黨するものあり各地に於て和人七十餘人を殺す松前藩兵を遣はし之を討す進んで根室に至る會々國後の總乙名ツキノエ等説諭して叛夷を降し之を率ひて根室に来る乃ち巨魁等三十七人を獄に下し之を斬り其餘を免す

アイヌ從順となる

「アイヌ」の叛亂は寛政元年を以て終りとす蓋し「アイヌ」は其の性質舊と強暴なりしか

幕府の措置

屢々叛きて敗北し漸次和人の壓制する所となり復た和人に抵抗する能はざるに至れり今日「アイヌ」の從順なる實に是によるならん

寛政十一年幕府の東蝦夷地を措置するや露人の南侵を禦くを目的とす故に努めて「アイヌ」を懷柔するの策を取り場所請負を廢して直搦となし「アイヌ」を虐使するを禁し老病を撫養し農耕を勧め又努めて和風に化し和語を用ひしめ又鐵錢を通用し「アイヌ」に支拂ふべきものは錢を以て渡し其の需要品は錢を以て買はしむる等施設する所多し又法三章を定めて約束すること左の如し

掟

- 一 邪宗門にしたかふもの外國人にしたしむもの其の罪をもかるへし
- 一 人を殺したるものは死罪たるへし
- 一 人に庇付盜するものは其の程に應し咎あるへし

幕府の改良に依りて請負人の壓制を免るゝを得たりと雖も當時官吏及び警衛の士等往復頻繁となりしか爲め之を運搬等多忙を極めたれば亦困難すること少なからざりしと云ふ而して其の和風に化することは大に之を奨勵し擇捉島「アイヌ」の如きは其の成績頗る觀るべきものありしと雖とも他の多くは依然舊習を守りて開化す

るもの稀なり西蝦夷地は文化四年以後幕府の直轄となりたれとも官の施設少なかりしか故に其の恵を蒙むること薄し

松前氏復領より現時に至る措置

松前氏復領の後一般の「締緩みたるか爲め請負人等は復た漸次「アイヌ」を虐待せしか安政二年再び幕府の直轄に歸し寛政文化の例によりて「アイヌ」を撫恤し又安政四年は一般に種痘を施せり開拓使の時又種々に之を保護し殊に三縣一局時代に於ては「アイヌ」の疲弊を救はんか爲め大に農業を教授せり北海道廳に至りては「アイヌ」の保護は殆んど之を廢せりと雖も亦彼等の爲め保護地の法を設け且つ明治三十二年舊土人保護法の發布ありて彼等を保護せり

戸口の減少

「アイヌ」の戸口は漸次減少せり文化年間の調査に據れば東西蝦夷地に在るもの五千九百十餘戸、二萬六千三百五十餘人、今の渡島國地方に在るもの百二十餘戸、四百五十餘人、合計六千三十餘戸、二萬六千八百餘人に據る北島志文政五年の調査によれば東西蝦夷地にあるもの四千八百二十八戸二萬一千六百七十九人今の渡島國地方に在るもの千五百七十人あり天保十三年の調査に據れば東西蝦夷地一萬九千七百八十人約六百八十人なりにして開拓使の頃は一萬七千人内外なり爾後多少の増減ありと雖も年々大なる異動なく以て今日に至れり戸口減少の原因を擧ぐれば第一昔時請負人等は彼

戸口減少の理由

等を待遇すること苛酷にして或は孕婦を虐待し或は夫婦を分離して之を使役し又他場所のものと結婚するを禁したる等不當の行爲多し第二和人と交際せる爲め種々の疾病を輸入し殊に天然痘は屢々流行して多く彼等を死亡せしめ又麻疹、梅毒等も大害をなせり第三食物の變化にして從來肉食を主とせしもの漸次魚獸を獲ると容易ならざるに至り代ふるに他の食物を以てし又男は酒を飲むこと甚だし是等のもの大に其の健康を害せり第四精神の刺撃にして彼等は漸次和人の爲めに壓制せられ恐怖、猜忌、憂鬱等の念を増し之か爲め其の精神を害せり殊に此の現象は男に於て最も甚しきを見る男の數か女の數に比して最も少なきは故ありと云ふへし其の他種々の小原因あるも要するに優勝劣敗の理によるものにして彼等の一部には之を「人負けする」と云ひ做し居れり

現在戸口の配布

明治三十九年末現在戸數四千百九、人口一萬七千百十三にして其の配布は全道十一國に亘ると雖も日高國最も多くして全數の三分の一以上を占め膽振國之に次ぎ釧路、十勝、北見の三國又之に次ぐ渡島國は昔時處々に住したるも今は僅に茅部郡に存するのみ明治八年領土交換の際移住せる樺太「アイヌ」は石狩町に在り其の初め八百餘名なりしに今は大に減少せり十七年占守島より色丹島に移住したる北千島「アイ

部落

ヌは其の初め九十七名ありて數年の間死亡多かりしも其の後著しき増減を見ず部落は皆小にして大なるも數十戸に過ぎず而して其の酋長たる乙名の名稱は開拓使の時之を廢し今日は稀に私に酋長を置く部落なきにあらずと雖も亦勢力なく僅に儀式の場合に於ける首長たるに過ぎず

家屋

家屋を建つるに當りては土地の善惡に注意し若し怪しき事等ありし地なれば決して住居せず家の構造は堀立にして梁を渡さす其の四周及び屋根は茅、笹若くは木皮を以て覆ひ又家に續きて物置を設くるものあり倉庫は甚だ小にして床を高くし床柱の上に板を横たへ以て鼠の上るを防ぐ又近年和風の家屋を建るものあり部落によりては其の割合十分の二三に至る昔時は家の主人等死去し或は凶怪の事あれば家を焼き更に他に建築する風習ありしか今は此の事なきに至れり北千島アイヌは未だ穴居の遺風を脱せず其の色丹島移住の際官に於て木造家屋を給したりしに彼等は屋後に堅穴を掘り穴居を構へ冬季之に起臥せり

衣服

衣服は昔時オヒョウ樹の皮を割き之を温泉に浸し晒したるものを以て織る之を「アツシ」と云ふ又鹿皮其の他馬獸の皮を以て造るものあり然れとも今は木綿織物を廉價に買ひ得ると鳥獸の皮減少せしとにより概ね綿服を着し而して多くは舊來の縫

食物

紋を施せり陣羽織は男の禮服として今尙ほ之を用ふ履物は昔時樺太及び北千島アイヌの外は殆んど之を用ひざりしか今は和人と同しきものを用ひ若くは鮭皮、葡萄蔓等を以て造りしものを着す

食物は昔時は魚獸の肉を主とし又「ウバユリ」、「ヒシ」、其の他種々の草類を採りて之を食したり其の南西部にありては粟、稗等を作るものありしか要するに植物性のものは副食たるに過ぎず然るに和人増加し漁業は許可の制限ありて自由に營む能はず又鹿の如き著しく減少して殆んど絶滅するに至りしかは彼等は復た多く魚獸を得ること能はず終に穀菽、馬鈴薯等を作り又は之を購ひ以て主要の食物となすに至れり酒は昔時より之を嗜み其の初め交易若くは勞働賃として得たる米の多くは濁酒を作るの料に供せり其の後自由之を求め得るに至りては之を飲むこと一層甚しく其の貧窮は多く酒に原因するが如し烟草も亦其のみに好む所なり

刺墨

刺墨は婦人の裝飾にして一般に口の周圍に之を施す又眉及び手に之を施せり刺墨の法は小刀を以て肌を傷つけ鍋墨を磨り込むなり故に之を施す際は疼痛甚だしく時としては殆んど氣絶し若くは十餘日も食物を喫する能はざることあり此の惡風は幕府直轄の時廢止を諭し又開拓使は明治四年之を禁止せりと雖とも今尙ほ彼等

装飾品

の間に行はる
 装飾品として「シトキ」「レンクンベ」「耳環等」あり「シトキ」は山靱玉山靱より輸入せるものにして「稀に鏡を附せるものあり」
 の名「練玉」或は「錢鏢等」を紐に通し胸間に掛くるものにして「稀に鏡を附せるものあり」
 「レンクンベ」は錫又は眞鍮等にて製したる頸輪なり、耳環は錫又は眞鍮にて造れるもの
 にして明治四年男子の耳環を禁し女子は暫く之を許す旨を達せり

謡曲舞踊

謡曲及び舞踏は其の種類多し殊に「鶴の舞」と云へるもの著名なり、樂器は粗末なる琴、
 笛及び「ムツクリ」と稱する口琵琶の如き等あれども多く用ひす

熊祭

熊祭は彼等の大祭にして大抵十月十一月頃之を行ふ其の供る熊兒は極めて幼少な
 るものを捕獲し彼等の婦女は自己の乳を以て育つる所なり祭の儀式は處により多
 少の相違なきにあらざるも先づ適宜の場所に於て筵を敷き大刀、箆其の他の寶物を
 飾り木幣「イナホ」又「ヌ」を建て神座を造り熊を檻より出し、式場に繫ぎ先づ童子をして
 之を射せしむ此時熊を育てたる婦女は泣いて悲哀の情を顯はす最後に丸木を以て熊
 の首を押へて壓殺し死骸を神座に据へ酒を供し主客一同其の前にて酒を酌み熊肉
 を煮て食す連日痛飲酒量盡くるに至て止む此の祭は費用多き故に富裕なる者に
 あらされは行ふこと能はざるものとす

寶物

寶物として貴重するは陣羽織、刀、鏢シトキ、蒔繪の涌桶、盃臺、耳盞等にして大昔和人よ
 り交易して得たるものなり又山靱より入れる蝦夷錦、山靱玉等あるも蝦夷錦の如き
 は今日之を所有するものなし

漁獵

職業は昔時漁獵を主とせり其の漁具は鈎鉈及び鉈の一種「ハナレ」と稱する物等にし
 て舟は丸木を刳りたるものなり網罟は蓋し和人に學ひて後使用せるもの、如し獵
 具は弓矢及び「アマクツ」と稱する仕掛弓、並に「カマ」等にし弓は「ツグ」樹を以て造り矢は「ブ
 シ」と稱する毒を塗る、其の器具何れも簡易なるものなれとも之を使用するに巧みな
 るは到底和人の及ぶ所にあらず然れとも組織ある漁業の如きは彼等の營む能はさ
 る所にして開拓使以來彼等の行ひたる鯨、鮭の建網の如きは概ね失敗に終れり又弓
 は小銃の傳はりしより漸次之を廢し今は用ふるものなきに至れり

農業

農業は昔時本道の南西部に於て少しく行はれ石狩、十勝、白糠に至るまで、粟、稗、蕪等を
 作るものありしか請負人は多く其の漁獵に障害あるを以て之を喜はざりしかは彼
 等は大抵和人の目に觸れざる地に於て之を作りたりと云ふ幕府直轄並に開拓使の
 時農業を奨励せるも亦多く行はれず而して漸次食糧の缺乏を告げ困窮の狀あるを
 以て根室縣は主務省に稟請し明治十六年より五箇年間毎年金五千圓、札幌縣は十八

年より十箇年毎年金七千圓の別途下付を受け吏を派して開墾を奨励し往々壓制して農業に就かしめたり廢縣置廳に當り別途下付は消滅せるも尙ほ此法を繼續し以て二十三年に至れり其の後彼等は農業を放棄し他業に轉せるもの少なからすと雖も之か爲め彼等の耕作は一進歩を爲せり今日稀れに和人に劣らざる農業者を見るは全く當時奨勵の賜なり

現今の職業

現今の職業は種々にして一定せず農業は最も多數の者之に従事すと雖も概ね副業若しくは和人の農業に雇はるゝものにして専業者稀なり又漁業、牧畜は之を好むと雖も概ね和人に雇はるゝものにして獨立經營するもの甚だ稀なり其の他狩獵、馬追、木材流し、測量人、夫、渡守等に從事するも狩獵の外は亦多く和人に雇はるゝものなり之を要するに彼等の大部分は和人に雇役せられ若くは隨意些少の業を營み以て生活するものにして獨立して事業を經營する者極めて稀なり尙ほ茲に注意すべきは獨立事業に従事する者の中比較的雜種和人とアイの混血の多き事なり是れ其の父たる和人か或は教育し或は保護するに因れるものにして其の天性純粹なるアイヌに勝るか爲めにあらざる如し

言語

和人には和語を使用せり但し其の和語は多く下等社會に行はるゝ野卑のものに屬す

教育

明治四年開拓使アイヌに文字を學ふことを諭し九年漸を以て誘導教育すへき旨を達す十六年 天皇陛下より三縣アイヌに教育資本金一千圓の恩賜あり之に因りて各縣皆アイヌの教育に力を盡くし之か爲めアイヌにして師範學校を卒業する者あるに至れり爾後アイヌの教育稍々行はれ殊に三十二年舊土人保護法の發布あるや爾後國費を以て設立せる舊土人小學校の數十七に及び學齡兒童就學歩合は男八十分九、女七十六分四に至れり唯彼等は學校を退く後漸次其の學ぶ所を忘却するを以て教育の効果比較的少なきを遺憾とす

統計

舊土人人口累年表

年次	戸數	男	女	口計
明治十九年	三、七三三	八、七五七	八、七五七	一七、五一四

國名	總計	年		未		出		生		死	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
石狩	21,800	11,000	10,800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
後志	15,700	8,000	7,700	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
渡島	13,000	6,500	6,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
十勝	11,300	5,500	5,800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
釧路	10,500	5,000	5,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
根室	9,500	4,500	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
北見	8,500	4,000	4,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
天鹽	7,500	3,500	4,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
總計	100,000	50,000	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

明治三十九年舊土人戶口國別表

年	男	女	計
明治三十九年	83,000	82,000	165,000
明治三十八年	82,500	81,500	164,000
明治三十七年	82,000	81,000	163,000
明治三十六年	81,500	80,500	162,000
明治三十五年	81,000	80,000	161,000
明治三十四年	80,500	79,500	160,000
明治三十三年	80,000	79,000	159,000
明治三十二年	79,500	78,500	158,000
明治三十一年	79,000	78,000	157,000
明治三十年	78,500	77,500	156,000
明治二十九年	78,000	77,000	155,000
明治二十八年	77,500	76,500	154,000
明治二十七年	77,000	76,000	153,000
明治二十六年	76,500	75,500	152,000
明治二十五年	76,000	75,000	151,000
明治二十四年	75,500	74,500	150,000
明治二十三年	75,000	74,000	149,000
明治二十二年	74,500	73,500	148,000
明治二十一年	74,000	73,000	147,000
明治二十年	73,500	72,500	146,000
明治十九年	73,000	72,000	145,000
明治十八年	72,500	71,500	144,000
明治十七年	72,000	71,000	143,000
明治十六年	71,500	70,500	142,000
明治十五年	71,000	70,000	141,000
明治十四年	70,500	69,500	140,000
明治十三年	70,000	69,000	139,000
明治十二年	69,500	68,500	138,000
明治十一年	69,000	68,000	137,000
明治十年	68,500	67,500	136,000
明治九年	68,000	67,000	135,000
明治八年	67,500	66,500	134,000
明治七年	67,000	66,000	133,000
明治六年	66,500	65,500	132,000
明治五年	66,000	65,000	131,000
明治四年	65,500	64,500	130,000
明治三年	65,000	64,000	129,000
明治二年	64,500	63,500	128,000
明治元年	64,000	63,000	127,000

北海道拓殖の進歩 終

明治四十年九月三日印刷

明治四十年九月六日發行

北海道廳第五部

石狩國札幌區大通東二丁目四番地

發行者 北海道協會支部

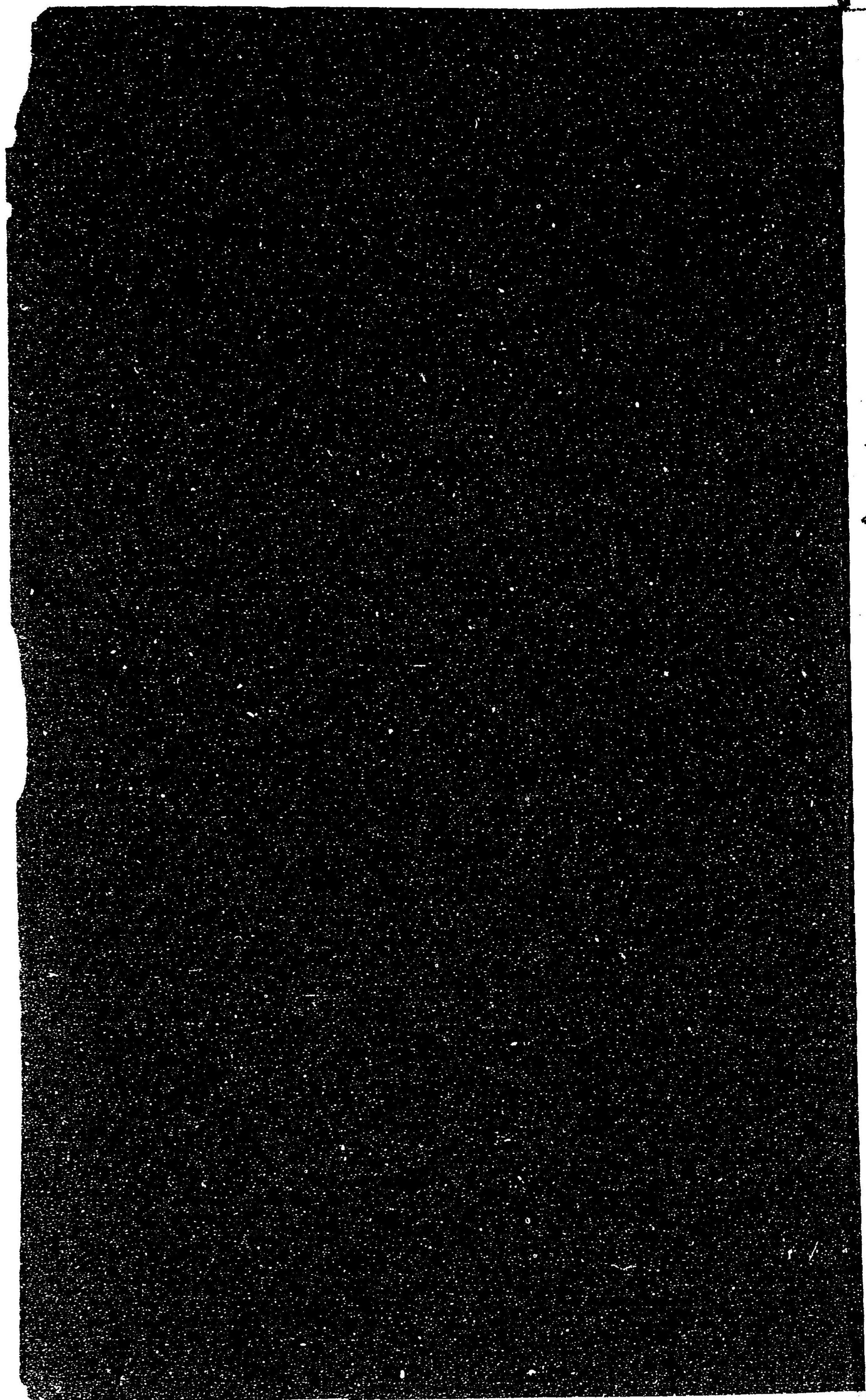
代表者 對馬嘉三郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷者 島連太郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

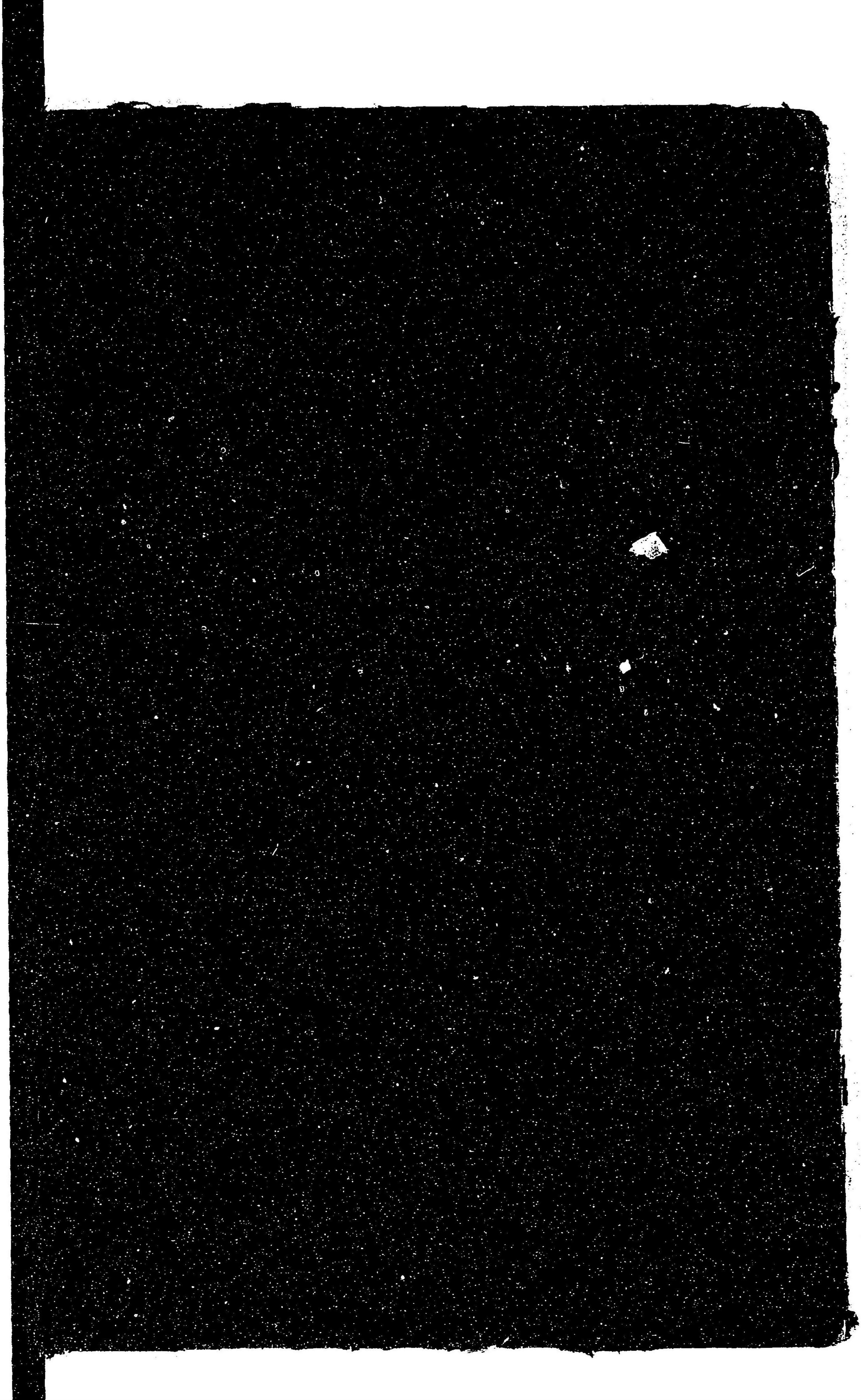
印刷所 三秀舍活版所



54



17
287



041390-000-2

76-287

北海道拓殖の進歩

北海道庁第五部/編

M40

BDG-0205



